

324

604



始



96.12.25

敬
神

竹郎謹書

至
仁

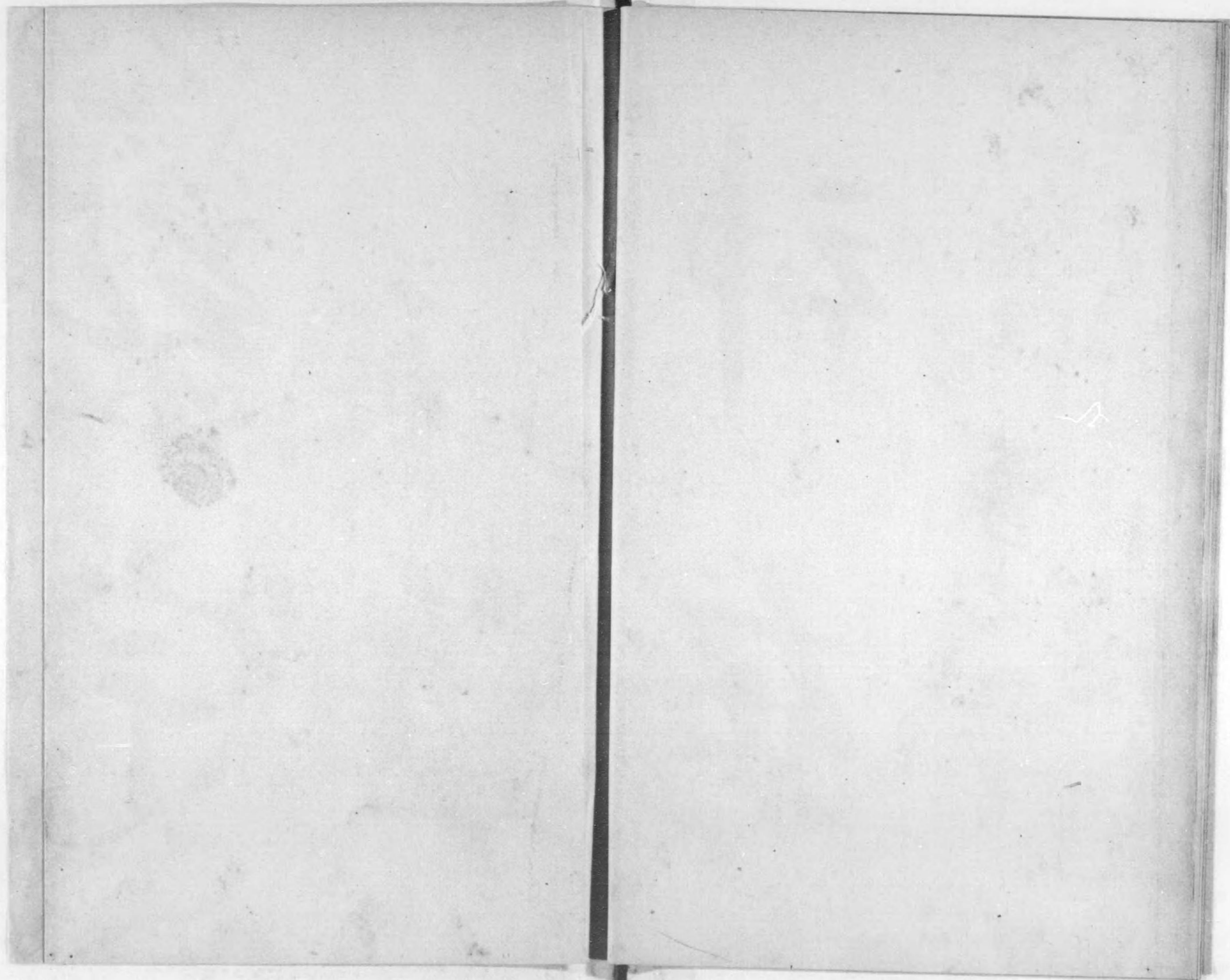


公壽基弘題

神在

伯壽 姜光 謹書





尊祖
敬宗

子爵和光題



あめふり

あめふりしるし

清彦

沖風に

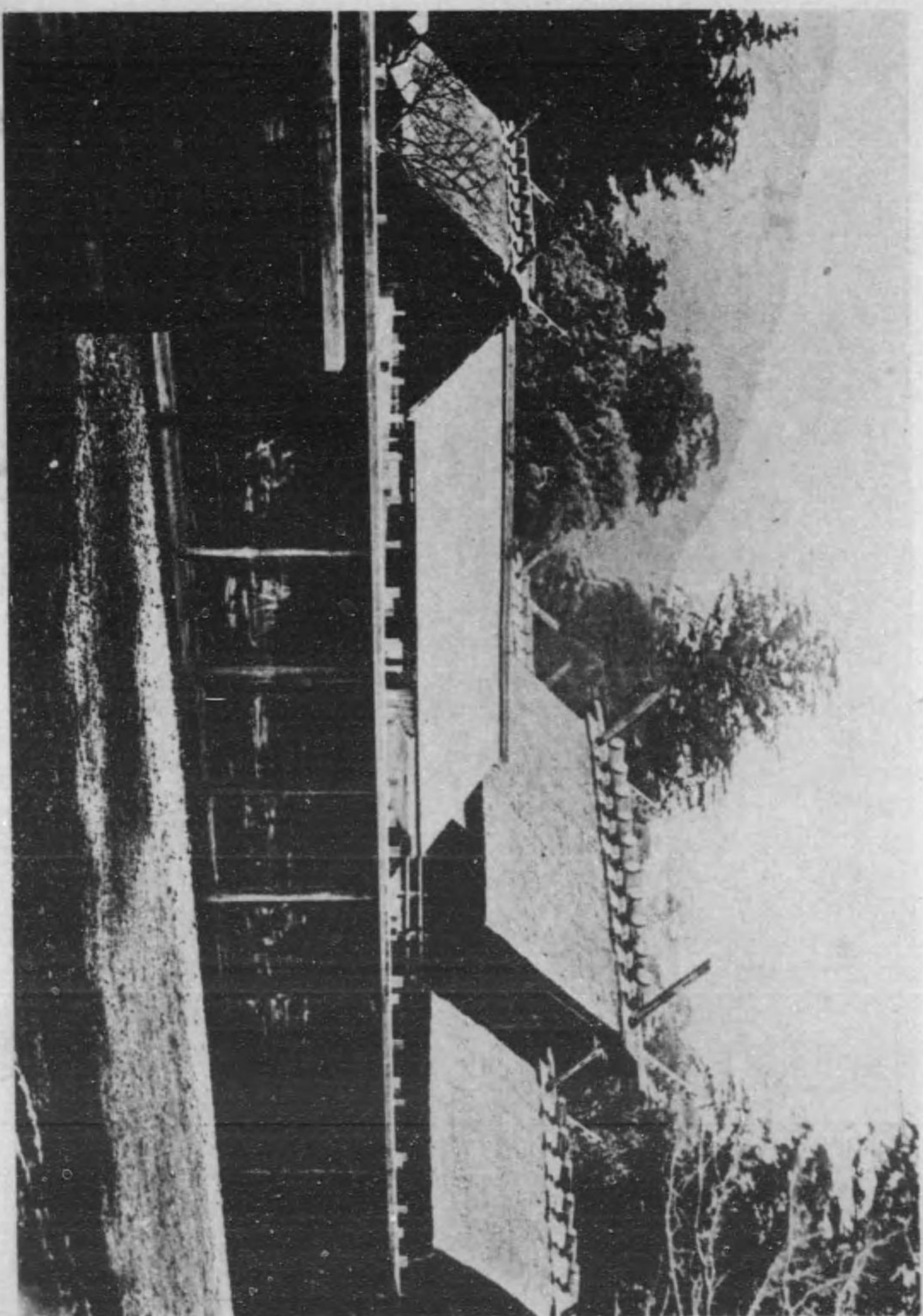
なみだり

内あつた

序

南朝の忠臣北畠親房卿が其の名著神皇正統記の開卷に於て「大日本は神國なり、天祖はじめて基をひらき、日神長く統を傳へたまふ、我が國のみこの事あり、異朝にはその類なし」と高説して居るのは、正しく昔も今もかはらぬわが國民自覺の聲である。我が皇室が吾々國民の精神上に、宗教的にも道德的にも實に天啓であり無上命令であらせらるゝ所以は全く我が國體の他に類例を見ざる尊さより由來して居るに外ならぬ。されば我が天皇陛下に於かせられては、現在の主權者として、また我が國土生民の根源を成し給へる皇祖の日嗣として、神宮を祭り神社を崇め、吾々を率ゐて皇祖に大孝を展べ報本反始の誠を竭すべき模範を御示し下されて居る。何といふ有難い事であらうぞ。

蓋し大昔の事すくななる時代にあつては、陛下親ら臣下と共に皇祖を



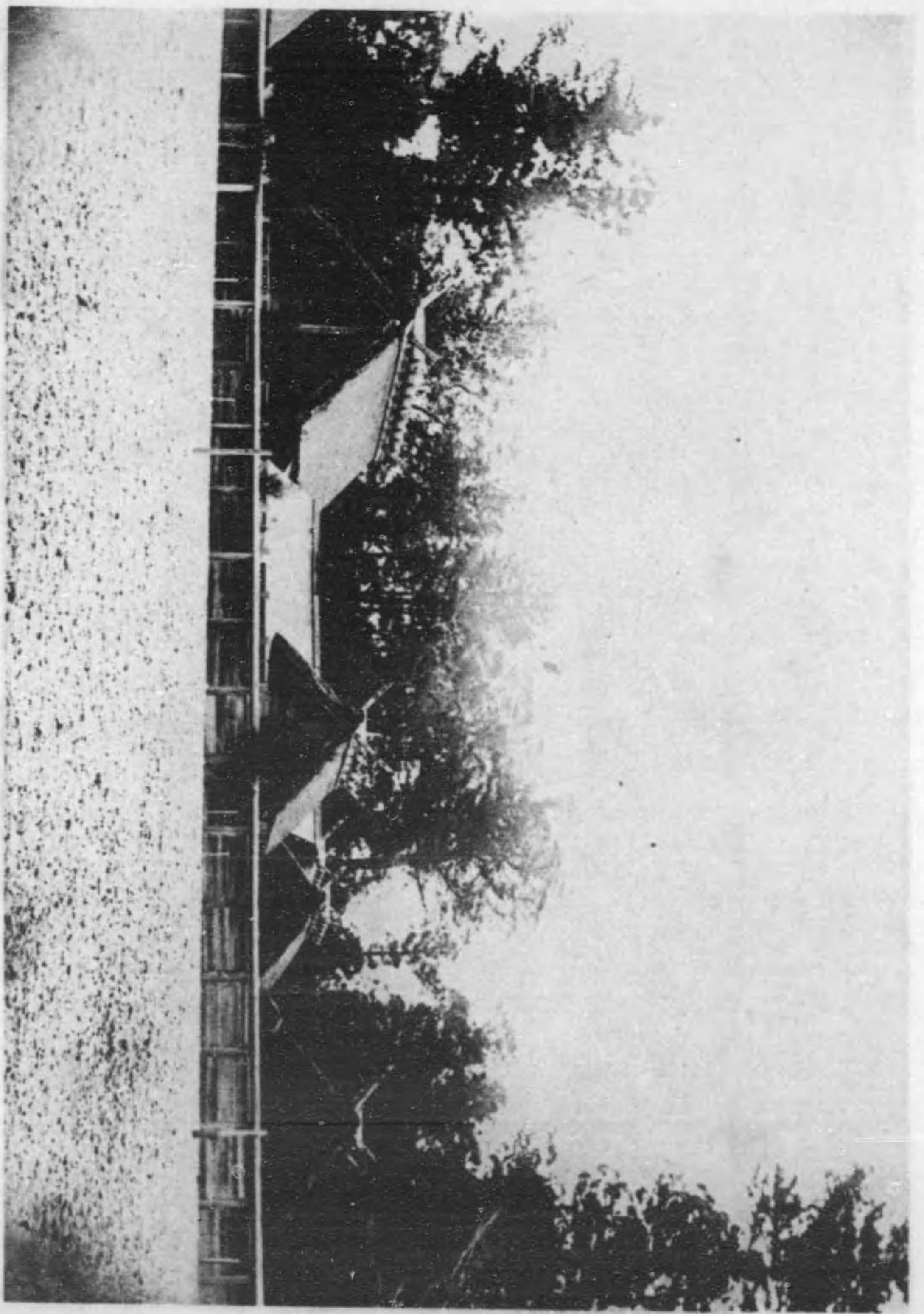
殿 正 宮 内

御祭りなされ、政治は即ち祭事を以て始とせられたものであつた。が時代の下るにつれて世の事々も繁く、祖神奉仕のことも陛下の御旨をうけて其の職の者の司る事とならねばならなくなつた。神宮神社諸般の沿革及び現状はやがてこれより起つたのである。

子として親の齢は知らねばならぬ。予が神宮及び神社を謹述して此の知識を一般に普及せんと欲する微意は全く茲に存する。不束な筆の跡、我が神祇の神聖を瀆す事なき様にと、そのみが恐惶恐懼に堪へない所である。

大正八年六月

編 者



殿 正 宮 外



例言

一 一般社會の人の持たねばならぬ知識にして一番缺けて居るものはと云つたならばまづ神宮及び神社に關する知識と答へねばなるまい。不肖時々地方に出張の折などに有志の方々から質問を受けて殊にこの感を深くしたのであるが本書の編述を思ひ立つたのは此等の動機からである。

一 神宮神社に關した著述の公にせられたものは比較的に少い。その二三提供されたものと雖も、一般の人に受け入れられる爲には餘りにむづかし過ぎる。本書を極めて通俗的な口語文とし總振假名附としたのはこの缺を補ひたいとの趣意に外ならぬ。

一 神宮の一般をなるべく見易く知らせたいとの趣旨で編纂されたものに神宮綜覽といふがある。本書の組織及び内容に就いて資料と暗示とを與へらるゝことの多かつた事を徳とする。

一 本文の欄外に細字を以て註記したのは、其處の本文に述べた史實の典據若しくは説明の具體的資料などである。一と渡りの事は本文だけで充分と思ふが、なほ研究者側の人が併せて之を調べられたならば、本書の叙述がいよゝく明確になるであらう。

一 本書の編纂に際し、神宮禰宜江見清風君、神宮皇學館教授坂本廣太郎君、同竹島寛君は種々の助言を與へられ、神宮禰宜熊谷小太郎君、同慶光院利敬君、大神宮史編纂課大西源一君、徴古館加藤昌夫君、三重縣立第四中學校教諭宮嶋弘一君、同阪本潔君は材料の蒐集に多大の助力と便宜とを與へられ、特に神宮權禰宜加藤才次郎君は材料の選擇史實の考證等に非常の援助を與へられた。本書の完成はまさに以上諸氏の力に依るところ尠からず、特記して感謝の意を表す。

大正八年六月

編者

伊勢神宮と神社

(繪畫目次)

内宮正殿	(口繪コロタイプ刷一頁)..... 卷頭挿入
外宮正殿	(口繪コロタイプ刷一頁)..... 同
神宮所管土地建物所在圖	(挿繪菊二倍石版刷)..... 一三
別宮伊雜宮	(挿繪寫真銅版アト刷半頁)..... 一五
別宮瀧原宮	(挿繪寫真銅版アト刷半頁)..... 同
外宮諸殿舎現圖	(挿繪菊二倍石版刷)..... 二七
高倉山全景大古の森林	(挿繪菊二倍三色版アト刷)..... 二九
外宮神苑一鳥居口橋	(挿繪寫真銅版アト刷一頁)..... 三一
内宮諸殿舎現圖	(挿繪菊二倍石版刷)..... 四九

繪畫目次

五十鈴川雪景宇治橋より上流を望む
 内宮神苑並宇治橋
 内宮一鳥居橋宮域入口
 五十鈴川手洗場
 神明明造
 正親町天皇綸旨慶光院利敬氏所藏
 内宮御木曳初式
 外宮御木曳
 外宮御木曳
 上棟祭徴古館所藏
 遷宮圖

(挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………五二
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………五三
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………五五
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………五七
 (挿繪菊二倍凸版)……………六七
 (本文刷込寫真銅版半頁)……………七五
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………八一
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………同
 (本文刷込寫真銅版半頁)……………同
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………八五
 (挿繪コロタイプ版アト刷二頁)……………九三

神寶 皇大神宮御料
 神服織機殿神社
 神麻績機殿神社
 勅使宮河川原祓神官文庫所藏
 神嘗祭中臣宣命奉進古事類苑
 御鹽殿神社
 御鹽燒所
 元日御饌御鹽奉仕徴古館所藏
 外宮豊宮崎御田祭徴古館所藏
 費海神事徴古館所藏
 内宮御親謁函簿 宇治橋前

(挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………同
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………一〇七
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………同
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………一一三
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………一一五
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………一一二
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………同
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………一二七
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………一三三
 (挿繪寫真銅版アト刷一頁)……………一三七
 (挿繪寫真銅版アト刷半頁)……………一六五

内宮御親謁鹵簿神苑内
齋内親王参宮（徴古館所藏）
神宮司廳正門前
舊御師邸（福島みさき大夫）
舊御師邸（龍大夫）
内宮神樂殿
内宮御饌殿（大麻授與所）
神宮皇學館（祭式教室）
林崎文库（庫舊蹟）
豐宮崎文库（庫舊蹟）
徴古館

（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………一六五
（挿繪寫真銅版アト刷一頁）……………一九三
（挿繪寫真銅版アト刷一頁）……………二一一
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………二一九
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………同
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………二二五
（挿繪寫真銅版アト刷一頁）……………同
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………二二九
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………二三一
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………同
（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………二三五

農業館
別宮伊雜宮御田植
井伊直弼攘夷祝詞（徴古館所藏）
御蔭（堀内鶴雄氏所藏）
御蔭（田中易慎畫）
御蔭（松田長大氏所藏）
僧侶参拜（中村重太郎氏所藏）
祭主官舎
神宮神部署
伊勢曆
御師邸内大々神樂圖（徴古館所藏）
神宮文庫
神苑會記碑

（挿繪寫真銅版アト刷半頁）……………同
（本文刷込寫真銅版半頁）……………一三五
（本文刷込寫真銅版半頁）……………一五四
（本文刷込寫真銅版半頁）……………一七一
（本文刷込寫真銅版半頁）……………一七四
（本文刷込寫真銅版半頁）……………一七九
（本文刷込寫真銅版半頁）……………二一三
（本文刷込寫真銅版半頁）……………二一七
（本文刷込寫真銅版半頁）……………二二〇
（本文刷込寫真銅版半頁）……………二一九
（本文刷込寫真銅版半頁）……………二二三
（本文刷込寫真銅版半頁）……………二四〇

伊勢神宮と神社 (本文目次)

神宮

神宮御鎮座

皇大神宮

天地開闢…神世七代…國土生成…大八洲…天照大御神…天孫降臨…神勅…祭政一
致…神皇分殿…倭笠縫邑…遷行…伊勢五十鈴宮…相殿神

豊受大神宮

兩宮…豊受大神…眞經津鏡…丹波眞奈井原…度會山田原…兩宮鎮座年紀…相殿神

別宮

別宮…荒祭宮…月讀宮…月讀荒御魂宮…伊佐原岐宮…伊佐奈彌宮…瀧原宮…瀧
原竝宮…伊雜宮…風日祈宮…多賀宮…土宮…月夜見宮…風宮…瀧祭神

攝社末社所管社

攝社…末社…所管社…造修…祭祀表…

神宮御宮域

豊受大神宮

高倉山 神苑…記念物…御手植松…清盛楠…御手洗…第一鳥居…齋館…祓所…第
二鳥居…神樂殿…大麻授與所…四至神…九丈殿…五丈殿…玉串行事所…大宮院
…正殿…東寶殿…西寶殿…瑞垣…蕃垣御門…内玉垣…中重鳥居…四丈殿…外玉垣
…宿衛屋…外幣殿…御饌殿…板垣…古殿地…蕃塀…別宮遙拜所…川原祓所…三別
宮…下御井…忌火屋殿…祓所…御饌道…御酒殿…詰所…下向道…北御門口鳥居…
御廄…度會國御神社…大津神社…御橋…御手洗…見張所…御常供田…上御井…宮

皇大神宮……………四九

三道…御幸通…宇治橋…五十鈴川…神路山…記念物…神苑…神宮警衛部…御手植
松…一鳥居口橋…齋館…第一鳥居…祓所…御手洗…瀧祭神…川原祓所…第二鳥
居…内御廐…神樂殿…大麻授與所…五丈殿…御酒殿…由貴御倉…四至神…忌火
屋殿…祓所…荒祭…宮遙拜所…玉串行事所…御贄調舎…大宮院…板垣…宿衛屋…
外玉垣…中重鳥居…四丈殿…内玉垣…蕃垣…瑞垣…正殿…東寶殿…西寶殿…屋乃
波比伎神…宮比神…興玉神…荒祭宮…御稻御倉…風宮橋…風日祈宮…裏御手洗
…外御廐…宮域廣袤

神宮御造替……………七〇

御造替…式年…造宮使…造神宮奉行…作所…造神宮使廳…御造替費…役夫工米…
勸進造替…織豊氏寄進…徳川氏造進…工事著手…山口祭…御杵…木本祭…心御柱

神宮御遷宮……………八九

御杵山木本祭…御木分…御樋代木奉曳式…御木曳初式…木曳役夫…木造始祭…
鎮地祭…假御樋代伐採式…立柱祭…御形祭…上棟祭…擔付祭…奠祭…御戸祭…御
船代祭…洗清…心御柱奉建…杵築祭…後鎮祭…御裝束神寶讀合…川原大祓…御飾
式日…合圖…參進…玉串…祭文…開扉…召立文…鶏鳴…出御…移御…行進…絹垣
…入御…畢了…奉幣…古物渡…御神樂…遷宮一覽…奈良朝…平安朝…鎌倉…南北
朝…室町…戰國…徳川…明治…正遷宮…假殿遷宮…臨時遷宮

神宮御祭典……………一〇〇

語義…意義…祈年祭…班幣…神御衣祭…起源…機殿…月次祭…神嘗祭…勅使發遣
…宮川祓…新嘗祭…創始…遷宮祭…臨時奉幣祭…日別朝夕大御饌…御水…御飯…
御鹽…御贄…歳日祭…元始祭…紀元節祭…風日祈祭…天長節祭…起源

神宮御神事

神慮神事...元日...新菜...卯杖...水量柱...御薪...鍛山...桃花...木目...御笠...菖蒲...田植...祭歌...伊雜宮...賀海...濱出...御占...鳥名子...大和舞...輪越...柏流...菊花...拔穂...猿樂

一二五

神宮臨時奉幣

臨時奉幣...起源...公卿勅使...宣命...發遣...復命...即位禮...昔...明治...大正...大神寶...立太子禮...遷都...内裏造營...征夷...征討...外寇...維新...日清戰役...日露戰役...日獨開戰...勳章制定...憲法制定...皇室典範制定...皇室典範增補...異變

一四六

神宮行幸啓

御親謁...明治天皇...今上天皇...英照皇太后...昭憲皇太后...皇后...皇太子

一五八

神宮諸參拜

私幣...參宮...拔參...御蔭參...神異...記事...參拜員數...僧尼參拜...參拜心得...正式參拜...時限...資格...服裝...次第...隊伍參拜

一六八

神宮御制度

齋王...起源...御杖代...卜定...初齋院...野宮...別櫛...齋月...頓宮...群行...奉祀...齋王歷代...廢絶...歷代表...奈良朝...平安朝...鎌倉...齋宮...寮...職員...廢絶...舊蹟...離宮院...廢絶...神官...祭主...官司...増員...減員...禰宜...荒木田...度會...増員...長官...傍官...權禰宜...内人...大内人...小内人...物忌...子良...母良...物忌父...三色物忌...改正...神官司廳...祭主...祭主官舎...大官司...少官司...禰宜...權禰宜...宮掌...祝部...出仕...神宮神部署...職員...師職...祓宮...曆本...伊勢曆...頒布...神部署支署...大麻曆獻納...頒布式...頒布員...神樂...起源...神樂殿...神宮警衛部...沿革...職制...消防組...儀仗兵

一八六

神宮皇學館…創立…令旨…恩賜…卒業生
 神宮文庫…岡田文庫…内宮文庫…林崎文庫…豊宮崎文庫…藏書
 徵古館…建築…陳列品…庭園
 農業館…陳列品
 神苑會…總裁宮…事業…神苑文庫…神苑會記碑

神宮御用度

二四一

神領…神郡…御厨…減領…離宮院…復領…延喜時代…最盛期…武家押領…式微
 北畠氏…豊臣氏…徳川氏…明治維新…國庫供進…増額…臨時費

神社

二五一

祭神

二五一

祖先崇拜…起源…家族…家長…孝道…祭祀…氏神…氏上…氏子…皇統…總氏神

人格神…超人格…自然…感恩…道德…著實…公德…愛國…科學と自然…科學と敬
 神…英雄と敬神…學者と敬神…現代と敬神…産土神…神徳…總産土神…神祇表…
 血統…由緒…功勳…行蹟…大自然…活自然…一神數性…混同…神體…神殿…神鏡
 …神勅…記念…國風

社格

二七二

形式…外教…社寺…官社…官幣…國幣…官社表…靖國神社…府縣社…府縣社表…
 郷社…村社…無格社…社格表

祭祀

三四四

祭祀…祈年祭…祝詞…新嘗祭…祝詞…例祭…祝詞…遷座祭…臨時奉幣祭…合祀祭
 …神事

神職

三五二

本文目次

神職…神官…奉務…宮司…禰宜…主典…社司…社掌



伊勢神宮と神社 目次 終

伊勢神宮と神社

鈴木暢 幸謹編



宮

神宮御鎮座

皇大神宮

神宮の御いはれと御模様とをあらあら申し述べるに就いては、まづ神代の大昔の事から順序を立てねばならぬ。

天地開闢

謹みて案ずるに、天地の初の時に高天原に成りませる神の御名は、天之神中主神。次に高御産巢日神。次に神産巢日神。此の三柱の神はみな獨神に坐しまして、御姿を現しなさらぬ。

神宮御鎮座

次に此の地の固まらぬ所に成りませる神の御名は、宇麻志阿斯訶備比古遲神。次に天之常立神。此の二柱の神も獨神に坐しまして、御姿をば現しなさらぬ。

以上の五柱の神は此の世のそもその神にあらせらる。

次に生れなされた神の御名は、國之常立神。次に豐雲野神、此の二柱の神も獨神に坐しまして御姿をば現しなさらぬ。次に生れなされたのは宇比地遲神と須比智遲神。次に角杵神と活杵神。次に意富斗能地神と大斗乃辨神。次に浜母陀琉神と阿夜訶志古泥神、次に伊邪那岐神と伊邪那美神。

此の宇比地遲神と須比智遲神とより下は何れも男神と女神とにあらせらるゝによつて二神にて一代と數ふれば五代となり、二柱の獨神と合せて七代となる。

是に伊邪那岐命と伊邪那美命とが、天神から「此の漂へる國を修理固めよ」との詔を御受けなされ、御苦心の上に、御子としてまづ淡路次に四國次に隱岐次に九州次に壹岐次に對島次に佐渡次に本州即ち大倭豐秋津島の八つを御生みなされた。この八つがまづ生みなされた國なので、めでたき大八洲國と申すわけである。

それから相繼いで大島小島を御生みになつたが、國を生み竟ひなされた次には、神々を御

生み遊ばす事となつた。其の神々の御名は是に申し上げぬとして、御子生みの最後に御生れになつたのが、天照大御神と月讀命と須佐之男命と三柱の御姉弟神であらせられた。

此の時、伊邪那岐命が大さう御歡びなされて、「自分は御子生みの最後に三柱の立派な御子を得た」と仰せられて、御頸の玉飾を天照大御神に下され、汝命は高天原を掌れ」と御依託なされた。

天照大御神は大日靈貴とも天照大日靈貴尊とも申し上げて、わが皇室の大御先祖におはします事は云ふに及ばず、其の御恩徳の廣大なることは、彼の天照す日の名を負ひ給ふを以ても知ることが出来る。

さて高天原をば知し召したる天照大御神は、御祖の伊邪那岐命、伊邪那美命が御生みあそばした大八洲國を見そなはして、此の五穀の豊かに實る國は、我が子孫の統べ治むべき國で

○伊邪那岐命、伊邪那美命（古事記）

○伊弉諾尊、伊弉冉尊（日本書紀）

○神わざの天の御鏡の事よりなりし國そ末は久しき（孝明天皇）

○百千々の代にもうこかじ天地の神のかためし大和局根は（村田春海）

○此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生三生子而於三生終得三貴子。即其御頸珠之玉緒母由真遲取由真遲志而賜天照大御神。而詔之汝命者所三知高天原。矣事依而賜也。（古事記）

○天照大御神！天之忍魂耳命！日子番能邇々壽命！日子穗穗手見神！鵜養草葺不合命

天孫降臨
神勅

伊勢神宮と神社
あると仰せられ、天孫に當らせ給ふ邇々藝命を、此の國に御下しになる事となつた。此の時
の御神勅は日本書紀によると

葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與
天壤無窮者矣。

と申すのであつた。又其の御降臨に際しては、大神親ら八尺の勾玉と叢雲の劍と八咫の御鏡
とを御授けになり、特に御鏡に就きては、古事記の文に従へば

此之鏡者專 爲我御魂 而如拜吾前 伊都岐奉

と御言ひ合めになつて此の國に御降しになつたのである。

此の兩神勅は實に我が日本建國の精神、國體の淵源と申すべきで、天孫はこの大命を受
けて此の國に御降りになつて以來、神勅の通りこの御鏡をば天照大神の御魂として御仕

○ちはやふる七代五代の神代よりわか葦原に跡はたれにき(嘉元仙洞御百首)

○千時天照大神・高皇產靈尊、乃相語曰、夫葦原瑞穂國者、吾子孫可王之地、皇孫就而治焉、寶祚之隆當與
天壤無窮者矣(古語拾遺)

○是時天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當檢視吾、可與同床共殿以爲寶鏡
(日本書紀)

祭政一致

へあそばし、それより二代の神代はもとよりのこと、神武天皇を初め歴代の天皇、いづれも
此の御鏡をば天祖の御魂と畏み崇め、常に天皇の御同殿に御安置申して、目の當りに御出遊
ばす皇祖の御前に齋み仕へ申す如く、事あるごとに其の御前を祭りて事の由を告げ參らせ、
又神の御意を受けて萬の事も御處理あそばすと云ふわけであつた。政治を「マツリゴト」と
云ふのも、意味は祭事で、國家の大事に當つては皇祖を祭るを以て初とせられたによる。や
がてこれが今日に於ても、皇室に置かせられて、神宮の御祭りを大切に遊ばす起源と申して
よい。祭政一致と云ふのは即ち之を指すのである。

然るに世が開け、時が進むにつれ、おのづから神と君とが御分れなさるべき時代となつて
來たと見え、人皇第十代崇神天皇の六年に至り、天皇は神と御殿を一所にして居るのが長多
いと思召し、別に御鏡と御劔とを模造せしめて、それを御殿に御奉仕になり、神鏡と神劔と
をば皇女豐鍬入姫命に御託しになつて、まづ邊近き倭笠縫邑に神籬を立て、御祭りにな

神皇分殿
倭笠縫邑

○上古は神と皇と一にましまししかげ祭をつかさどるは即ち大政を執るなり(神皇正統記)
○至千璣城垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劔、以
爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神璽鏡劔也、仍就於倭笠縫邑、殊立璣城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令
皇女豐鍬入姬命奉齋焉。(古語拾遺)

神宮御鎮座

る事となつた。これが皇居を離れて神宮を御設けになつた最初である。
かくて豊鍬入姫命は、天皇の仰を蒙つて大御神の御杖代と御成り遊し、大御神に奉仕するに最もよい所をと御覚めになつて、まづ丹波國吉佐宮に移し參らせて四年の間御奉仕になつたが、なほ永久の大宮地としては適はぬ點があつたと見え、次にまた倭伊豆加志本宮に遷され、次には紀伊奈久佐濱宮に遷され、次には吉備國名方濱宮、次には倭國彌和御室嶺上宮に遷されたのである。

然るに此の時には豊鍬入姫命が御年を召したので、垂仁天皇の皇女倭姫命が替つて御杖代と御成り遊し、皇大御神を奉戴して國々所々を御求めなされ、竟に垂仁天皇の御即位二十六年九月に至つて、こゝ伊勢國度會の宇治の五十鈴川上に大宮を設けて鎮め奉る事となされた。今の皇大神宮は即ちこれである。蓋し皇大神が此地に御鎮座ましますに就いては、深き御謂のある事であらうと拜察せられ、日本書紀の文にも「この神風の伊勢の國は則ち常世の浪、重浪の歸する國、傍國の可憐國なり」とも見えて居るが、尙凡慮を以て推量り參ら

○大御神もとめ來まして御心をなぐさの濱の宮居たふとし

本居 太平

○爰倭姫命求鎮座大神之處而詣菟田篠幡更還之入近江國東廻美濃到伊勢國時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可憐國也欲居是國故隨大神教其詞立伊勢國(日本書紀)
○次百船ヲ度會佐古志呂宇治家田田上宮坐キ爾時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命ヲ汝國名何問賜キ、是川名、佐古志留伊須々乃川ト申、是川上好大宮地在申、即所見好大宮地定賜ヒキ、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國ト、弓矢輒音不聞國ト大御意鎮坐國ト悅給テ大宮定奉キ、(皇大神宮儀式帳)
○倭比賣命御事蹟類證には運行の諸國拾壹、奉齋の行宮貳拾九處、歷年の數六十二年、未詳十一處を一年平均と見て、合計七十三年と算して居る。

するに、伊勢國度會の五十鈴川上の地は、山は深からず、草木はよく繁り、清き流いつも絶えせずして、下は海にも遠からず、地味肥え、氣候穩やかなれば、住む人の心もなごやかに、神饌の調進を初め、萬事につきて都合のよい所と云ふのが、一つの理由とも見る事が出來ようかと思はれる。

さて皇大神の相殿には、東に天手力男神、西に萬幡豊秋津姫命を御祀りして、日別朝夕に供進する御饌も、又恒例なり臨時なりの祭典に奉る幣帛も、皆皇大神と一所に奉る事になつて居る。天手力男神と申すは、皇大神が天岩戸に御隠れなされた時手を引いて御出し申した男神、又、天孫降臨の際には大御神の仰を蒙つて天孫に隨從した功神たるは、皆人の熟知する所であらう。又、萬幡豊秋津姫命は高御産巢日神の御女で、皇大神の御子、

神宮御鎮座

伊勢神宮と神社

天忍穗耳尊の后に渡らせられ、天孫の母神に坐します方であれば、皇大御神と御同殿に奉祀せられ給ふも由緒ある事と拜察せらる。

豊受大神宮

伊勢の神宮と申せば、皇祖天照大御神を奉祀した皇大神宮の外に、豊受大神宮をも併せて稱し奉る。古より皇大神宮をば天照皇大神宮、伊須受能宮、内宮など申し、豊受大神宮をば、豊受宮、度會宮、外宮などとも申し、兩方を併せては兩宮とも二所大神宮とも稱し、又は内外の神など稱へた事もある。

さて神宮の外宮、豊受大神とはいかなる神に渡らせられ、如何にしてこゝに御鎮座なされたものかと申すに、そもそも此の御神は伊邪那岐命伊邪那美命の御子と申す日本書紀の説と

○神宮神鏡太字自今大字可三用事（明治五年九月十五日太政官布告）

○其のうへ天地は何をへだてむ玉垣の内外の神の御末にて月も曇らぬ日の本や（謡曲羽衣）

○社頭祝言

日と照し土とかためてこの國を内外の神の守る久しき

○神祇

仰くぞよたのむ内外の神風になびく草木の春の恵を

後小松天皇

後花園天皇

兩宮

豊受大神

眞經津鏡

御孫にましますと申す古事記の説との二傳あるが、神代の昔に於て陸田種子、水田種子、及び蠶種の業を創めて、我が國が農業を國民生活の本位とする道を教へなされた大神なる事は、いづれの傳にも明かに記されてある。されば高天原に於ては、天照大御神も深く之を徳とし給ひ、皇孫降臨の砌、皇大御神の御魂に添へて、此の大神の御魂をも授け給うたと見える。たゞ其の事の日本書紀に記されて無いのは、現御身にはあらず御靈實なるが故なり」と古事記傳に説いて居る。御靈實とは御神體の義である。

さて天孫降臨の砌に、皇大御神の御神體と共に、この大神の御神體をも奉戴せられたので崇神天皇の御時までは歴代皇居に御同座遊ばされ、天皇親ら奉齋して御いでになつたのを、神皇分殿の時に及びて丹波國比治の眞奈井原と云ふに御鎮座申すこととなつたのである。然るに、人皇第二十一代雄略天皇の御時、天皇の御夢の中に天照大御神が現れなされて、自分

眞奈井原

○豊受大神の御名に數々あり。

豊字氣毘賣神、倉稻魂命、保食神、大氣津比賣神、御饌神、和加字加乃實命、宇賀神、大御膳部神、

屋船豐字氣姬命、豐字賀能賣命、

いづれも神徳を稱へ申しての御名とす。

○豊受大神以眞經津鏡爲靈形神代三面之内圓鏡也（倭姬命世記）

神宮御鎮座

度會山田原

はこの五十鈴の川上に大宮を創めて鎮座はして居るが、吾ひとりにては淋しくもあり、食事も心安からず、就いては我が食事の神たる豊受神をこゝに呼び寄せたしと云ふ趣の御告があつて、天皇は驚き覺めなされて、直ちに丹波の眞奈井原より豊受大神を此の地度會の山田原に迎へ奉り、皇大神宮と相對ひて宮城を占め、正殿を設け、尙大宮の内、良の隅に御饌殿を造り建て、是にて皇大神宮の日別朝夕の大御饌を供へ奉る事となされた。これは雄略天皇御即位二十二年九月のことである。今日に於ても兩宮の日別朝夕の大御饌はこの御殿にて奉仕する事となつて居る。

紀兩宮鎮座年

今こゝに兩宮の御創建を大正八年より起算して見ると、皇大神宮が五十鈴川上に御鎮座ましましてから一千九百二十三年、豊受大神宮が山田原に御鎮座あそばしてから一千四百四十二年、その差は四百八十一年の隔りになつて居るが、いづれも、神系は我が天祖にましますことは申すに及ばず、我が國民生活の根本を御開き下された大神であれば、兩宮相並べて歴代

○天照坐皇大神云々。大長谷天皇御夢爾爾覺賜久、吾高天原坐氏具志真岐賜志處爾志都真利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐我御饌部神等由氣大神吾許欲止誨奉支、爾時天皇驚悟賜氏即從、丹波國令行幸、氏度會乃山田原乃下津石根爾宮柱太知立、高天原爾比經高知氏宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉氏天照坐皇大神乃朝乃大御饌、夕乃大御饌乎日別供奉。

(登由氣大神宮延曆儀式帳)

相殿神

の皇室の御尊崇あそばしたのも由緒のあること、又我等國民も、いづれ撰ぶ所なく赤誠を致して兩宮に御仕へしなければならぬのである。

豊受大神宮の相殿には、須佐之男命の御子、瀧津島姬命、湍津姬命、田心姫命の三柱の女神を合せ祝つてある。此の三柱は丹波國よりこゝに御遷りの時にも御伴をして御いでになつた由緒で、特に御伴神と申し上げ、大神と同じ様に日別朝夕の大御饌にも、恒例臨時の奉幣にも預りなされる神々であらせられる。

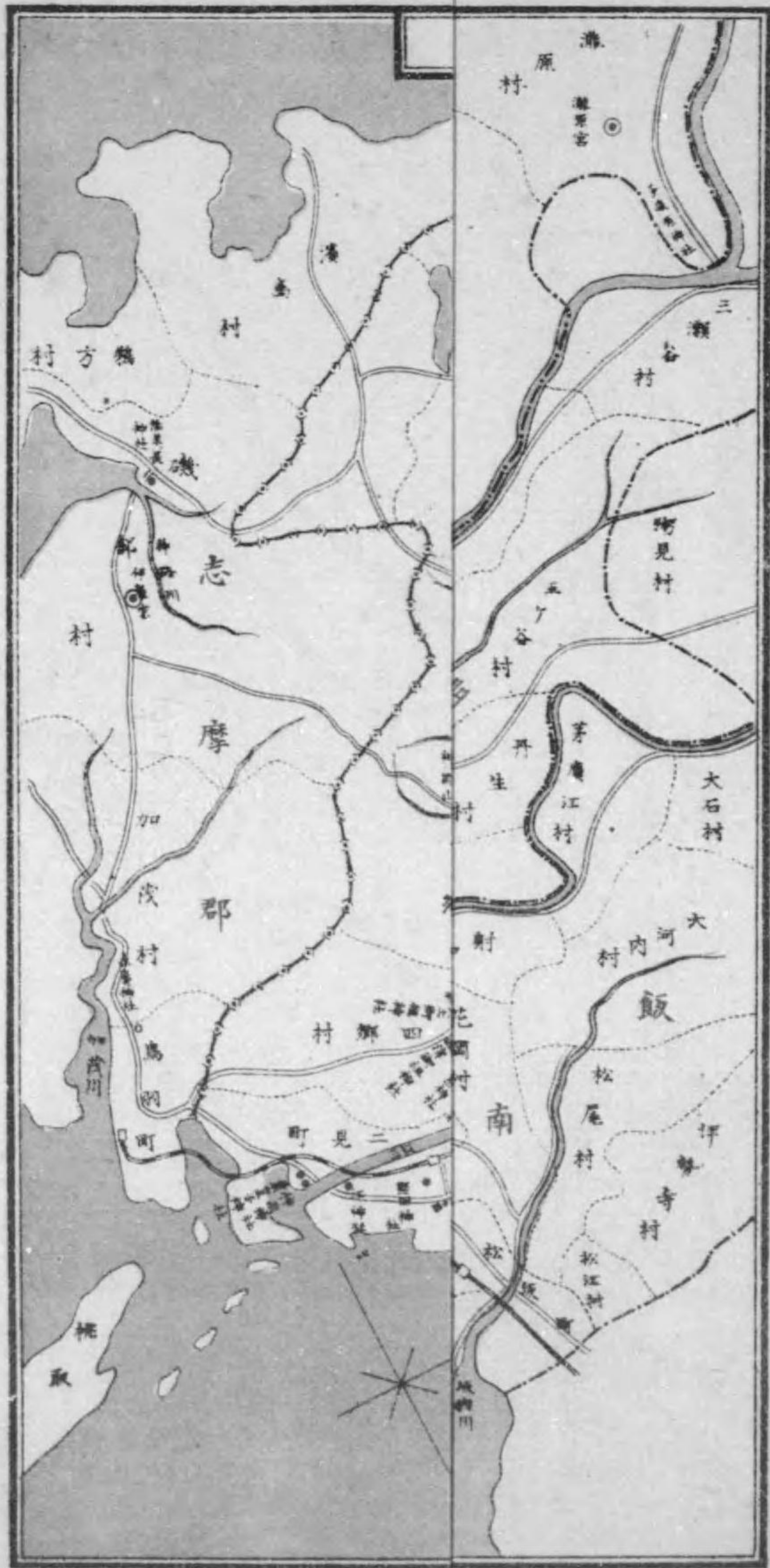
別宮

別宮

廣く神宮と申せば、皇大神宮と豊受大神宮との兩本宮の外に、別宮及び攝社未社の數々と所管社數々とを含んで居る。譬へて申さうなら、畏多い事ながら、一大家族の家長が本宮、子女が別宮、家人が攝社未社から所管社と云ふ關係と申すが解り易いかも知れぬ。

別宮と申す稱は、本宮に對した名にて、朝廷から宮號の宣下あつた宮のみに限りて申し、本宮について崇敬せらるゝ宮のことである。されば諸祭儀はすべて本宮に準じ、幣帛及び神饌を奉らせらるゝ定になつて居る。而して皇大神宮には九箇所の別宮、豊受大神宮には四

神宮御鎮座



荒祭宮

伊勢神宮と神社
 簡所の別宮が屬し給ふ。今其々の御由緒を承るに。

荒祭宮 この宮は皇大神宮の宮域内に鎮座まし、天照坐皇大神荒御魂を御祭りしてある。本宮と同時に御創立になつたので、別宮の内でも最も大切にせられ、御代々の皇室に於かせられても、御尊奉は他に超え、恒例臨時の祭祝も本宮と同日に行はれ、五月と十月との神御衣は、本宮とこの宮とに限りて奉らるゝと云ふ程の御宮である。然るに中昔より御造替もはかくしからず、寶永八年に再興の事ありしも猶古儀に關する所があつたが、明治四十二年に至つて玉垣及び玉垣御門を増設し舊儀に復せられた。其の殿舎は

正殿一字	神明造、葺葺、鐵金物	瑞垣御門一間	狹頭門、瑞垣一重	板打
(宮名)	天照坐皇大神荒御魂	(鎮座)	皇大神宮	宮城
荒祭宮	月讀尊	度會郡	北中村	
月讀荒御魂宮	伊非諾尊	同		
伊佐奈岐宮	伊非丹尊	同		
伊佐奈彌宮	皇大神御魂	同郡	瀧原村	
瀧原宮	皇大神御魂	同		
瀧原立宮	皇大神御魂	志摩郡	磯部村	
伊雜宮	皇大神御魂	皇大神宮	宮城	
風日祈宮	皇大神御魂			

四十二年に至るまで王城及び王城御門を以て瑞垣御門一重と稱す

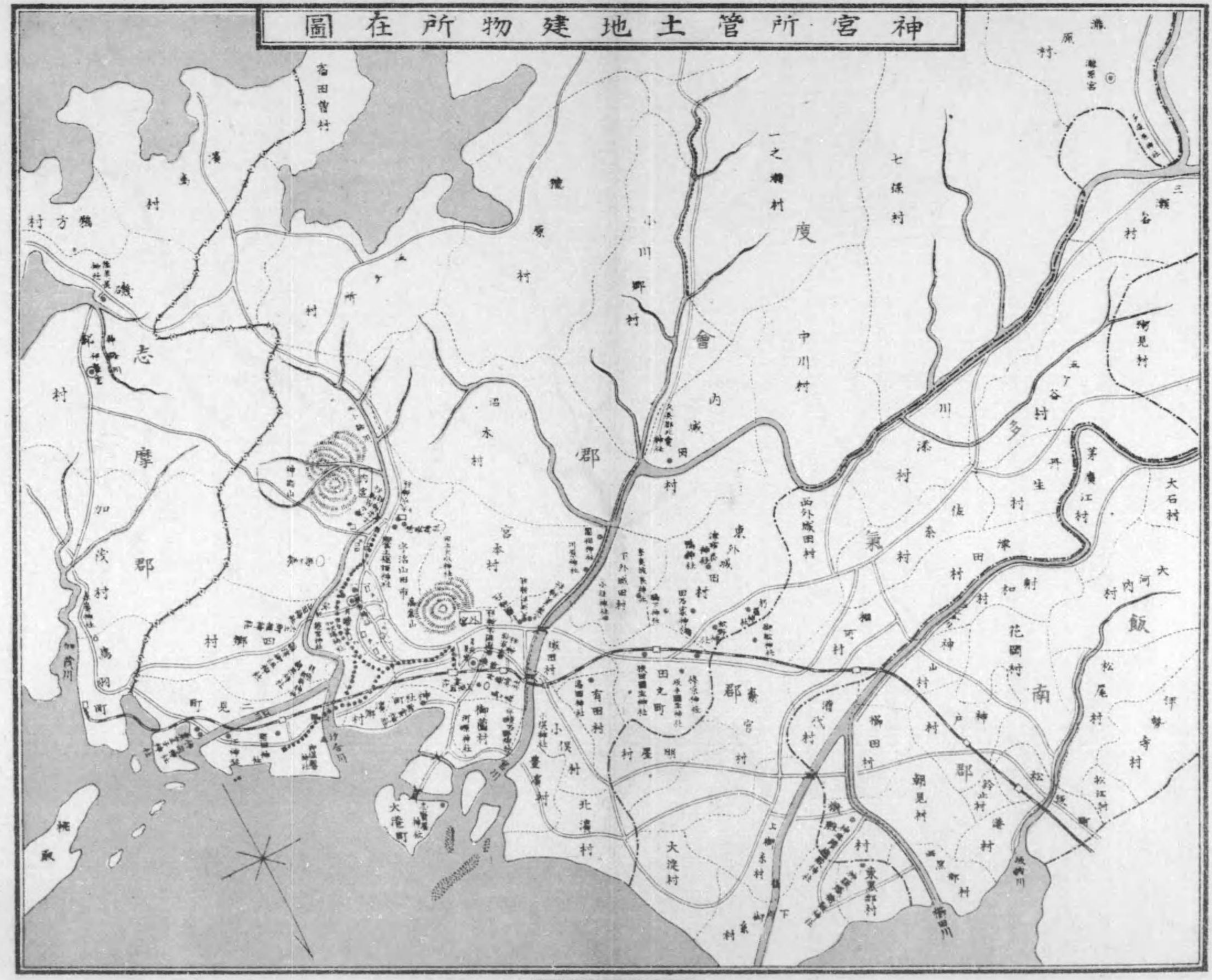
正殿一字 神明造・葦葺、鐵金物、打立、御階付、南面、瑞垣御門一重、板打

〔宮名〕
 荒祭宮
 月讀荒御魂宮
 伊佐奈岐宮
 伊佐奈彌宮
 瀧原宮
 瀧原宮
 伊雜宮
 風日祈宮

〔祭神〕
 天照坐皇大神荒御魂
 月讀尊
 伊非諾尊
 伊非冉尊
 皇大神御魂
 皇大神御魂
 皇大神御魂
 玉皇大神御魂
 皇大神御魂
 級級長命

〔鎮座〕
 皇大神宮 宮城
 度會郡 北中村
 同郡 瀧原村
 同郡 磯部村
 志摩郡 磯部村
 皇大神宮 宮城

神宮所管土地建物所在圖



例	
●	別宮
■	御園地
▲	林宮文庫
□	神宮文庫
○	神宮司
△	神宮司舍
◇	茶室
▽	神部
◇	神部署
◇	御古館
◇	農倉
◇	倉庫
◇	御所
◇	電線

月讀宮
月讀荒御魂
宮

玉垣御門一間

猿頭

玉垣一重

角柱

帷舎一字

切妻

月讀宮

月讀荒御魂宮

二宮相並んで

度會郡四郷村大字北中村と云ふ所に鎮座しましたし、

境内の廣さは二町五段五畝二十八歩餘ある。伊勢電氣鐵道の電車が左に朝熊山を望んで内宮

に向ふ途中、右手に鬱蒼たる森林の堀端を通る。これが即ちこの宮域である。

月讀宮の祭神は月讀尊と申す。伊邪那岐命が「三柱の貴子」の一柱で、皇大御神の御弟

神に渡らせらるゝ、荒御魂宮は即ちこの尊の荒御魂を奉祀した宮で、光仁天皇の寶龜三年に

宮社とせられてから、二宮相並んで同宮域の内に鎮座しました處、清和天皇の貞觀十年

月讀宮の神殿を大きくして荒御魂宮と區別せられ、一を本殿、一を小殿と稱せられ、更に後

世、神宮式微の際は、荒御魂宮は月讀宮に御同殿あそばすと云ふ様な變遷もあつたが、明治

六年に至つて、月讀宮の東方に荒御魂宮を再興せられ、再び舊儀に復せらるゝ事となつた。

○月讀宮 正殿一字 瑞垣御門一間 瑞垣一重 鳥居一重 帷舎一字 第一鳥居一基

空にすむ光もなほ神の名やよな〜たかき月よみの宮

常闇をてらす御影のかはらぬは今も長き月讀の神

いばかり曇なき世を照すらむ名にあらはるゝ月讀の杜

神宮御鎮座

後花園天皇

後宇多天皇

四圍寺入道

一三

これが今の二宮の竝立で、西のは月讀宮、東のは荒御魂宮、殿舎は月讀宮に準じて知るべきである。

伊佐奈岐宮
伊佐奈彌宮

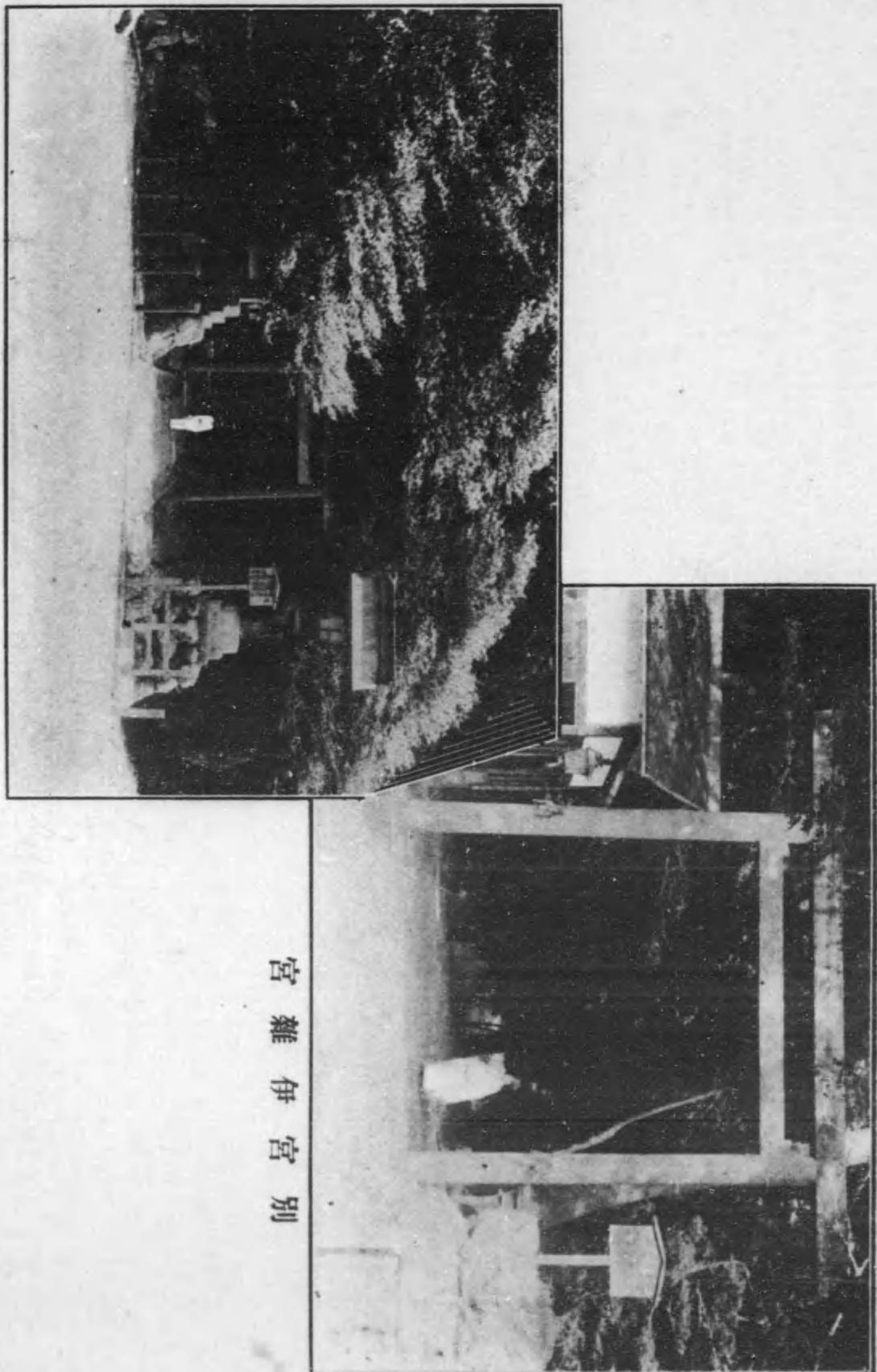
伊佐奈岐宮 伊佐奈彌宮 二宮共に前の月讀宮の宮域内に鎮座します。伊邪那岐神、伊邪那美神が天照大神、月讀尊の御父母の神に坐しますことは前に述べた通りである。この二柱の神をこゝに奉祀したのは、既に上古よりの事であつたが、光仁天皇の寶龜三年に官社に列せられ清和天皇の貞觀九年八月に宮號宣下があり、翌年伊佐奈岐宮を増作して之を本殿と稱し伊佐奈彌宮を小殿と稱せらるゝ事となつた。然るに中世以後、小殿頽廢して本殿に合祭されたのを、明治六年に至つて伊佐奈彌宮を再興せられ、以て現今の様に及んだのである。伊佐奈岐宮は東方、伊佐奈彌宮は西方におはします。殿舎の構造規模は月讀荒御魂宮に同じ。

以上の四宮に宿衛屋が一字設けられてある。

瀧原宮

瀧原竝宮

瀧原宮 瀧原竝宮 度會郡瀧原村大字野後と云ふに鎮座します。そもそも此の地は垂仁天皇の御代、皇女倭姫命が皇大御神を奉戴して國々に宮處を免め巡りなされた時、四年の間大御神が鎮座しました靈地である。それ故に大御神が五十鈴川上に御鎮座なされし



宮原瀧宮別

宮雜伊宮別

後にも、遙宮と申して皇大御神を奉祀し、内宮の本宮と荒祭宮とにならうて瀧原宮と瀧原並宮との兩宮に齋ひ奉つる事となつたのである。森林鬱茂まことに神々しい宮域で、東方は瀧原宮、西方は並宮にまします。附屬の齋館がこゝに設けられて朝夕奉仕の神官が宿衛申して居る。並宮の殿舎は瀧原宮に準じて居る。

伊雜宮 志摩郡磯部村大字上之郷といふに鎮座まします。祭神は皇大神御魂、相殿には玉柱屋姫命を奉祀して居る。當宮の創立は、皇大神が伊勢に御鎮座の後、倭姫命が供御の御贄を奉るべき適當の土地を定めたいと思召して、志摩國御巡行の際に、御供の伊佐波登美命をして此の地に神宮を經營し、皇大神の御魂を鎮め、其の子孫をして世々この宮に奉仕せしめられたるが初である。而してこの伊佐波登美命は、玉柱屋姫命の子孫であるが故に、先祖の神を相殿の神として祭る事ともなつたものと見える。

- 瀧原のならびの宮の神寶なほすゝつゞきあきの白波
- 白絲のたえず落ちくる瀧の原跡たれそめて幾世経ぬらむ
- 瀧原宮 正殿一字 瑞垣御門一間 瑞垣一重 玉垣御門一間 玉垣一重 鳥居一基 帷舎一字 一鳥居一基
- 御船倉一字 御殿一字 忌火屋殿一字 藩屏一重 齋館一字 橋一架
- 伊雜宮 正殿一字 瑞垣御門一間 瑞垣一重 玉垣御門一間 玉垣一重 鳥居一基 帷舎一字 一鳥居一基
- 御倉一字 忌火屋殿一字 宿衛屋一字

神宮御鎮座

磯部の地は皇大社宮の宮域より、神路山を越えて南に四里、志摩の海岸に臨んで風土宜しき處、宮域の廣さは一町九段五畝二十七歩ある。

風日祈宮

風日祈宮 皇大神宮の宮域内、正殿よりは西南、川を隔てたる處に鎮座まします。祭神は伊邪那岐命の御子なる級長津彦命、級長戸邊命を奉祀してある。この二柱は、昔より風神と崇めらるゝによつて、また風宮とも申す。延喜の頃はまだ官社には列せられずにあつたが文永弘安の蒙古襲來の際、朝廷屢々勅使を神宮に遣して此の宮に祈られ、時の祭主の近親なる通海僧正も亦院宣を奉じて伊勢に下り、爰に祈請せられた誠の末は、弘安四年七月大風となつて蒙古十萬の兵を博多の沖に覆没せしめたと云ふ大勝利となつた、それ故、正應六年三月二十日太政官符を以て宮號の宣下があり、忽ち別宮に加へらるゝ事となり、嘉元二年の御遷宮の時に、宮殿も大きく建て成されたのである。

以上九つが即ち皇大神宮附屬の別宮であるが、次に豊受大神宮附屬の四箇別宮の御模様を敘述すると

○風日祈宮 正殿一字 瑞垣御門一間 瑞垣一重 鳥居一基 帳舎一字

多賀宮

多賀宮 豊受大神宮の宮域に鎮座し、豊受大神荒御魂を奉祀したる宮である。本宮と同時に創立せられ、昔より豊受大神宮第一の別宮として崇められたもので、恒例臨時の祭儀も本宮と同日に行はれるなど、皇大神宮に於ける荒祭宮と同じである。中世に神宮衰微の結果式年遷宮は行はれず、假殿のみの造營になつて居たのを、寛永八年の遷宮の時にや、古儀に復せられ、明治四十二年度の遷宮の際に、全然再興せられたのである。

土宮

土宮 豊受大神宮の宮域内に鎮座ましく、大土乃御祖神を祭つてある。もとはこゝ山田原の鎮守神であらせられたのを、豊受宮御鎮座の砌より本宮に屬して大地主神と崇められたものと見える。されば既に延暦の頃より、月次祭、神嘗祭には多賀宮と同日に儀式も行はれて居たが、崇徳天皇の大治三年の度會河、即ち今の宮川の堤防守護の祈願の爲に宮號宣下が

(宮名)

(祭神)

(鎮座)

- 多賀宮 豊受大神荒御魂
- 土宮 大土乃御祖神
- 月夜見宮 月夜見尊荒御魂
- 風宮 級長津彦命
- 多賀宮 正殿一字 瑞垣御門一重 瑞垣一間 玉垣御門一重 玉垣一重 帳舎一字
- 土宮 正殿一字 瑞垣御門一間 瑞垣一重 鳥居一基 一舎一字
- 神宮御鎮座
- 豊受大神宮 宮域 宇治山田市宮後町
- 同 豊受大神宮 宮域

月夜見宮

あつて、別宮に列せらるゝに至つたのである。併し其折はまた御敷地も狭かつたのを、明治四十二年度の御遷宮に際して、現今の如く取り擴げられた。

月夜見宮 豊受宮所屬の別宮の内、この宮だけが宮城外に鎮座あらせらる。所は市の中程で、參宮鐵道が山田驛に入り込む一、二町手前、右手に繁つた森の拜まれるのは即ちそれである。左右後の三面は蓮の池を以て繞らされ、域内は二町二畝八歩餘の廣さを持つ。さて此の祭神は内宮の月讀宮と同じく月夜見尊であるが、尙同殿に月夜見尊、荒御魂をも祭り、一殿二座の奉齋になつて居る。等由氣大神宮儀式帳には、正殿二區、別宮に亞いで尊重せられた由に見えて居るが、土御門天皇の承元四年に宮號宣下あつて別宮に列せられ、内宮月讀宮に準じて神殿の結構を増させられた、然るに其の後神宮式微の爲、正殿一宇となり、宮域も狭められたのを、後西院天皇の寛文二年と靈元天皇の延寶六年とに、周圍の人家を取拂ひ、堀池を繞らし、土手を築いて現今の様な規模にせられたのである。

風宮

風宮 豊受大神宮の宮域内に鎮座あらせらる。祭神は内宮の風日祈宮と同じく級長津彦。

- 月夜見宮正殿一宇 瑞垣御門一重 瑞垣一重 鳥居一基 饗舎一宇 宿衛屋一宇
- 風宮正殿一宇 瑞垣御門一間 瑞垣一重 鳥居一基 饗舎一宇

命と級長戸邊命の二座であるが、弘安四年蒙古襲來の際の神風を畏みて、永仁元年に宮號宣下ありて別宮に列せられ、尋いて嘉元の御遷宮の時に神殿を大きく建てられ、以て今日に及んだのである。

瀧祭神

瀧祭神 古來此の神には神殿を設けず、内宮五十鈴川の邊に石疊を構へて祭つてある。祭神は伊弉那美命の御子彌都波能賣神、即ち水の神で、既に延暦の頃から專屬の神官を付けて奉仕させられて居た點を以て見ても、他の攝末社とは異つて尊重された宮である事がわかる。其故に現今でも、神饌は別宮に準じ、幣帛は攝社に據るといふ特例になつて居る。

攝社 末社 所管社

攝社 末社 所管社

兩大神宮にそれぞれ附屬して、別宮の外に攝社と末社と所管社とのあることは前に述べた通りである。神宮に於ては、古來官帳に記載されてあつた社を攝社と定め、未だ官帳に載せられなかつた社を末社と認め、また式外の社で明治以後直接に神宮に附屬する事となつたのを所管社と稱する事となつて居る。其の祭神、御鎮座に就いては何れも御由緒のある事に

伊勢神宮と神社

相違ないが、今に於ては明らかなるもあり、明らかで無いものもある。
 攝末社の御造替は、昔は、攝社は造宮使又は國司郡司に於てし、未社は其の社に屬した神領の所得を以て修造する定であつたが、中世以後、神宮の御衰微に因つていたく廢頽に歸したのが多かつたのを、近代漸々に復興せられ、更に明治四年神宮御改正の後は總て神宮司廳に於て造替修繕を申すこととなつたのである。
 又祭は、攝末社所管社共に、祈年祭、神嘗祭、新嘗祭、月次祭、及び臨時大祭には、神官を各社に遣はされ、幣帛神饌を奉奠せらるゝが、其の他の祭には神宮内にて遙祭せらるゝ定である。たゞし皇大神宮攝社の朝熊神社、朝熊御前神社、及び鏡宮神社と豐受大神宮攝社の草奈伎神社とは、いづれの祭にも其の社に就いて儀式を行はるゝこととなつて居る。今、攝末社所管社の一覽表を掲げる。

○ 神さびてあはれ幾世になりぬらむ涙になれたる朝熊の宮 (續古今集)

○ 春風の岩根の櫻吹くたびに涙の花散るあさくまの宮 (風雅集)

○ 神代より光をとめて朝熊の鏡の宮にすめる月影 (續拾遺集)

嘉陽門院越前

祭主 定忠

前大僧正隆辨

皇大神宮攝社

〔社名〕	〔祭神〕	〔鎮座〕
朝熊神社	大歳神 苦蟲神 朝熊水神	度會郡 四郷村 朝熊
朝熊御前神社	朝熊御前神	同上 朝熊神社 同域
園相神社	曾奈比比古命 御前神	同上 宮本村 津村
鴨乃家神社	石己呂和居命 御前神	同上 東外城田村山神
田乃家御前神社	大神 御滄川神	同上 東外城田村矢野
田乃家御前神社	田乃家御前神	同上 田乃家神社同域
蚊野御前神社	大神 御蔭川神	同上 東外城田村蚊野
蚊野御前神社	蚊野御前神	同上 蚊野神社 同域
湯田神社	大歳御祖神 御前神	同上 有田村 湯田
大土御祖神社	大國玉命 水佐佐真比古命 水佐佐真比賣命	同上 四郷村 楠部
國津御祖神社	宇治比賣命 田村比賣命	同上 大土御祖神社同域
朽羅神社	千依比古命 千依比賣命	同上 東外城田村東原
宇治山田神社	山田比賣命	同上 四郷村 北中村

伊勢神宮と神社

津長神社	標長比賣命	宇治山田市 今在家町
大水神社	大山野乃御祖命	同上
堅田神社	佐見都日女命	度會郡 二見町 江村
江神	長口女命 大歲御祖命 宇加乃御玉命	同上
神前神社	荒前比賣命	同上 松下
粟皇神社	須佐乃乎命 御玉道主命	同上
川原神社	月讀神御魂	同上 宮本村 佐八
久具都比賣神社	久久都比古命 久久都比女命 御前神	同上 内城田村 上久具
奈良波良神社	奈良原比女命	同上 下外城田村 宮古
棒原神社	天須彥留女命 御魂 御前神	同上 田丸町 上田邊
御船神社	大神乃御降川神	多氣郡 西外城田村 土羽
坂手國生神社	高水上神	度會郡 田丸町 上田邊
狹田國生神社	速川比古命 速川比女命 山末神御魂	同上 佐田
多岐原神社	眞奈胡乃神	同上 瀧原村 三瀬川

豐受大神宮攝社

草奈伎神社	標 銀 伏 神	宇治山田市 常磐町
大間國生神社	大若子命 乙若子命	同上
度會國御神社	彦國見賀岐建與束命	豐受大神宮 域内
度會大國玉比賣神社	大國玉比賣命 彌豆佐佐比賣命	同上
田上大水神社	神主小事	度會郡 宮本村 藤里
田上大水御前神社	宮子	同上 田上大水神社同域
志等美神社	久久能智神	宇治山田市 辻久留町
大河内神社	大山祇神	同上 志等美神社 同域
清野井庭神社	草野姬命	宇治山田市 常磐町
高河原神社	月夜見神御魂	月夜見宮 域内
河原神社	川神	度會郡 御園村 新開
河原淵神社	澤姬命	宇治山田市 船江町
山末神社	大山津姬命	豐受大神宮 域内

伊勢神宮と神社

宇須乃野神社
御食神社
小俣神社

宇須乃女神
水戸御饗部神
宇賀御魂神

度會郡 御園村 高向
同上 神社町 神社
同上 小俣村 小俣

皇大神宮末社

鴨下神社
津布良神社
葭原神社
小社
許母利神社
新川神社
石井神社
宇治乃奴鬼神社
加奴彌神社
川相神社

石己呂和居命 鴨比古命 鴨比女命
津布良比古命 津布良比賣命
佐佐津比古命 宇加乃御玉御祖命 伊加利比女命
村高水上命
粟島神御玉
新川比賣命
高水上命
高水上命
高水上命
稻依比女命
細川水神

度會郡 東外城田村 勝田
同上 東外城田村 積良
同上 四郷村 北中村
同上下外城田村小社曾根
神前神社に御同坐
津長神社に御同坐
同上
大土御祖神社に御同坐
度會郡 四郷村 鹿海
大水神社に御同坐

熊淵神社
荒前神社
那自賣神社
葦立豆神社
牟彌乃神社
鏡宮神社

多支大刀自神
荒前比賣命
大水上御祖命 御饗乃須蘇比賣命
玉移良比女命
寒川比古命 寒川比女命
岩上二而神 鏡靈

同上
神前神社に御同坐
宇治山田神社に御同坐
國津御祖神社に御同坐
御船神社に御同坐
度會郡 四郷村 朝熊

豐受大神宮末社

伊我理神社
縣神
井中神社
打懸名神社
赤崎神社
毛理神社
大津神社

伊加利比女命
縣神
井中神
打懸名神
荒前姫神
木神
葦原神

豐受大神宮 域内
宇須乃野神社に御同坐
伊我理神社に御同坐
志等美神社 同城
志摩郡 鳥羽町 鳥羽
河原神社に御同坐
豐受大神宮 域内

伊勢神宮と神社

志寶屋神社

鹽土老翁

度會郡 大湊町 大湊

二六

皇大神宮所管社

興玉神

皇大神宮 城内

宮比神

同上

屋乃波比伎神

同上

御酒殿神

同上

御稻御倉神

同上

由貴御倉神

同上

四至神

同上

神服織機殿鎮守神

多氣郡 東黒部村 大垣内

神服織機殿鎮守御前神

同上 神服織機殿神社城内

神麻績機殿鎮守神

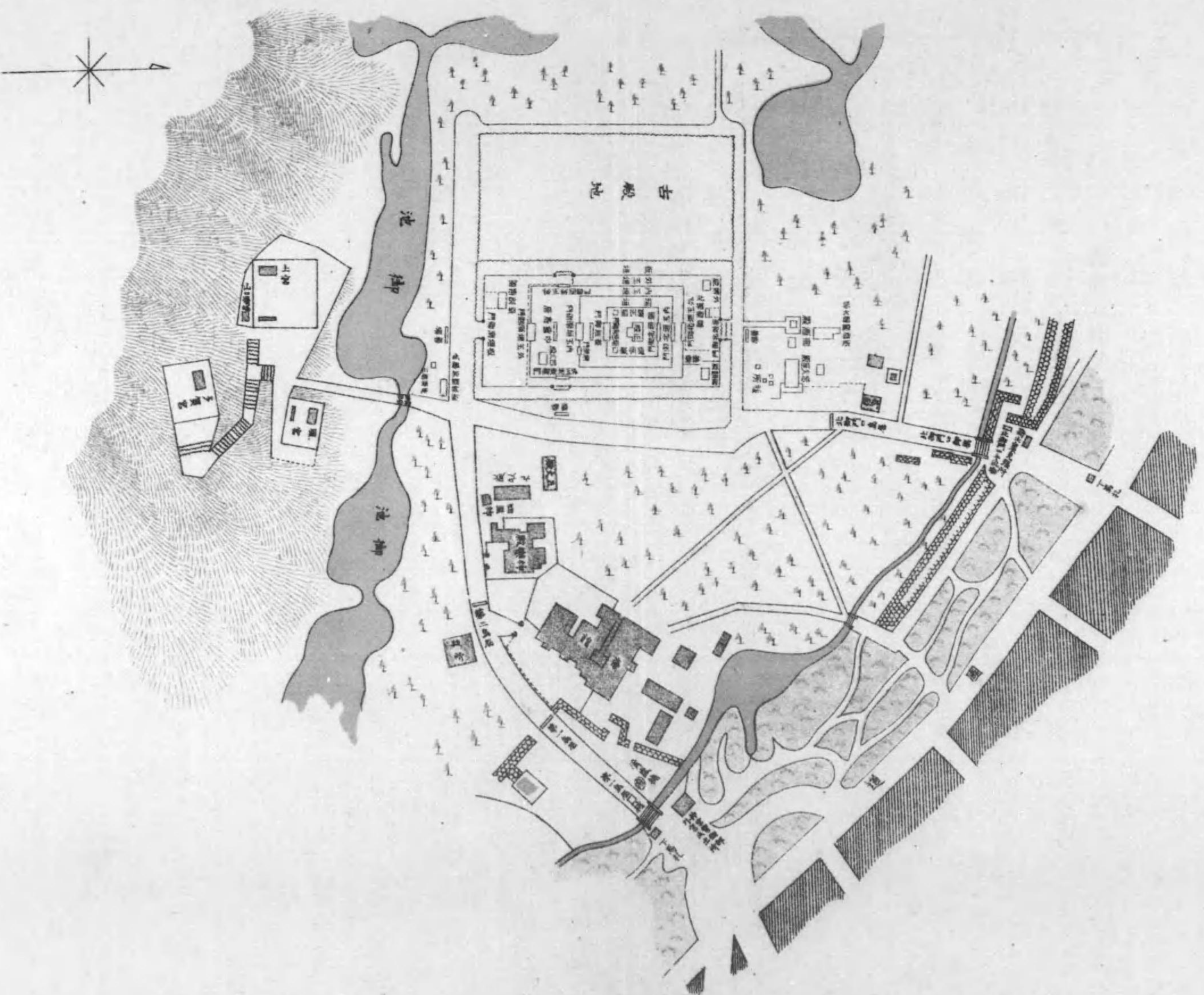
飯南郡 機殿村 井口

神麻績機殿鎮守御前神

同上 神麻績機殿神社城内

御鹽殿鎮守神

度會郡 二見町 莊村



外宮諸殿舎現圖

御酒殿神
御稻倉神
由貴御倉神
四至神
神服織機殿神社
神服織機殿末社
神麻績機殿神社
神麻績機殿末社
御鹽殿神社

御酒殿神
御稻倉神
由貴御倉神
四至神
神服織機殿鎮守神
神服織機殿鎮守御前神
神麻績機殿鎮守神
神麻績機殿鎮守御前神
御鹽殿鎮守神

同上
同上
同上
同上
多氣郡 東黒部村大垣内
同上神服織機殿神社域内
飯南郡 機殿村 井口
同上神麻績機殿神社域内
度會郡 二見町 莊村

饗土橋姫神社
大山祇神社
子安神社

宇治橋鎮守神
大山祇神
木華開耶姫命

宇治山田市 今在家町

宇治山田市 館町

同上

御酒殿神

御酒殿神

豊受大神宮 域内

四至神

四至神

同上

上御井神社

上御井鎮守神

同上

下御井神社

下御井鎮守神

同上

外に別宮の所管社がある。

若宮神社

若宮神

瀬原宮域内

長由介神社

長由介神

同上

川島神社

川島神

長由介神社に御同坐

佐美長神社

神乎多乃御子神

志摩郡 磯部村 葦利原

佐美長御前神社

佐美長御前神

同上 佐美長神社域内

神宮御鎮座

神宮御宮域

豊受大神宮

神宮の御鎮座地が一度伊勢國に定まつて以來既に二千年に垂とし、其の間皇室の皇祖に對し給ふ御尊信に渝る所は毫も無かつたのであるが、時勢の變遷につれて國家に隆替あり皇室にも盛衰があつたが爲に、従つて神宮の御模様にも盛衰あるを免れなかつた。即ち國勢が張り皇室の御盛な時に於ては、宮域から建築まで思ひのまゝに有難く拜まれたのが、時勢非に、皇室式微の際に及ぶと、萬事が願のまゝならず、宮域も狭く、建物も減り、神領も押領され、諸の祭典の如きまで、總てが略に從はねばならぬ様に立至つたものである。遺憾にもまた悲むべき事であつた。然るに先帝の御代に及びてより以來、次第に諸儀が舊規に復せられ、皇祖崇敬の實の擧げらるゝこと著しく、就中宮域の廣められ、神苑の整頓せられたる點に於ては、恐らく未曾有の事であらうと思ふ。これは蓋し先帝陛下に今上陛下の皇祖御奉仕の大御心、たとしへなきに因るものであつて、斯くの如き聖代に生を享けた吾々國民は、まことに、祖先にも増して幸福なるものと云はねばならぬ。

さて其の宮域の御話をするには、皇大神宮を先にして豊受大神宮を後にするのが、一往の順序と申すべきであるが、昔より祭は外宮を先にして内宮を後にするといふ儀もあり、又参拜の場合もこの順序に從ふことが多いにより、一つは一般参拜者の便宜上、この御話の順序も暫くそれに從ふ事にする。

昔の参宮は海路を船、陸路を徒歩や馬駕によつたものだが、今は大抵汽車の便に借りて参宮鐵道の山田驛に下車する人が多い。汽車を降りて電車の通る廣い通りを、左右の旅館、名産物屋に一瞥を與へて西向に直進すると、凡そ二町ほどした處に鬱蒼たる大古の森林を見渡すであらう。それが即ち外宮豊受大神の鎮座まします宮域である。土地の名は山田原、山の名は高倉山、雄略天皇の二十二年にこの地に御鎮座あつてより、既に千四百四十餘年の今日に至るまで、斧斤を入れた例の無い靈境である。

抑もこの高倉山と云ふのは外宮の御山の總稱であるが、太古には春日戸高坐神の住み所であつたに縁つて、高坐山と云うて居たのを、坐を「クラ」と訓んで高坐山と稱し、又文字をも高倉山と替へる様になつたのだと云はれて居る。豊受大神御鎮座より以降は天然の藩となつ

高倉山

○皇大神宮、重御託宣爾、我祭奉仕之時、先可奉祭豊受神宮也、然後我宮祭事可勤仕也（大神宮諸雜事記）
神宮御宮域

て愈宮域の神殿を保ち、鬱蒼たる老樹は人をして肅然襟を正しうせしめねば止まぬ、頂上に登るには神苑の東端高神山の麓よりす。僅に十町もすれば頂に達する、其所に岩窟のあるのを世俗に天岩戸と呼んで居る。こゝからは遠く伊勢湾が見渡されて眺望のまことによい所である。

さて神宮参拜の人、今や人家櫛比の間を通り過ぎて、足一歩外宮宮域の方へと進めば、まづ最初目に映るは、左右に開展された青苔滑らかなる庭園でなければならぬ。これは神苑と唱へて宮域と云ふ内には加へられぬ。もとの邊一帯に人家が建て列なつて、宮域に迫つて居たが爲、火災などの場合、時々宮域を驚かし参らす恐のあつたによつて、徳川時代からだん／＼に此等人家の取り退けを企て、来たのが、まだ充分とは行かなかつたのを、明治二十年この方、有栖川熾仁親王殿下を總裁と仰ぐ神苑會に於て、民家百二十七戸建坪四千七百七十一坪を取り拂ひ總地面積一萬二千五百七十一坪と云ふを苑地に造つて、明治二十七年に神宮に獻納したものである。其の後にもなほ苑地の擴張を圖り、今日に於ては總段別四町五段一畝八歩餘を算し、松は若けれども四時の色を變へず、梅櫻は春の賑をなし、楓樹は秋の眺を添へ、藤浪蓮花は夏、岩石古木は冬の景物として、それ／＼盡きぬ風致を示して居る。

神苑

記念物

御手植松

神苑に入つてまづ目に入るものは道の左右に陳列されてある日本海軍提念の大礎を初めとして數箇の日清日露兩役の記念獻納物である。又今上陛下がまだ皇太子殿下に渡らせられた當時御手植あそばした松の木もこの近くにある。今は餘程の太さとなつて、縁は御代の彌榮えます如くに茂つて居る。

道の左に下馬札の立つてゐると相對して、右にある建物には「神宮警衛部外宮派出所」と云ふ標札が鮮やかに讀まれる、これは神宮々域を警衛する爲の衛士の出張所で、中には何時も制服の衛士が嚴然と控へて居て、参拜の人々を監視して居る。昔の皇居の衛士は古雅な淨衣姿、今の神宮の衛士は帶劍洋装、名稱は同じでもその務にはおのづから異りがある。派出所の前に小さい太鼓橋がある。第一鳥居口橋と稱し、宮域は即ち之を渡るより始る。その橋下を流るゝ細流は豊川と唱へて、宮域の内の御池から流れ出で、神苑を貫いて未は勢田川と云ふに這入る。

清盛楠

橋を渡つて参拜の道を進むと、路に迫つて右側に大きな楠の老木がある。圍は幾十抱もあらうか。確かに千餘年の星霜を経たものかに見受けられる。これをば俗に清盛楠と唱へて居るのは、その昔平清盛が勅使としてこの御宮に参向した時、この楠の枝が彼の冠に障つた

御手洗

とやらにて、横暴なる彼は直ちに其の枝をば伐らせたにより、時の人が云ひはやして、今日まで傳稱したのであると云ふ。

楠の下を通り過ぎると、左側に手洗場がある。石を疊んで大きい水船を造り、上には切妻造り柿苜の覆屋をかけ、水は奥の溪間から下樋を以て引いて來てあるので、どんな早にもどんな霖雨にも、渴れる事も無ければ濁る事も無い。清く涼しい泉水はまづ参拜者の手や口を清め、心の汚をも流し去るべき所である。

第一鳥居

御手洗に心身を洗ひ清めた者は茲に第一の鳥居をくぐる。鳥居は神宮の他の總てと同様に神明造と云ひ、總てが檜材を以て造り、弘さは一丈八尺、高さが一丈八尺三寸、臺石や金物を用ゐずに白木の圓柱が直ちに地上に生ひ上つて居る處がすがくしく感せしむる。維新前までは是より内へは、兵仗及び佛具を入れることを禁じられて居たものである。

齋館

鳥居の右側に連子の板塀が在つて、其の内に可なり大きい建物があるであらう。これは外

○應保元年四月十二日甲子 宣命、天變地妖 少内記能資 宸筆、龜兼朝臣 上輔左大臣
別當參議左衛門督平清盛 宣命、御儀本宮神事依儀延引事 文章博士 長光朝臣草之
長寛元年六月八日丁卯 宣命、被副奉獅子形事
長中納言平清盛 宣命、明年三合事今年御儀天變宮宮諸社惟異 大内記信重
同年十一月十日 宸筆、龜兼朝臣 宣命、御儀本宮神事依儀延引事 文章博士 長光朝臣草之
○「神明鳥居」とは圓柱二本の上に圓笠木を載せ其の下方に貫を取付けたる簡素な鳥居である。

齋所

宮齋館と云つて祭典の時に、祭主の宮様を初め奉仕の神官が齋戒する所で、平素は禰宜一人以下本館に宿衛して居る。

第二鳥居

齋館の門を出た向ひ、即ち道路の左側に石を敷きつめた空所があるであらう。こゝは祓所と云つて二鳥居の處で官幣や勅使を祓ふ時などに、神官の祓を修むる所となつて居る。やがて其所に第二の鳥居が立つて居る。構造から用材から、弘さ高さの寸法までそっくり第一の鳥居と同様である。こゝが官幣勅使の祓をする所、また皇族方の御下乗及び祓をあそばす所たることは、今も昔にかはらぬ。

神樂殿

第二の鳥居を過ぎると道の右側に立派な塀を圍らした建物がある。それは神樂殿と云つて吾々の志から、神前に神樂を奉納したいと云ふ者、御饌を御供へしたいと云ふものがこゝに申込んで其の願を果す所である。

大麻授與所

神樂殿についで大麻授與所がある。常に數名の神職が勤務して吾々の願にまかせ大麻や曆本の授與を取扱うて居る。御饌奉奠、神樂奉納の受附事務も、この處に於いて取扱うて居る。蓋しこの建物は明治八年に創められて祈禱所と云つたものを、後に神樂殿と總稱して明治廿六年現在の位置に改築されたものである。

四至神

神樂殿の前を少しく進むと、道の右側に小さな石疊のあるのこに心付くであらう。これは四至神と申して、大宮の四圍を守護し給ふ神で、其の数は四十四座。社殿を設けず、たゞ南を正面とするだけの古朴なるものである。

九丈殿

五丈殿

四至神の後方に二つの大きな建物がある。四至神の直ぐ後についた建物は九丈殿と云ひ、攝末社などの遙拜祭祀は此處で營まるゝところである。其の先の長い建物は五丈殿と云つて雨天の節の祓の式や、遷宮の際の祭典の饗膳などを行ふ所になつて居る。昔は直會院と稱して五丈殿二つと九丈殿一つとあつたものであるが、中頃に五丈殿は一つ、然も假殿に過ぎなかつたのを、近代に復興せられたものであると云ふことである。

玉串行事所

五丈殿の前に玉石を敷きつめた廣い石原がある。玉串行事所と云つて、玉串行事及び奉幣の時に、官幣を點檢する場所になつて居る。先年假殿遷宮を行はれた時にも此の行事があつた。俗に大庭と呼んで居る。

- 九丈殿 西面、切妻、柿葺、行四丈二寸、妻一丈八尺六寸、高一丈一尺八寸
- 五丈殿 南面、切妻、柿葺、行六丈三尺四分、妻二丈四分、高一丈七寸

玉串行事とは、奉幣の時に勅使並に祭主、大少宮司、禰宜などが、木綿髪を掛け、玉串を執る儀式を云ふ。

大庭を過ぎた處に左右に通ずる道がある。右に行けば宮域の裏門と云ふべき北御門口に出で、左に行けば此の宮の別宮たる多賀宮、土宮、風宮に參る道となる。此の兩道には折れず

に真直に進むと、直ぐ道の左側、注連繩を施した石原がある。これは多賀宮を初め其の他の別宮を拜む爲の遙拜所であるが、一般の參拜者はまづ直ちに正宮の參拜に趨くべきである。右、遙拜所の前を數歩すれば早や正宮の御前となる。正殿を中心として周圍せる御垣の内をば總稱して大宮院と申し奉る。正殿に鎮座します大神は申すも長し、各の建物も皆大切

正殿

大宮院

なものであるから大宮院の御話は取分り精しく申さねばならぬ。まづ順序は正殿の御位置と御構造とから申し始める。

大宮院の中央を少し北に寄つた所に正殿は南面して立たせ給ふ。申すまでもなく豊受大神が御伴神と共に御鎮まり遊ばす御本殿であつて、建築法は大凡古代のまゝの神明造と云ふのである。但し大古の御構造は明らかでないし、御造替の制度もどんなであつたか詳らかでないが、天武天皇の御代に皇大神宮と御同様二十年目毎の制を立てられてから、規模結構がほ

定まり、以て今日の立派な御有様となつたのである。其の御構造の細かい點に至つては少しの異同はあるけれども、大略、皇大神宮の正殿と同じ様式になつて居る。

正殿は幾重の御垣や御門をめぐらされあるによつて、露に拜する事が出来ないけれども、遠く御垣の間、老樹の間などより拜する所によつて、他の神社や諸の建築と異りて感ぜらるゝ點は素木萱葺の殿上の兩端に高く交叉したる二つの氷木と、兩端の間の棟の上に並列せられてある九つの勝男木とである。

氷木はまた千木とも唱へ神社には特有なもので、天上高く聳え立つ有様をば、祝詞の文中にも「高天原爾千木高知氏皇御孫乃瑞能御舍乎仕奉氏」など稱へて居る。又この千木の尖頭のそぎ方が、内宮と外宮とで違つて居る。即ち内宮の方では千木の尖頭の内側を削ぎ、外宮の方は其の外側を削いである。

正殿の前方左右に二つの寶殿がある。正殿の左の東に當るので東寶殿と申し、正殿の右の西に當るので西寶殿と申す。共に北面して正殿の方に向つて居る。東寶殿には幣帛並に調糸を納め、西寶殿には御神寶を納め奉つてある。

正殿と兩寶殿を廻つて一重の垣がめぐらされてある。これを瑞垣と申す。其の南面と北

東寶殿
西寶殿

瑞垣

蕃垣御門

面、即ち正殿の表と裏とに當つて御門がある。表なるを瑞垣南御門、裏なるを瑞垣北御門と申す。

瑞垣南御門の外に一つの御門がある。これを蕃垣御門と申す。皇大神宮の方には、この御門の左右に御垣があるが、こちらには御垣が無い。

○ 豐受の宮に詣て、
何事のおはしますとは知られどもかたじけなきに涙こぼる、

○ はたす、き尾花かりふき神風や内外の宮は萬代までに

○ うしと見るこの世の外に身もなりぬ月影きよき千木の高そぎ

○ かたそぎの千木は内外にかはれども誓は同じ伊勢の神かぜ

○ 勝男木は、堅結木、葛結木、堅結木など書く。昔蘆茅などみ以て屋根を葺き其棟を押ししむる爲に繩にて所々束れて突出せしめたるに起源するか。また斗木とも云ふ。

○ 東寶殿 神明造、萱葺、金銅金物打立、刻御階付、行一丈九尺五寸、妻一丈二尺、高一丈三尺三寸三分五厘

○ 西寶殿 同上

○ 瑞垣 袖織板打、延長五十一丈七尺、高九尺五寸

○ 南御門 神明造、萱葺、金銅金物打立、行二丈二尺、妻一丈一尺、高一丈二尺四寸六分五厘、扉付

○ 北御門 猿頭門、金銅金物打立、弘一丈一尺、高一丈二尺一寸五分、扉付

○ 蕃垣御門 猿頭門、無扉、弘一丈一尺、高一丈二尺二寸

内玉垣

伊勢神宮と神社

三八

瑞垣の外にある御垣を内玉垣と申す、昔は二の玉垣と稱し、神嘗祭の時に奉る懸税の稻は此の御垣に懸けて供へるのが例となつて居た。此の玉垣の表、正面と裏正面とに御門がある。表のを内玉垣南御門と申し、裏なるを内玉垣北御門と申す。南の御門は正殿から三重の御門に當るによつて、昔から第三御門とも稱し、又大少宮司禰宜の太玉串を此の門の所に奉納するによつて、玉串御門とも稱して居た。南御門の東側に尙一つの小さい門が玉垣に付けられてある。これを内玉垣東腋門と申す。内宮の方には東西に二門を付けてあるが、外宮には東に一つあるだけである。

中重鳥居

内玉垣の外を中重と申す。其の正面中央に鳥居がある。これを中重鳥居と申す。又小鳥居とも第四の鳥居とも云ふ。昔は御垣の内には鳥居の無い例であつたが、内宮外宮共にこの御垣内に鳥居を設ける事になつたのは、恐らく中古以來のことであらう。

- 内玉垣 連子板打、控柱付、延長六十丈二寸、高八尺
- 内玉垣南御門 神明造、萱葺、金銅金物打立、行三丈一尺、妻一丈四尺六寸六分、扉付
- 内玉垣北御門 猿頭門、金銅金物打立、弘一丈一尺、高一丈八尺一寸五分
- 内玉垣東腋門 猿頭門、透扉、弘六尺八寸、高九尺六寸六分
- 中重鳥居 神明造、弘一丈四尺九寸、高一丈五寸

四丈殿

中重の内、鳥居の東側に一つの建物がある。これを四丈殿と申す。昔は齋内親王殿、又は齋王候殿、御子殿、御子宿屋など稱へて、祭の際に齋王の御伺候あそばさす殿舎であつた。今は遷宮の時に御装束、神寶、幣帛の讀合をしたり、雨儀の祭典の中重の行事及び一月十一日の御饌をば此處にて奉奠する事となつて居る。

外玉垣

内玉垣の外、中重の外廻を取圍んで居るのを外玉垣と申す。昔は三の玉垣と稱したものだが、近古から長く廢退して御造營の叶はなかつたのを、明治二年の御遷宮に至つて御再興になつたのである。此の御垣には、南を表として、東西南北の四方に御門がある。即ち外玉垣南御門、同東御門、同西御門、同北御門と申し、南御門は又四の御門とも稱せらる。普通参拜者はこの御門の前で拜をする様になつて居る。

宿衛屋

外玉垣南御門の前、少し西に寄つた所に南宿衛屋、北御門の外、少し西寄りの所には北

- 四丈殿 神明造、萱葺、行四丈、妻二丈六尺、高一丈二尺三寸一分
- 外玉垣 母木、子木、丸柱、大垣附屬、延長八十九丈七尺、高一丈
- 外玉垣南御門 神明造、萱葺、金銅金物打立、行二丈五尺、妻一丈三尺、高一丈四尺一寸四分
- 外玉垣東御門 雨覆冠木形、弘二丈、高一丈二尺七寸
- 外玉垣西御門 同上
- 外玉垣北御門 同上
- 宿衛屋 切妻造、柿葺、東面

神宮御宮城

三九

外幣殿

御饌殿

宿衛屋と云ふがある。これは神宮が神宮御警衛の爲に日夜伺候して居る所である。昔は宿直屋と稱へて三棟あつたものなうだが、中世からはたゞ一棟となり、それも内玉垣御門の南東の所にあつたのを、明治になつて今の様に外玉垣の南北に設けられたのである。

北宿衛屋の後、即ち大宮院の西北の隅に、千木高知り、勝男木殿めしい建物が一棟ある。外幣殿と申す。昔は三后及び皇太子の幣帛又は諸國からの調物など納める御殿であつたのを後に古神寶幣帛を納める御殿となり、今でも古神寶の類を御納めになつて居る。

北宿衛屋の向、即ち大宮院の東北の隅に、千木高く聳え勝男木殿めしく列べる様、丁度外幣殿と相對して拜まれる一棟の御殿がある。これが外宮の内に於てばかりでなく、まこと神宮に於て由緒大切な御饌殿と申すのである。抑も御饌殿は兩宮の日別朝夕の大御饌を供へ奉る御殿で、其の御建立は雄略天皇の二十二年に、皇大神の御告によつて、豐受大神をこの地に御迎へ申した時にある事は前に御饌座の條に申し述べた通りである。勿論今日に於ても天

- 外幣殿 神明造、刻御階付、金銅金物打立、行一丈七尺四寸、妻一丈、高一丈三尺二寸五分、南面
- 三后とは太皇太后、皇太后、皇后の御三方を申し上げ。
- 御饌殿 神明造、井棟組、金銅金物打立、刻御階付、葺葺、行一丈九尺五寸、妻一丈三尺、高一丈四尺五寸五分五厘南面、南北御扉付

板垣

照大御神に奉る朝の大御饌、夕の大御饌をば、内宮に於ては無くして、豐受大神と御一所にこの御殿の内、日別に御供へ申す事となつて居る。

御饌殿の西側に二重の藩屏が設けられてある。是は北御門に参向の人々から、御饌奉仕の御儀式が顯はに拜まれるのを隔てる爲に、明治二十二年に建てられたのである。

正殿を初め、以上申した數々の建物總てを包み、大宮院全體を劃する御垣をば板垣と申す又荒垣とも申す。此の御垣には、南を表として、東西南北の四方に御門がある。就中、南御門が一番に大きく、御屋根も屏も無いので冠木鳥居と稱へ、普通参拜者が出入するのは即ち此の板垣南御門である。宮域全體は清淨の地として、こゝに参入したもの、身心を慎むべき事は勿論であるが、特にこの板垣御門内は大宮院とて正殿に近く、大神の御前に出る處となるのであるから、十分に心を治め身姿を整へることを忘れてはならぬ。制服の衛士が晝夜に此

- 板垣 横板葺、延長百十三丈一尺、高一丈
- 板垣南御門 冠木鳥居形、無屏、金銅金物打立、弘一丈五尺五寸、高一丈九尺
- 板垣東御門 冠木鳥居形、無屏、金銅金物打立、弘一丈二尺五寸、高一丈四尺四寸
- 板垣西御門 同上
- 板垣北御門 同上

處を警衛して、苟も不敬に亘る様の事の無い様にと、参拜者に注意して居るのも尤もな次第である。

古殿地

板垣南御門の内、外玉垣南御門の下に恭しく神拜を終つた者は、徐ろに板垣南御門を罷出でて、御門前を更に少しく西に進むと、現在の大宮院と並んで、玉石を敷きつめた廣い空地の、周りを注連繩にて圍んだ處のあるを見るであらう。其處が即ち古殿地と申して、式年毎の御造替に際し、此の次の大宮院となる場所である。かく次に次に、東西の兩地に、代る御殿を御造替へ申すと云ふことは、神宮にたげ御設けになつて居る御定めで、有難い事柄と申さねばならぬ。

大宮院と古殿地との周圍には之を廻り得る様に道が付けられてはあるが、普通の参拜者は之を廻らずにまた板垣南御門の前を、もと来た道へと引き返してもよい。引返して御門の前に差懸ると、右側に蕃塀がある。これは外から御門内の見込まれない様に建てられた塀であるが、今の参拜道路は塀と御門との間について居る。

蕃塀

蕃塀と板垣南御門との間の参道を引返して來ると、やがて右と左に通ずる路の辻がある。其の右に通ずる道は、豊受宮別宮の多賀宮、土宮、風宮の御鎮座地に參るのである。蕃塀と

別宮遙拜所

辻との間に、南面に注連繩を張つた場所はその別宮遙拜所であつて、宮城外にまします月夜見宮の遙拜も此所で兼ね得る事になつて居る。

川原祓所

別宮遙拜所のさきには御池がある。昔は外宮の御手洗場に使われた所であるが、今は鯉魚の遊泳に任せて居る。その池と参道及び遙拜所との間に、可なり廣い石原がある。其の中心ともなる所に、石を三つ並べてあるによつて、俗に三つ石と呼んで居る。こゝは遷宮の際に御装束、神寶から神宮奉仕員一列に川原の祓をなして身を清める式を行ふ所であるによつて、川原祓所と呼ばれて居る。

三別宮

親しく三別宮に参拜する人は此の辻から南に道を進んで、御池に架した小さな橋を渡る。尙少しく進むと、左手に鎮まります御殿が風宮、右手に鎮まります御殿が土宮におはします二宮に参拜して、更に段々のある丘の上ると、其處には豊受大神の荒御魂を奉祀してある別宮第一の多賀宮の御殿があり、特に衛士が一名、晝夜に此處を御守護申して居る。この御山をば檜尾山と云ふ。式年毎の御造替の節、大切な心御柱にする材木は、此の山から伐り出す舊例になつて居る。

多賀宮の石段下、土宮の前を溪間に深く入り込んだ所に下御井神社といふ小祠がある。こ

下御井

伊勢神宮と神社

四四

れは尙その奥、樹立小暗き溪間に下御井と云うて、豊受大神宮の大切な井戸のある、その守護神と云ふ事になつて居る。この神の名の覚えて居るのは、既に早く一條天皇の長徳年間にあるから、中々由緒の古い社と云はねばならぬ。この社は又少宮とも稱せらるゝ、山口祭場千枝杉など云ふ由緒地も此の近くにある。

忌火屋殿

祓所

別宮遙拜所から元來た神樂殿の方へは返らずに、大宮院の東側に沿うた道を北に進み、更に大宮院の北側に沿うて折れると、直ぐ右手に忌火屋殿と云ふ建物がある。丁度院内の御饌殿の北裏に當る所だ。こゝは御饌殿に於て日別に御供へを申す朝夕の大御饌、及び諸の祭典の時の大御饌を調理する所である。昔は御饌炊殿と申して、この殿の中程を板壁で仕切り、東を御日殿、西を忌火屋殿とも御炊殿とも、又御竈屋とも稱したのであつた。忌火屋殿の南面の庭に四五の石疊の竝んだ廣場がある。これは祓所と申して、日別朝夕の

勝定院贈大政大臣

○大神宮に詣でける時千枝の杉をよみ侍りける
世を守る神のしるしか今もなほしげる千枝の杉の下かけ

○「忌火屋」とは清浄な忌みつゝしみたる火を以て御食を調進する舎殿といふこと。
○忌火屋殿 切妻造、二重板葺、南面

御饌道

御酒殿

詰所

御饌を初め、諸の祭典の御饌、御贄、及びこれに仕へ奉つる神官の人々を祓ひ清める所である。祓所から大宮の板垣北御門に至るまでの路を御饌道と呼ぶ。朝夕の大御饌を奉る爲の通路である。忌火屋殿に竝んで其の西にある建物を御酒殿と申す。大神に御供への神酒を醸す所であるこの建物の中には、別に神殿を構へず御酒殿神を鎮め祭つてあるが、昔はたゞこの一座だけであつたのを、中世に齋内親王の御炊殿に鎮守まします御竈屋神を合祀し、明治になつて調御倉の鎮守神たる調御倉神をも合せ祀る事となつたので、今では三神御同座の事になつて居る。

忌火屋殿の北裏に小さな建物のあるのは御竈木屋として、御用の薪を納めて置く處。御酒殿の北裏にある可なり大きい建物は、忌火屋殿詰所である。

以上を以て、外宮の宮域内は一と渡り順拜した事となる。これより引き返して大宮院の東に沿ひ、左に折れて神樂殿の前を、もと来た道に歸る人が多いが、又然かはせず、忌火屋殿を左に見て左に折れ、北に向つて宮域を辭する下向道もある。この道を裏參道とする。

神宮御宮域

四五

下向道

北御門口鳥居

忌火屋敷に程近き處に建つて居る鳥居を北御門口鳥居と申す。表の第一の鳥居に比べて、高さは同じであるけれども、弘さは少しく小さい。またの名を北の鳥居とも云ふ。

御殿

北の鳥居を出るとすぐ左側に御殿がある。昔は朝廷より奉らるゝ幣の馬の内から二匹を選んで飼養せしめて居たものだが、近古以來中絶となつて居たのを、徳川氏の末に一頭を獻じたによつて、今の所に御殿を建て、慶應元年に朝廷から幣の馬一頭を御供進になつたのと合せて二頭となり、其の後は宮内省より下し置かるゝ馬二頭を飼ふ常例となるに至つた。

度會國御神社

御殿の北より西に入る道を一助餘行くと右側に度會國御神社と申すがある。本宮の攝社の一つで、祭神は度會氏の先祖、天村雲命の裔、天日別命の第二子、彦國見賀岐建與東命である。

大津神社

度會國御神社の西に、本宮の末社、大津神社が鎮まります。祭神は葦原神と申すが神系は詳らかでない。

御橋

再び御殿に戻つて、裏參道を表の方に進めば、豊川に架した北御門口御橋と云ふ小さな橋を渡る。宮域は即ち此處まで、橋の外は神苑となる。

手洗場

神苑の入口に在に手洗場がある。裏參道よりして參拜せうとする人は、こゝの御手洗で心

見張所

身を清めてから宮域に參入すべき筈の處である。

其の側に衛士の屯所がある。衛士裏見張所と云ふ。見張所の後から西の方に延びた石積がある。これは慶長四年豊臣氏が大阪城に據つた時分、朝日局の寄進したものだと云ふ。

見張所の前を更に進めば、やがて左に下馬札が建て、ある。其處から先は國道となるので向側には民家が並ぶ。若し國道に出る前に、見張所の前から右に折れて梅林の中に辿り入れば、神苑傳ひに表參道大礎の前に出で来る。

御常供田

一般の參拜者には殆ど知られずにあるが、宮域内の靈地として尙一つ記さねばならぬ所がある。それは大宮院の板垣北御門の前を西に行くと、やがて古殿地を離れて森林の内に這入る。それをば尙二町ばかり行けば、田甫を一方にして山の麓に達する。山を藤岡山と云ふ。藤の樹が多いのでこの名がある。田は御常供田と稱す。皇大神宮豐受大神宮の朝夕の大御饌に供ふる御料を作る御刀代田である。

上御井

藤岡山の麓に一つの御井がある。抑もこの御井の起源は、そのかみ天孫御降臨の砌、度會神主の遠祖たる天村雲命が、天御祖神の御教に従つて、皇大神並に皇孫命の御料水として、高天原なる天忍石の長井の水を持ち降つて、日向の高千穂宮の御井に注ぎ加へ、其の後

に丹波國真奈井原の石井に移し、それから豊受大神がこの地に御遷座あそばされた時に、大宮より坤に當る方の岡の麓に御井を掘つて、天忍石井の水を入れ加へて、未々の世までの御饌調進の料にと定め置かれたものであると云ふ。其故にこの御井は、本宮御鎮座の時から靈水であつて、昔より朝廷の御尊崇も至つて篤く、若しこの御井に異變でもあると云ふ場合は、直ちに下御井の水を以て御料に充てらるゝ一方、神宮よりこの由を朝廷に申し上げ朝廷にては卜をなさしめて勅使を立て、神慮を伺はせなさると云ふ例になつて居た。又神宮に於て御井を御祭り申すことは、既に延暦以前に存し、多賀宮の下の溪にあるのを下御井と申すに對して、これをば上御井と申した。これが鎮守神を祭つたことも、既に一條天皇の頃から見えて居る。

○神祇を

世々をへて汲むともつきじ久方の天よりうつす忍種井の水 (風雅集)

度 會 延 誠

○山家

山里の朝けの水を結ぶ身も御井の神の恵とは知れ (詠大神宮二所神祇百首和歌)

図 現 舍 殿 諸 宮 内



草庭にては土をなすしめて刺俵を立て、神慮を伺はせなざると云ふ例になつて居た。又神宮に於て御井を御祭り申すことは、既に延暦以前に存し、多賀宮の下の溪にあるのを下御井と申すに對して、これをば上御井と申した。これが鎮守神を祭つたことも、既に一條天皇の頃から見えて居る。

○神祇を

世々をへて汲むともつきじ久方の天よりうつす忍種井の水 (風雅集)

○山家

山里の朝けの水を結ぶ身も御井の神の恵とは知れ (詠大神宮三所神祇百首和歌)

度會延誠

この鎮守神は、天忍石井の水を持ち降つた天村雲神であるが、御井の外に別殿をば設けず、御井を直ちに上御井神社又は忍穂井神社と申して祀ることになつて居る。而して、かく由緒のある神社であるが故に、明治廿二年以後、本宮式年の御造替には、必ず御修造あそばす事に定められた。

さて上來の諸靈地諸寶殿を包擁して居る宮城の廣さが總てにて何の位あるかと申すと、現反別は八十一町九段八畝十八歩餘となつて居る。これに附屬の神苑地、四町四反二畝十七歩餘を加へれば、まづ八十六町歩と云ふことになる。宮城神苑の廣きは朝廷の御尊崇によるは勿論であるが、又國民崇敬の反映とも見るべきであるから、まことに喜ばしい次第と申さねばならぬ。

皇大神宮

外宮に參拜を了つた一般參拜者が、神苑を出で、是より内宮に向ふに凡そ三道ある。一つはまづ神苑に沿うて進む右端の道路で、昔はたゞこの道一筋しか兩宮の間を結び付けた路が無かつたのである。尤もこの道の尙右の方、田甫の中を宇治まで達する捷路はあるが、これ

神宮御宮城

は俗に蓮臺寺路と呼ばれて、めでたく参宮をする人は、あまり通らぬ事にしてあつた所である。

さて今云つた右端の道を行くと、途中には間の山、古市など云ふ、昔の参宮話には有名な町を通る。然るに近年他の二道路が開けてからは、この古風な町を通るものが年々に少なくなつて来た。

次に左端の道と云ふのは電車に乗つて参宮する道路である。この地の電燈をも兼營して居る伊勢電気鐵道株式會社の電車は、参宮鐵道山田驛前を起點とし、外宮神苑の前に待合所を設けて、こゝから内宮並に二見浦廻遊の電車を發車せしめて居る。其の電車に身を託すれば凡そ半時を費さずして内宮神苑の入口まで達する。

第三の道路と云ふのは、電車道並に古市道の中間を行くもので、これは明治四十年十月に起工し同四十三年二月に竣成した國道である。全長二千九百六間餘、豫算は三十八萬圓といふことである。御幸通と云ひ普通には御成道とも呼んで居る。平坦なる道路は左右に花崗石の椽を付けて歩道を別ち、數間毎に櫻と楓とを交代に植ゑて春秋の風光を添へ、始終植樹と掃除とに注意を拂はせて置く爲に、内外兩宮間五十町の間は目に立つ塵さへ止めず、清潔に

整頓せられた道路たる點は、日本中には無論のこと、世界にも無比だと稱せられて居る。右市道の俗氣を厭ひ、電車道の没趣味を知る人は、一度この道を通つて見る必要があるであらう。

三道のいづれに依るも、宇治町の町はづれに於て内宮神苑の入口となる。民家を離れてまづ右手に衛士の見張所があり、左に下馬札が建つて居る。直ちに進めば宇治橋となる。俗に宇治の大橋と云ふ。長さは五十一間、廣さは四間、總檜造りで、欄干に擬寶珠を付けてある。橋の前後には大きな鳥居が立つて居る。

この橋上に立てば、脚下の清流は即ち五十鈴川の流である。またの名は御裳濯川、宇治川、大川などの稱もある。この水源は二つあつて、一つは伊勢志摩の堺なる逢阪山より發し、一

○于時、河際仁志天、倭姫命、御裳濯長許加禮侍介留喚、洗滌倍利、從其以降、號御裳須會河也。

○御裳濯川 林春信 (倭姫命世記)

深々溶々河水深、倭姫遺蹟欲幽尋、御裳濯濯清如許、一點細塵不背侵。

○五十鈴川 賴襄

平地生雲氣、參天疊木陰、萬年神在處、兆庶子來心、此水流今古、何人測淺深、姦雄欺奇胃、不道太陽臨。

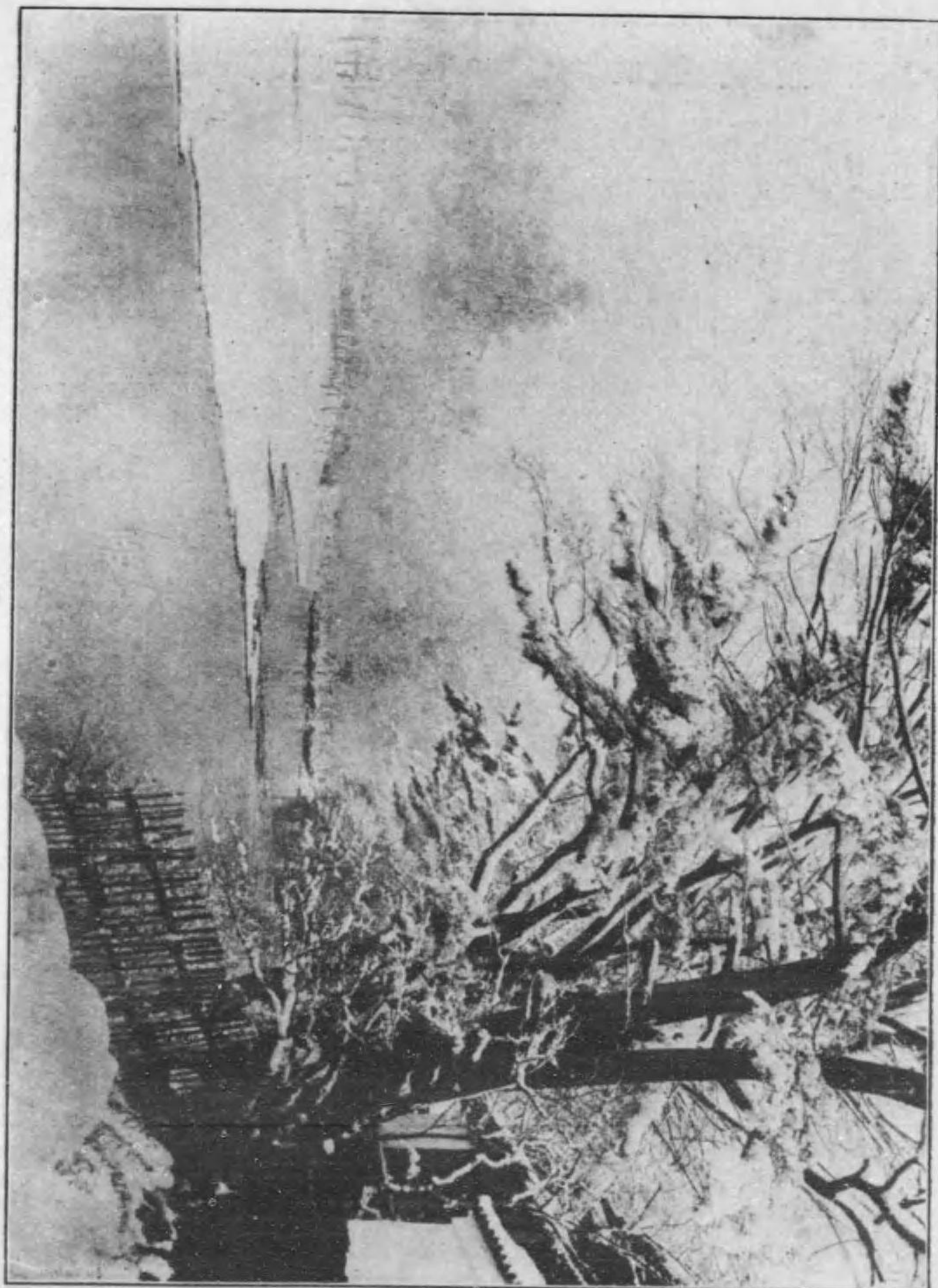
つは神路山より出で、宮域の中程に於て合し、この橋の遙かの下に於て朝熊川を容れ、又二つに分れて一は二見浦に注ぎ、一は外宮の豊川を併せた勢田川と一所になつて海に入る。昔から由緒ある流れとして歌に詠まれ詩に作られた事の多いのは尤もな次第である。

又宇治橋の上から正面に見渡す鬱蒼たる森の山は神路山と云ふ。皇大神宮の御山の總稱で時には神道山、神垣山、宇治山、大山、又は天照山など呼んだためしもある。幾千年を重ねたる老樹の深色折重なつて茂り合ひ、然も山は高きに過ぎず險しきにもあらず。神々しさの感はずこゝより始まる。

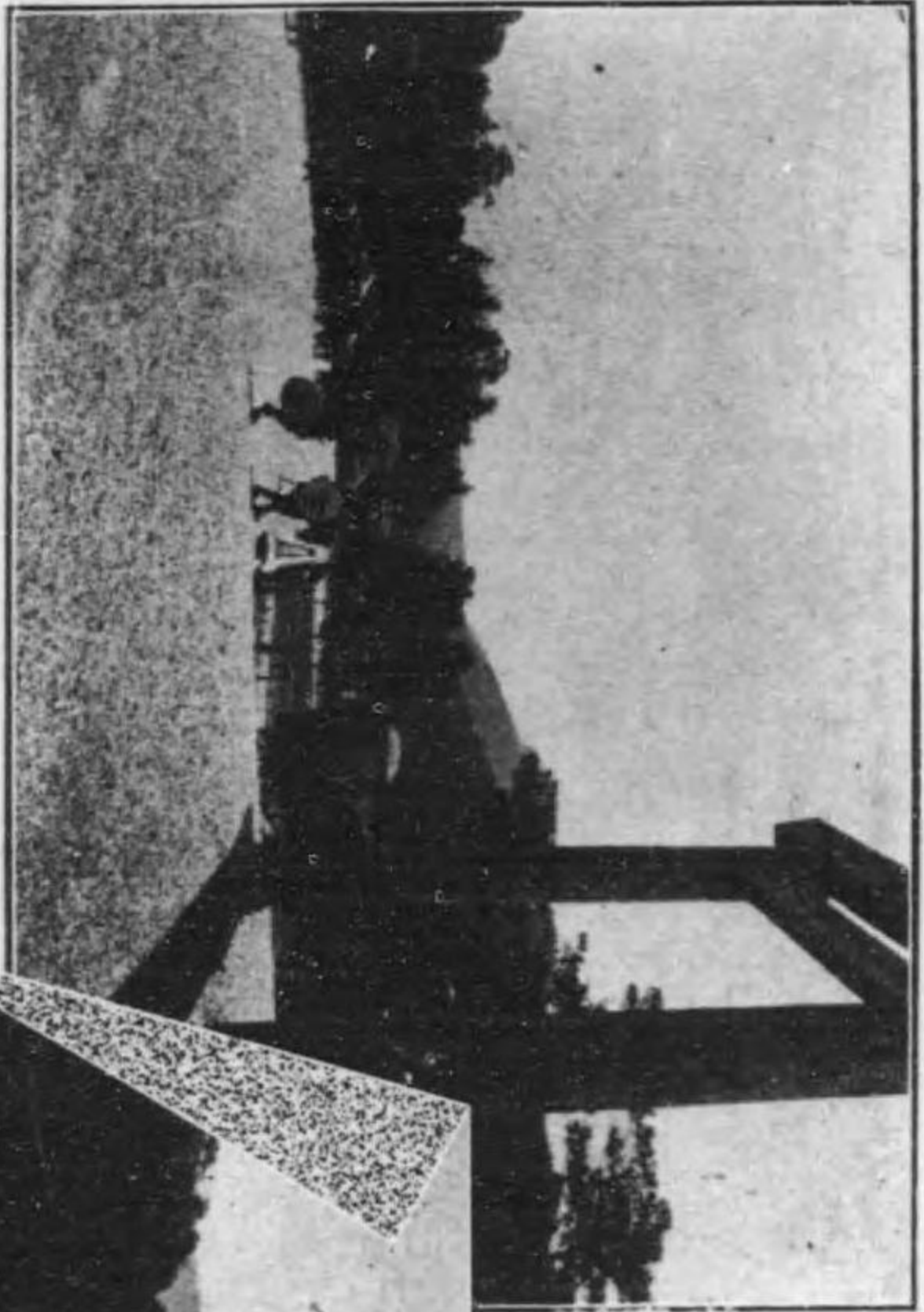
又橋上より右手を望めば、鼓ヶ岳と云ふ山が穩やかに松の茂みに蔽はれて立つ。その麓の

わが頼む神路の山の松の風幾代の春も色はかはらじ
 出づる日に向ふ神路の山高く雲居も同じ春や立つらむ
 神路山かすみにつもむよるこびを猶やすき世の春に見すらむ
 いすゝ川その水上をたづねれば神路の山にかゝる白雲
 神路山百枝の松の常盤影ときはに君を守りけるかな

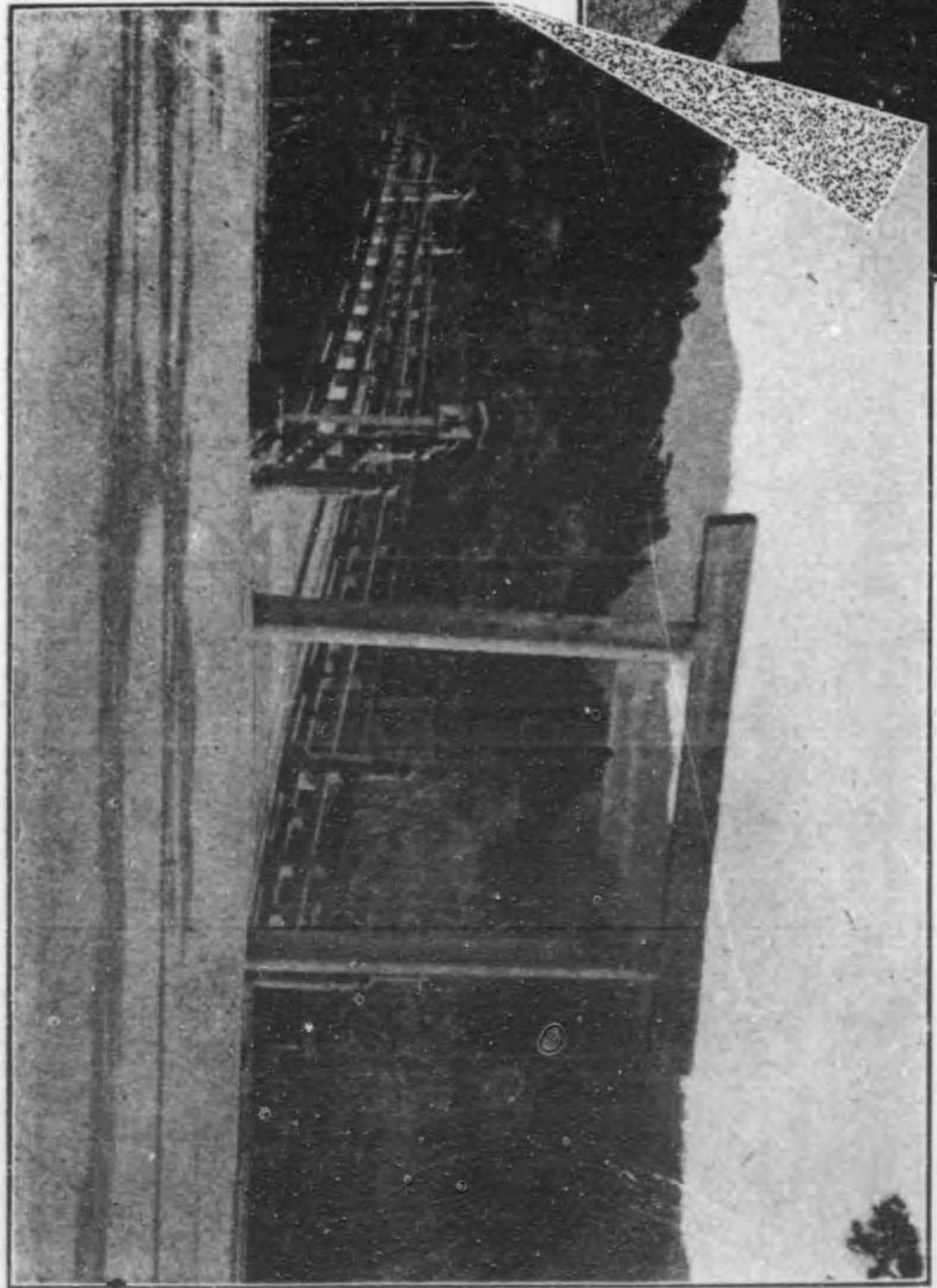
後鳥羽天皇
 後奈良天皇
 孝明天皇
 嘉陽門院越前
 慈鎮和尚



(む志を流上りよ下橋治宇)



宇治橋並ニ
内宮神社



林の中から薨のほの見えるのは有名な林崎文庫の舊跡である。鴨長明が「林崎舞はではい
かで通るべき鼓ヶ岳を打ち眺めつ」と戯れたのはこのところを詠んだのであつた。

橋を渡り鳥居の下を過ぎて真直に進む狭い道は朝熊山に登る道である。橋の左手、川に沿
うた神苑、餘り人の注意をひかぬ楓樹の中に、上方の破壊された圓柱の立つて居るのを見
るであらう。これは「日本海軍戦捷之記念」と銘打つたもので、その下には同記念として東郷
大將の獻納にかゝる、露國軍艦「ポルタワ」の十二吋砲火藥罐、並に砲彈が据ゑられてある。
宇治橋を渡つて右に折れて行く廣い道が即ち大宮への參道である。參道には豊かに砂利を
敷き、左右の苑地には松樹、楓樹、櫻樹などを交へて、手入れが十分に行きとゞき、地面に
は芝生縁に、滑らかな苔が一杯に生え、空地の程のよい所には戦利品の大小砲を陳列して、
まづ參拜者の目をひいて居る。

そもく此の邊の土地は、上古は勿論、宮城内に屬し、人民の住宅など建てる事は許され
なかつたものであるが、中世からだんくこの禁がゆるみ、足利時代には此の邊から、すつ
と奥の神樂殿のあたりまでも人家が續いて、町の形さへ成したものであつたらしい。それゆ
ゑ人家の出入が度々神苑を驚かし參らする恐があつたので、徳川時代に及んで、一再ならず

人家の取拂ひ、宮城の整理を執行しようと思ふまゝにならぬ點のあつたのを、明治十九年に至り、宇治山田市の有志が相談をして、神苑會と云ふを起し、會の確立に従つて故有栖川熾仁親王殿下を總裁と仰ぎ、著々民家の取拂ひ、苑地の整理植付を了して、明治廿六年にこの一帯を神宮に獻納し、一は宮城の災禍を避け、一は神宮の神聖と風致とを保つ事となつたものである。この總段別は三町二段六畝十一歩餘ある。

參道を進んで行くと、神苑の終る所、右側に神宮警衛部と標札の懸つて居る一つの建物があつた。建物は小さいけれども、これが内外兩神宮を警衛し奉る警衛官衛の本部で、外宮の方にはこの派出所が設けられてある。

神宮警衛部
御手植松

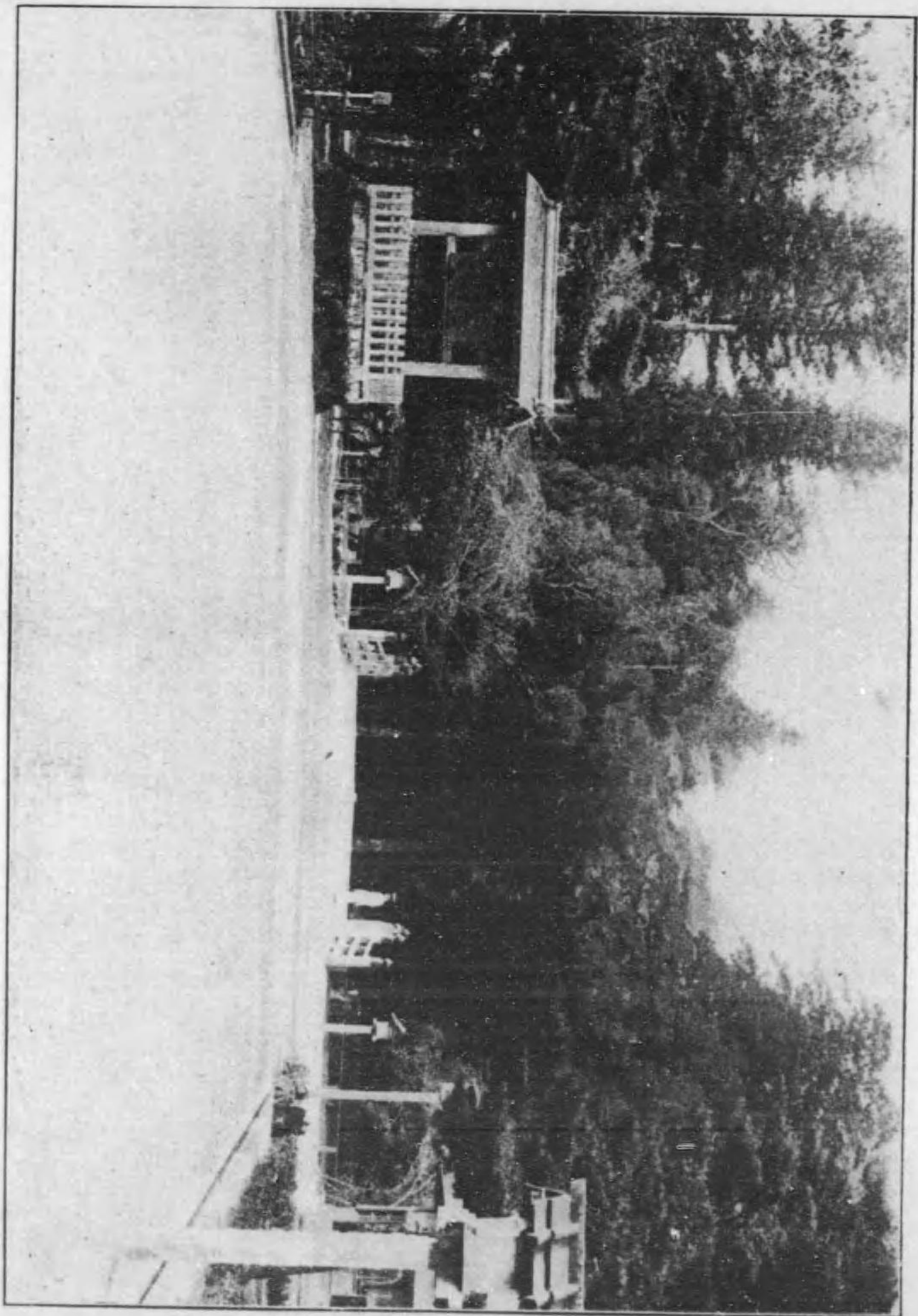
この警衛部の側に、今上陛下がまだ皇太子殿下で居らせられた時、行啓遊ばした折の御手植松がある。外宮神苑の御手植松と共にいよくその縁を増し來るがまことにめでたい。

一鳥居口橋

警衛部のすぐ前に小さな橋がある。宮城内の御池から流れ出る小川に架したもので、一鳥居口橋と呼ばれる。これから内が皇大神宮の宮城となる。

橋を渡つて直ぐ左側の板垣の内に在る建物を内宮齋館と稱す。祭典の時に祭主の宮様を初め奉仕の神官達の齋戒する所で、日常とも、禰宜以下本館に宿衛して、神宮の御衛に任じて

齋館



(口入城宮) 橋口居鳥一宮内

第一鳥居

祓所

御手洗

居る。もとこれは禰宜宿館と稱へ、其の先きに文殿と云つて神宮の事務を執る所のあつたものだが、明治以後、神宮制度の御改正に就いて文殿は廢せられ、其の建物を改築せられて行在所となつた。齋館に附いた奥の建物は即ちこれである。

齋館の前に立つ鳥居を第一鳥居と申す。外宮の第一鳥居と大きさに於て殆ど等しい。維新前までは、これから内へは武器や佛具を持ち込むことを許されなかつたものである。

第一鳥居の右側に石を敷きつめた廣い空地がある。祓所と申す。こゝは神御衣祭及び二鳥居の祓行事に奉仕する神官の祓をする所である。また大祓や遙拜式などもこゝで執行はれる。

祓所の先はだら／＼の傾斜を爲して右の方河岸にまで及んで居る。参道はこゝで左へ折れるのを、さうは行かずにまづ右に下るのである。こゝが即ち内宮の手洗場で、岸邊に立て

○第一鳥居 神明造、根巻石付、弘一丈八尺、高一丈九尺

○萬代に君もすめとや五十鈴川下つ岩根のしき涙のこゑ

○流たえぬ波にや世をば治むらむ神風涼し御裳濯の岸

○月冴ゆる御裳濯川の底清みいづれの代にかすみ始めけむ

○五十鈴河たえぬ流の底清み神代かはらすすめる月影

神宮御宮域

藤原家隆

西行

源實朝

伏見天皇

瀧祭神

川原祓所

第二鳥居

伊勢神宮と神社

五六

ば五十鈴川の清流は脚下に湛へて、見るからに人の心を洗ひ清むるかの様に感せしむる。昔から神宮を詠んだ歌に、これを題目にしたもの、多いのは尤もな事と思ふ。さて此の所に石を疊んで、水を掬ふに便宜な様にしたのは、元祿五年徳川五代將軍綱吉の生母本莊氏の寄進にかゝるものだと云ふ。

大抵の参拜者は心付かずに行き過ぐる様であるが、御手洗に向つて左手、川の東岸、老大樹の下に石を疊み、玉垣を周らし、中に白い玉石を敷きつめた所がある。此處は瀧祭神で、殿宇は設けられて無いが、神宮に於ての尊崇が別宮に準せられた神であることは、前の御鎮座の條に述べて置いた。

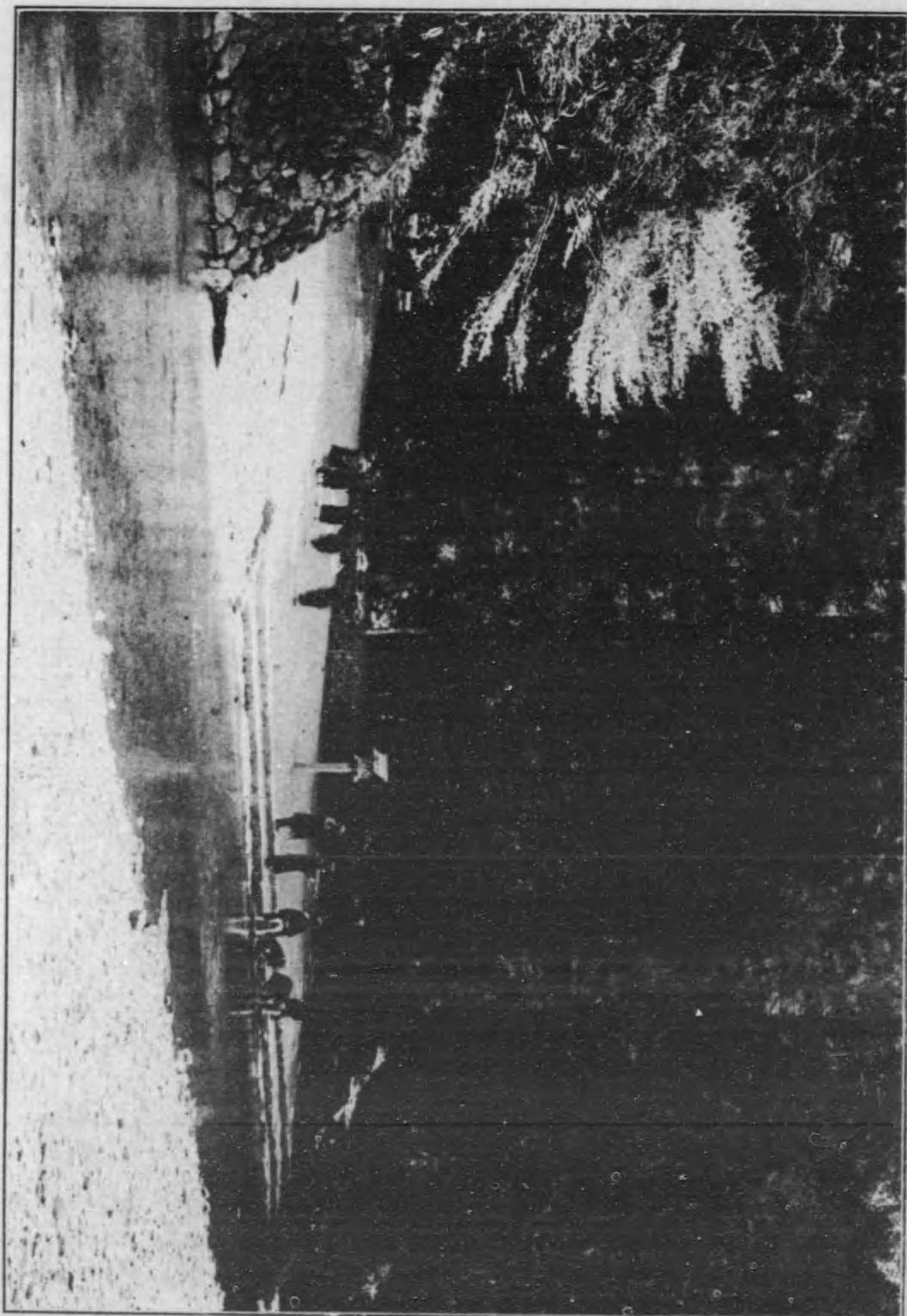
瀧祭神の南の空地を川原祓所と云ふ。これは御遷宮の際に、大御神の御装束神寶を初め奉仕の神官以下の人をこゝに集めて殿前に祓ひ清むる場所である。

御手洗に心身を清めた人は、再び引返してたらたら坂を上り、今度は右の方へと参道を進む。凡そ半町ほどの所に第二鳥居がある。官幣勅使の祓を申す所は即ちこゝである。又皇族

○ 丸る花の下枝の岩まくら瀧の宮にやおとどよむらむ

四

行



場 洗手川鈴十五

瀧祭神

川原祓所

第二鳥居

伊勢神宮と神社

五六

ば五十鈴川の清流は脚下に湛へて、見るからに人の心を洗ひ清むるかの様に感せしむる。昔から神宮を詠んだ歌に、これを題目にしたもの、多いのは尤もな事と思ふ。さて此の所に石を疊んで、水を掬ふに便宜な様にしたのは、元祿五年徳川五代將軍綱吉の生母本莊氏の寄進にかゝるものと云ふ。

大抵の参拜者は心付かすに行き過ぐる様であるが、御手洗に向つて左手、川の東岸、老大樹の下に石を疊み、玉垣を周らし、中に白い玉石を敷きつめた所がある。此處は瀧祭神で、殿宇は設けられて無いが、神宮に於ての尊崇が別宮に準せられた神であることは、前の御鎮座の條に述べて置いた。

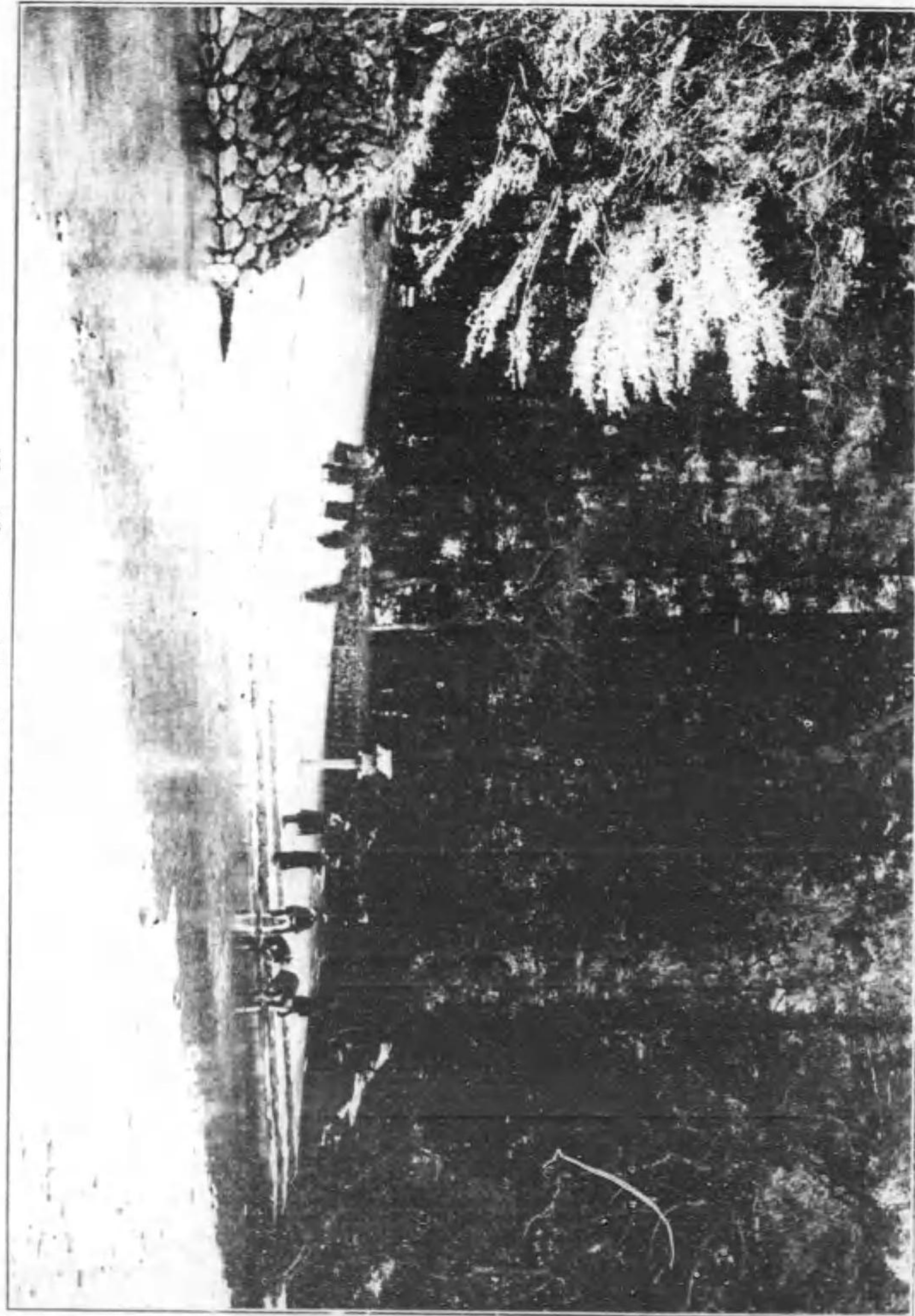
瀧祭神の南の空地を川原祓所と云ふ。これは御遷宮の際に、大御神の御装束神寶を初め奉仕の神官以下の人をこゝに集めて嚴かに祓ひ清むる場所である。

御手洗に心身を清めた人は、再び引返してたらたら坂を上り、今度は右の方へと参道を進む。凡そ半町ほどの所に第二鳥居がある。官幣勅使の祓を申す所は即ちこゝである。又皇族

○ 見る花の下枝の岩まくら瀧の宮にやおととよむらむ

四

行



場流手川鈴十五

方の御下乘竝に被もこゝにてあそばす。

鳥居を過ぎると、直ぐ左側に厩がトる。之を内御厩と云ふ。大昔は朝廷から奉らるゝ幣の馬の内から二匹を簡んで飼ひ置かれたものであるが、永祿の頃から諸事の衰退につれて神馬を神宮に奉らるゝことも中絶となつたのを、徳川の末に漸く再興し、明治になつてからは、奉幣の神馬は廢止せられたが、從來の神馬が落ちるに従つて宮内省から供進し給ふ事に定まつて、今日に及んだ。今も黒と白との二頭の馬が飼養せられて居る。

御厩の先、左折する路を隔て、同じく左側に大麻竝に曆本の授與所がある。つゞいて莊麗な神樂殿が建て列ねられてある。抑も神樂と云ふことは、天照大御神の御隠れあそばした天岩戸の故事から始まつたもので、これを奏して神慮を慰め参らすと云ふのが趣旨である。それをば御維新以前には師職と云ふ私の者があつて、諸國信徒の祈禱をする爲に私の邸内で神樂を奏したものである。明治五年に至つてこの師職を廢止し、神宮内に祈禱所と云ふを設けて臣民の奉る神樂を奏する事にしたので、この始である。今、神前に御饌を奉奠する人の

○第二鳥居 神明造、根卷石付、弘一丈七尺、高一丈七尺七寸

○内御厩 神明造、切妻、柿葺、南面

○古神祇官所 祭幣帛云々、大神宮度會宮各加馬一匹。(延喜式)

神宮御宮城

大藤授與所

爲、竝に神樂を奉納する人の爲には、大藤授與所に於てこの申込を取扱うて居る。

五丈殿

神樂殿の東、參道の左側に五丈殿と云ふ床なしの建物がある。これは雨天の時に修祓、大祓、遙拜、攝社以下の遙祀祭典、及び御遷宮に就いて行はるる饗膳をする場處である。

御酒殿

五丈殿の北裏、神樂殿の東になる所に、各番塀といふ板塀を前に立てた、二つの大きな建物があり立つ。其の向つて左なるが御酒殿と申して、大御神に供ふる神酒を醸造する殿舎である。この殿内に御酒殿の守護神として御酒殿神を鎮め祭つて居る。

由貴御倉

御酒殿と相並んだ他方、即ち向つて右のは由貴御倉と云ふ。この御倉は昔は御酒殿に屬した御倉の内の一で、大御饌の爲の御饗時菓などを納めて置く所故に、由貴御饌調備御倉、また由貴殿なども稱したのであつた。御倉には由貴御倉神を守護神として奉祀してある。

四至神

五丈殿の東、參道の左に一坪ほどの石疊を構へた區劃がある。これは四至神と申して、

○五丈殿 切妻造、板葺、南面、行五丈六尺、妻一丈九尺、高一丈四寸四分

○御酒殿 切妻造、柿葺、南面、行二丈四尺、妻一丈二尺、高一丈一尺三寸

○「由貴」とは「忌み清むる」の意。悠紀、齊忌の文字も別意ではない。

○由貴御倉 神明造、柿葺、南面、行六尺、妻四尺、高七尺七寸五分

○「御饗」は魚・海草野菜類「時菓」は密柑などの菓物類をいふ。

忌火屋殿

大宮の周圍を守りなざる、神々四十四前を合せ祀つた所である。

祓所

四至 神の東、少し北に寄つた所に番塀を設けた細長い建物がある。此處は諸祭典の御饌を調理する爲の殿舎で、忌火屋殿と申す。略しては忌屋殿とも云ふ。

忌火屋殿の參道に面した廣場を祓所と云ふ。諸祭典の際に、御饌や御饗や、また之に奉仕の神官達を祓ひ清める處である。

祓所を左に見て進むと、道が忽ち左右二つに分れる。左の道は少し坂道になつて居るが、

これは大宮殿の御建物がある。今度建てらるべき古殿地の横に上る道である。此の道の左の處に注連繩を張つた一劃がある。皇大神の荒御魂を奉祀した荒祭宮の遙拜所である。

二つに岐れた道を、右に行くと、道の左右を挟んで版位を設けた處がある。此處を玉串行

荒祭宮遙拜所
玉串行事務所

○由貴殿の東南の處にさ、やかな石壇の趾がある。こゝは昔櫻宮と申した處で小朝熊神社の神事を行つた處である。古歌にも詠まれた名所であるが今は惜しいかな櫻の名残を止むるのみとなつた。

○題しらす 神風に心やすくぞまかせつる櫻の宮の花のさかりは 藤原爲家 行

○七社百首 春はまつ名にめでてこそ尋れけれ櫻の宮の花のこすみを

○忌火屋には穢を忌みつ、しみたる火を以て、清淨に御饌を調べる處の意。

○版位とはそれ／＼の位置を示す爲に石を劃した處をいふ。

神宮御宮城

事所と云つて、昔、奉幣使の立つた場合、官幣の品々を讀合せ、又勅使を初め祭主、官司、禰宜の人達が木綿鬘を懸け、玉串を執るのは此處に於てしたものであるが今は御遷宮の時にだけ、古例に従つて行はるゝ。

杉や檜の老樹の並び樹つ神々しい道を進むと、途は古殿地正面の石段の前を過ぎる。尙その先に進むと行き止りになり、大宮院の石段下となる。右手即ち下手、石段の突當りに蕃塀が立つて居る。

御贄調舎

蕃塀の後、木柵を設けた内に床なしの建物が一つ立つて居る。これは御贄調舎と云つて大御神に奉る御贄を調理する所である。昔はこの建物は無く、直ぐ前を流るる河の中に中島のある所へ、橋を架け島の上に石疊を設け、三節祭の時には豊受大神を此の石疊に御迎へ申し其の御前に於て志摩國の神戸から奉つた蛇螺などを調理したものであつた。然るに雨天の際には差支へるによつて、明治六年に今の様な建物が出来、従つて外の祭の時にも此處で御贄をば調理する事となつた。今も調舎の傍に五尺許の石疊がある。

大宮院

石段を登ると其處が即ち正宮の御垣内となる。御垣内をばすべて大宮院と申すことは外宮の條に述べ置いた通りである。大宮院の御敷地は同じ廣さの御敷地と東西に相並び、式年毎

に替るく御造替になる事も外宮の條に述べて置いた。現今の大宮院はその東の御敷地に鎮ります。而して西の御敷地の中央に小さい覆屋の設けられてゐるのは、もとの正殿の中心、心御柱の建つて居た御跡である。

板垣

大宮院の外廓を限りて取圍んで居る垣は、板垣ともまた荒垣とも稱す。南を正面として四方に四門を開き、その門は御屋根も御扉も無い冠木門であるので、冠木鳥居とも申さる。石段を登りつめた普通参拜者は、まづこの板垣南御門前にて服装を正し、不敬に亙らぬ様に注意をはらつてこの御門内に参入すべきである。御門内は勿論清淨にして塵一つを止めず、神聖にして些の汚をも近づけられぬ。

宿衛屋

さてこの御門内には、左に淨衣の神官の扣へて居る一つの建物がある。これは南宿衛屋と云つて、神宮御衛護の爲に神官が日夜に侍候して居る舎屋である。昔は宿直屋と稱へて

○板垣 横板、延長百十三丈一尺、高一丈、

○板垣南御門 冠木鳥居形、無扉、金銅鍬甲打立、弘一丈五尺五寸、高一丈九尺

○板垣東御門 同上、弘一丈四尺、高一丈六尺

○板垣西御門 同上、弘一丈六尺六寸、高一丈七尺三寸

○板垣北御門 同上、弘一丈一尺八寸、高一丈四尺六寸五分

神宮御宮域

外玉垣

板垣の四方、御門のある處毎に一字づゝあつたものだと言ふが、今ではこの南御門の中に一箇處と、北御門の中に一箇處とあるのみである。北御門の側には北宿衛屋と云ふ。普通参拜者の進み得るところは、板垣の内、尙一重の御垣のある處までである。其の御垣をば外玉垣と申す。又、中の正殿からは第三番目の御垣に當るので三の玉垣とも呼ばれる。この御垣にも四方に御門があつて、其の南の御門を正門とす。また四の御門とも申す。普通参拜者はこの門下まで参りて拜をする様になつて居る。

外玉垣の内をば中重と申し、有資格者の正式参拜はこの處に於てする定である。中重の正面中央の處に鳥居がある。中重鳥居とも申し、又其の左右に榊を附けるによつて、八重賢木鳥居とも申す。

中重鳥居

- 南宿衛屋 切妻造、柿葺、東面
- 北宿衛屋 切妻造、柿葺、西面
- 外玉垣 母木、子木、丸柱、犬垣附屬、延長九十三丈七尺、高一丈
- 外玉垣南御門 神明造、萱葺、金銅金物打立、行二丈五尺、妻一丈三尺、高一丈三尺五寸五分、扉付
- 外玉垣東御門 雨覆冠木形、扉付、弘二丈、高一丈二尺四寸二分
- 外玉垣西御門 同上
- 外玉垣北御門 同上
- 中重鳥居 神明造、弘一丈五尺八寸、高一丈七尺

四丈殿

中重の東南の位置に神明造りの一建物がある。これを四丈殿と申す。昔は齋内親王殿、または齋王侯殿、御子殿、御子宿屋とも稱して大祭の時に齋内親王の御伺候遊ばす御殿であつた、が齋宮の制の廢れて以來、この殿舎も荒廢したのを、明治五年六月に御再興となり、現今では遷宮の時に御裝束、神寶、幣帛の點檢や一月十一日の御饌、及び雨天の際の祭典に、中重にて行ふ諸儀式をば、此の御殿で行ふ事になつて居る。

内玉垣

中重の内の御垣を内玉垣と申す。古くは二の玉垣と稱したものである。神嘗祭に供ふる懸力の稻と云ふは、昔からこの御垣に懸けて奉るが例であつた。

此の玉垣には南を正門として北に裏門、東と西には腋門が付けられてある。南御門は正殿からは三番目の御門に當るによつて、第三御門とも稱し、又、大少宮司、禰宜の太玉串はこの門の下に奉納する事となつて居るに因つて、玉串御門の稱もある。

- 四丈殿 神明造、萱葺、行四丈、妻二丈六尺、高一丈二尺三寸一分
- 内玉垣 連子板打、控柱付、延長六十七丈七尺五分、高八尺
- 内玉垣南御門 神明造、萱葺、金銅金物打立、扉付、行三丈一尺二寸、妻一丈四尺、高一丈三尺六寸
- 内玉垣北御門 猿頭門、金銅金物打立、扉付、弘二丈四尺、高一丈一尺九寸三分
- 内玉垣東腋門 猿頭門、透扉付、弘八尺四寸、高一丈三寸七分
- 内玉垣西腋門 猿頭門、透扉付、弘七尺三寸五分、高九尺二寸四分五厘

神宮御宮城

伊勢神宮と神社

内玉垣の内、南御門の柱から續いて、左右に開き、更に折曲りて、中垣に達する御垣を蕃垣と云ふ。古くは一の玉垣と云つたもので、他の御垣はいづれも正殿の周囲を繞るのに、この御垣だけは正面を隔て、居るに過ぎぬ。蕃垣の内の中程に、御垣とは離れて御門が設けられてある。これを蕃垣御門と申す。

蕃垣に接する最も中の御垣をば瑞垣と申す。正殿を繞る第一の御垣で、南北に御門がある。瑞垣南御門、瑞垣北御門と申す。

瑞垣の中央に立たせ給ふが即ち皇大神の鎮まります正殿で、垂仁天皇の廿六年九月以降二千年の久しき、國の護と動きなく鎮まりませる御殿はこゝぞと仰げば、うたゝ有難さの涙禁じ得ぬ心地がする。蓋し古代の御模様は、記録の徴すべきものが無いが、天武天皇の御代に、豐受大神宮と御同様二十年目毎に御造替の制を立てられてからは、規模結構がほど定ま

- 蕃垣 袖縁板打、延長十二丈七尺三寸四分、高七尺八寸
- 蕃垣御門 猿頭門、無扉、弘一丈一尺三寸、高一丈一尺
- 瑞垣 袖縁板打、延長五十五丈七尺五寸、高一丈一尺
- 瑞垣南御門 神明造、萱葺、金銅金物打立、扉付、行二丈二尺五寸、妻一丈一尺、高一丈二尺九寸二分五厘
- 瑞垣北御門 猿頭門、金銅金物打立、扉付、弘一丈四尺、高一丈一尺九寸三分
- 正殿 神明造、萱葺、高欄御階付、金銅金物打立、南面、行三丈六尺九寸、妻一丈八尺、高二丈一尺三寸十分

り、以て今日の立派さに及んだものである。御殿の構造は神明造と申して素木に萱葺、屋上には千木高く秀で、棟の上には勝男木嚴めしく列び、御階があり大床があり高欄があり、高欄及び御階には五色の玉三十三箇据ゑられ、御床下には心柱と申す御柱を奉建してあるが外よりは伺ひ知るべくも無い。而して御建物の模様全部は内外兩宮に於て殆ど御替りは無い

後鳥羽天皇

久方のあまの露霜幾代經ぬ御裳濯川の千木のかたそぎ

宮居して幾世をこゝに杉村の奥もの深き千木のかたそぎ

これやこの天照神の天地をまもるしるしの千木のかたそぎ

御裳濯の岸の岩根によなこめて固め立てたる宮柱かな

五十鈴川高がや葺けるみあらかに神代の手ぶりいちじるきかも

○外宮正殿には五色の玉三十一個とす。

○五色の玉は延喜の頃に高欄に十八、御階に六箇であつたのを、長曆の御造替に高欄に二箇を加へられ、その後又七箇を加へられたので今の数となつた。

○神明造 伊勢の皇大神宮及豐受大神宮の諸殿は其好例にして平面は縦に短くして横に廣く前面三禮側面二禮

入口は前面の中央にありて左右に切妻を作りて平入りとせり。別に左右に遊離せる棟持柱ありて深く挺出せ

る妻の棟桁を支へたり。殿の周圍に縁ありて勾欄を繞らし階を備ふ。伊勢兩宮はよく大古の遺式を今日に傳

へたるものにして、其柱は地中に掘り立て、千木は左右相交りて其末端は高く空に聳え、屋根は茅葺にし

て上に泥障板及覆板を装ひ其上に巨大なる勝男木を置けり。又左右千木の面に「なまこまひ」と稱する小片各

四箇を挿紙せり。

けれども、たゞ千木の尖頭の削ぎ方が、内宮は内に、外宮は外にと云ふ點に違を持つ。風雅集に度會朝棟の歌「かたそぎの千木は内外にかはれども、誓は同じ伊勢の神風」とあるのは、よく其の意を表したものである。

東寶殿
西寶殿

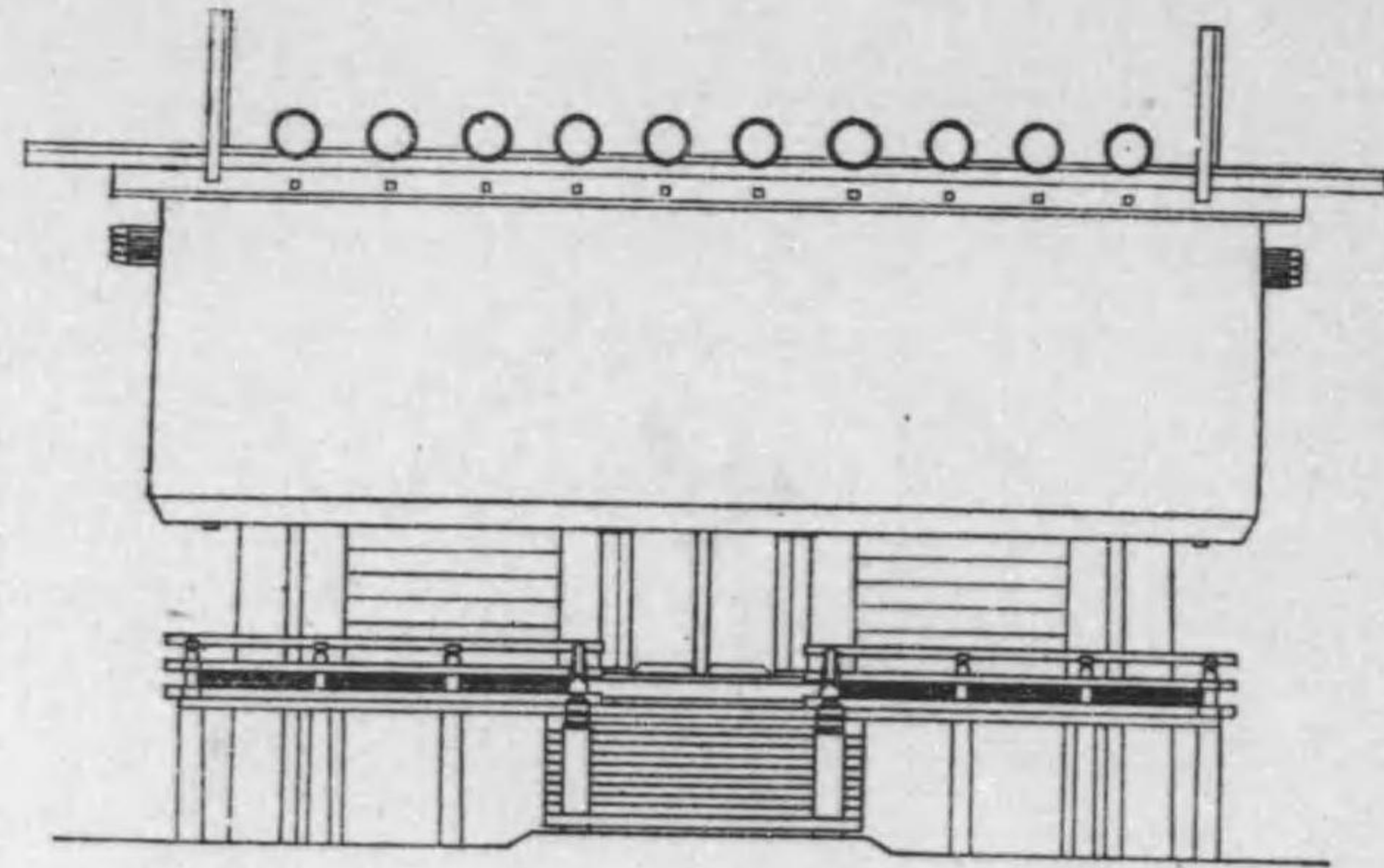
端垣の内、正殿の後左右に分れて二つの御殿が立つて居る。東なるを東寶殿と申し、西なるを西寶殿と申す。また寶殿とも申して居る。東寶殿には幣帛や神御衣などを納め、西寶殿には古神寶や御鞍などを納め奉つてある。外宮に於ては、東西寶殿は正殿の前方左右に並んで北面であるが、内宮に於ては正殿の後方左右に並んで南面である點が相違して居る。但し構造や納物に異があるのでは無い。

屋乃波比伎
神

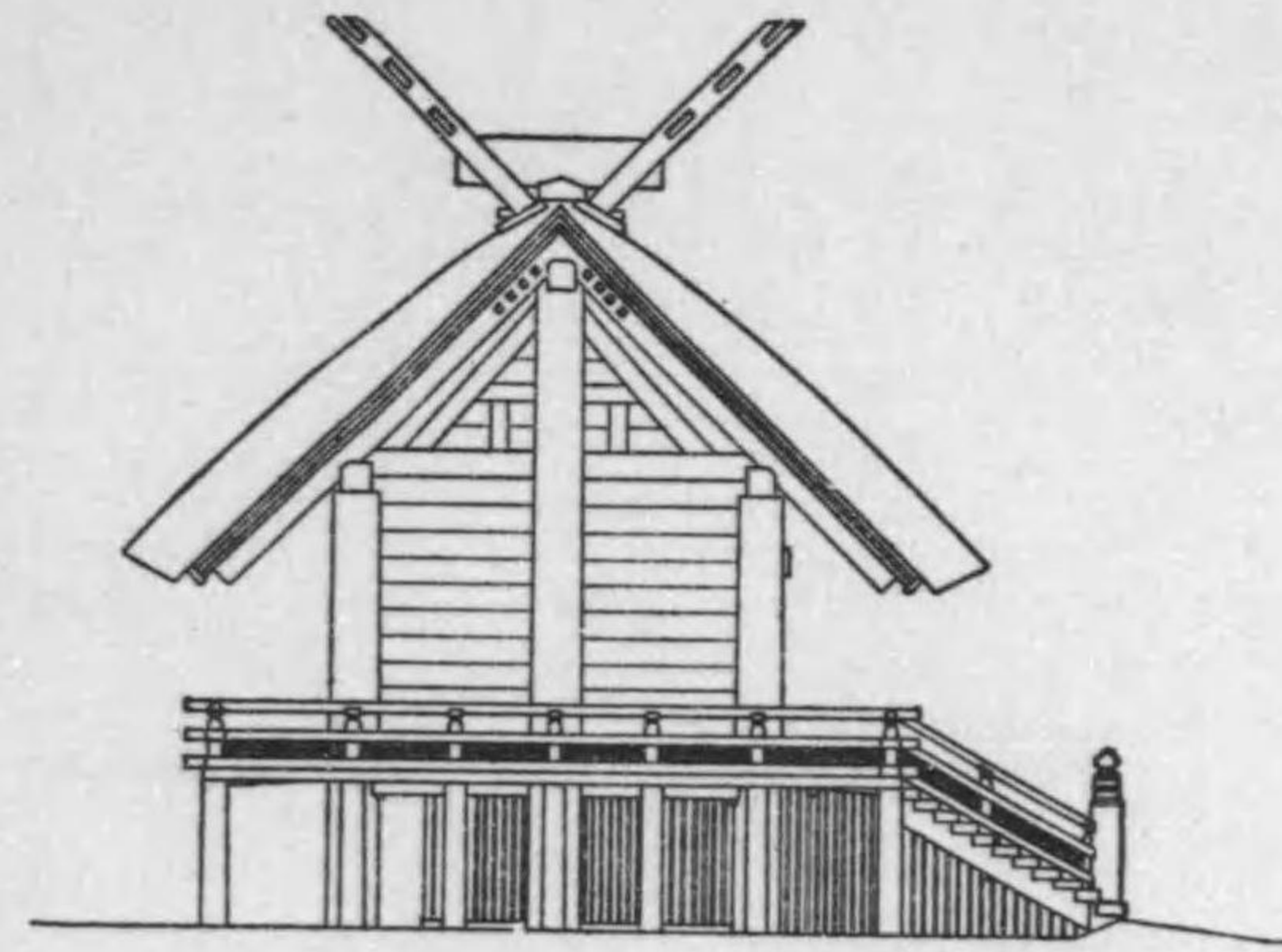
板垣南御門の内、外玉垣南御門外に於て拜をなした參拜者が、謹んで神前を罷り出で直ちに石段を下れば下向道となる。それを、石段を下らず、板垣に沿うて東に進めば、大宮院の周圍を繞る事が出来る。大宮院の外、東南の路傍に石疊のある所は、所管社の屋乃波比伎神を祀つた所である。

○東寶殿 神明造、葺葺、金銅金物打立、御階付、南面、行二丈一尺、妻一丈四尺、高一丈四尺九寸
○西寶殿 同上

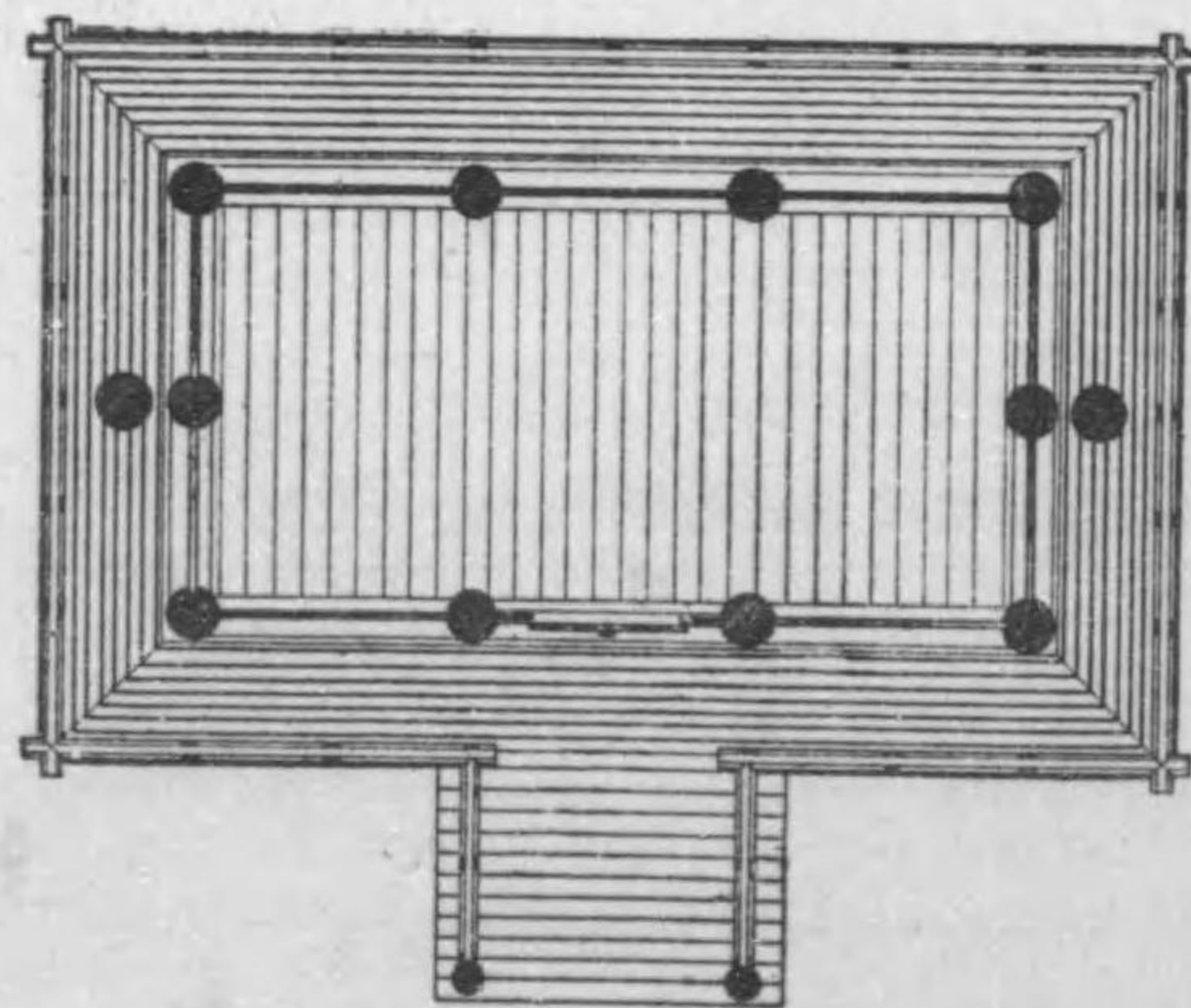
神明造



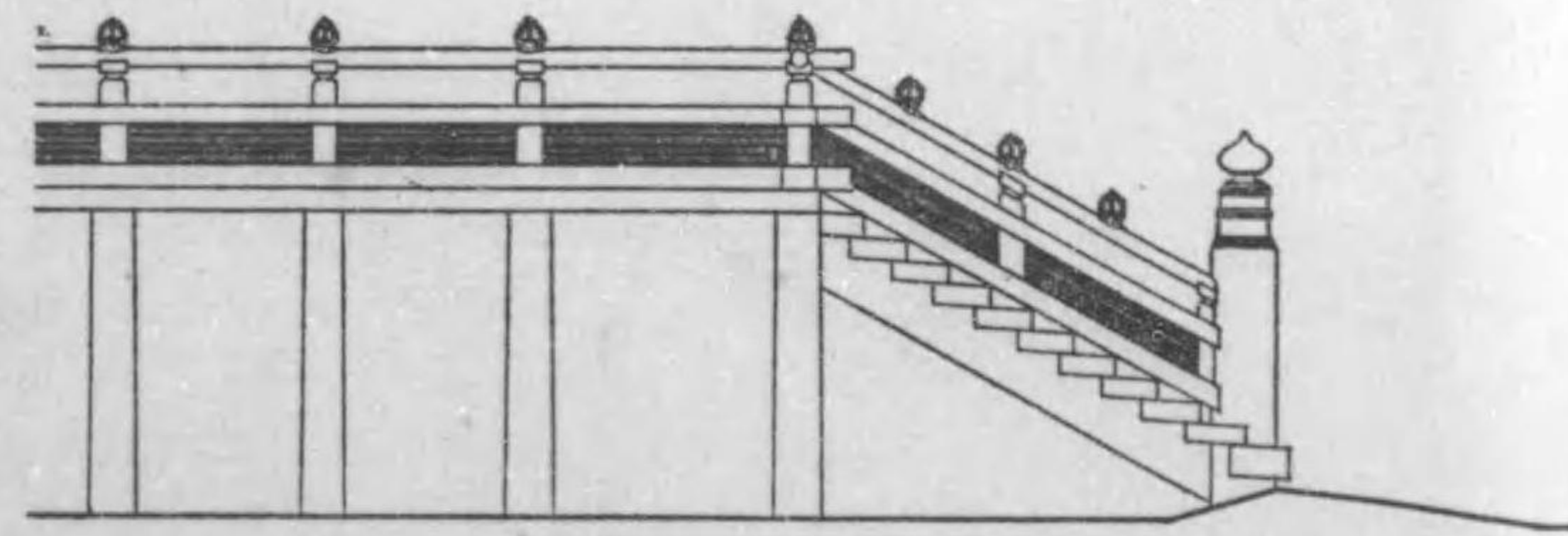
正面立



側面立



平面



高欄詳細

屋乃波比伎

で北面であるが、内宮に於ては正殿の後方左右に並んで南面である點が相違して居る。但し構造や納物に異があるのでは無い。
 板垣南御門の内、外玉垣南御門外に於て拜をなした參拜者が、謹んで神前を罷り出で直ちに石段を下れば下向道となる。それを、石段を下らず、板垣に沿うて東に進めば、大宮院の周圍を繞る事が出来る。大宮院の外、東南の路傍に石疊のある所は、所管社の屋乃波比伎神を祀つた所である。

○東寶殿 神明造、萱葺、金銅金物打立、御階付、南面、行二丈一尺、妻一丈四尺、高一丈四尺九寸
 ○西寶殿 同上

宮比神

興玉神

荒祭宮

外幣殿

板垣に沿うて左折し、北に向つて進めば、板垣東御門と番塀との間を過ぎてやがて又左に折れ、板垣北御門に至る。この御門の内には東に北宿衛屋があり、西に所管社の宮比神と興玉神との石疊がある。

北御門には番塀が設けられてあるが、其の番塀と北御門との間を過ぎて西に進むと、大宮院を果て、古殿地の空地に來る。古殿地の中頃のところで、右側に石段を下つて行く道がある。これは荒祭宮に參る道で、石段を下つて又登ること數階すれば、小さい岡の上に宮殿が建てられてある。御建物の構造は小なりと雖も本宮に準じて莊麗なるものである。

荒祭宮に參拜して、再びさきの石段を引き返し、古殿地の側に戻つて右に進めば、古殿地を離れた所に路が左右に岐れる。其の路の左を行くと、直ちに右側に二つの立派な御倉の建てられてあるのを仰ぐであらう。その手前のは外幣殿と申して、昔、三后並に皇太子よりの幣帛、及び諸國の神戸より獻る調物を納める御殿であつたが、後には古神寶や幣帛を納むる所となつた。これを外幣殿と申すのは、東西寶殿が大宮の内にあるのに對したものであらう。

○荒祭宮 神明造、萱葺、御階付、南面、行一丈五尺、妻一丈二尺、高一丈二尺九寸四分

神宮御宮城

外幣殿の南の建物は御稻御倉と申す御倉である。これは神宮の御常供田から刈取つた御稻を納めて置く所で、昔は調御倉、鹽御倉、舖設御倉と合せて四つの御倉のあつたものを、其の後、調御倉、鹽御倉、舖設御倉の三倉は廢絶して、この御倉だけ現代まで維持せられたものである。この御倉の中には、守護神として御稻御倉神一座を祀つてある。但し別に神殿は設けて無し。

外幣殿、御稻御倉を右にして其の道を南に下ればやがて、荒祭宮遙拜所の前に於て、もとの廣い道に出づる。其の道を右、即ち西に向つて神樂殿大麻授與所の前に來ると、左にや、廣い道の切れて居るのを見る。これは別宮風日祈宮に詣づる道である。

其の道を進むと、五十鈴川の上流に架した風宮橋を渡る。橋の前後に鳥居が建つて居る有様は恰も小なる宇治橋である。

風日祈宮は橋を渡つて右の方に鎮座し給ふ。

再び風宮橋を渡つてもと來た道に戻り、大麻授與所と内御廐との間を北に向つて行けば、

○御稻御倉 神明造、萱葺、金銅金物打立、御階付、東面、行一丈八尺、妻一丈三尺、高一丈三尺五寸五分

○この春は花を惜までよそならむ心を風の宮にまかせて

神樂殿の後の御池から流れ出づる小川に架した小さな橋を渡る。と、右手に御手洗がある。裏參道手洗場と云ふ。手洗場の前に廐がある。外御廐と云ふ。徳川氏の代には伊勢國田丸の城主久野氏が引きつゞいてこの神馬を獻納する事になつて居たのを、明治の代となつては宮内省より獻進せらるゝこととなり、以て現時に及んで居る。

御廐の後方に空地のある所は、神馬の運動場である。

外御廐より左に折れて神苑内を行けば、神宮警衛部前の參道に返る。内宮の參拜は大凡そこれにて濟んだのであるが、尙宇治橋の東詰を東に進んだ所に衛士裏見張所があり、其の後の小丘に所管社なる子安神社、大山祇神社のあるに參拜するもよい。この邊は一般の人の餘りに注意を拂はぬ所であるが、幽邃の趣は擲すべきものがある。

尙最後に皇大神宮の宮城は現在七十一町七段九畝廿九步餘あることを記して置かねばならぬ。

神宮御造替

御造替

前章に述べた神宮の諸殿は、如何して御造替あそばさるゝのかと申すに、上古の御模様は詳らかに知る事は出来ぬけれど、天武天皇の御代に式年の制を御立てになつたのを、持統天皇の御代より御實施になり、即ち其の四年に皇太神宮を、同六年に豊受大神宮を御造替あそばしてより、之を第一回として、最近明治四十二年に至るまで、兩宮ともに五十七回の御造替があつたものである。

式年の制と申すのは、二十年目毎に御造替を終へて遷宮を申上ぐる定を云ふので鎌倉時代頃までは其の制の通りに行はれて來たが、南北朝から其の制亂れ、室町時代以後御用途缺乏の爲に豊受大神宮は百三十年間、皇大神宮は百二十年間も遷宮中絶の有様となつた事がある。天下の亂れは引いて神宮にまでも及ぶ、畏多い事であつた。

○白鳳十三年九月大神宮御遷宮、持統天皇也、自此御宇造替遷宮、被定置廿年、但大伴皇子謀反時依天武天皇之御宿願也。(二所大神宮例文)
○常限廿箇年一度新宮遷奉(皇大神宮儀式帳)

二十年

造宮使

造神宮奉行

然るに徳川時代になつてよりは、流石に式年の制をば嚴守し、さき以後村上天皇の興國四年に二十一年目遷宮の例を開かれたのに則り、靈元天皇の寛永六年以後は二十一年を以て式年と定め、以て現今にまで及んだものである。

尙上古は皇大神宮と豊受大神宮とは二年を隔て、造替遷宮の例であつたのを、天正十三年に兩宮同時に行はれて以來、現今まで兩宮同年の制に従ふことに定まつた。

さてこの御造替は國家の重大事であるから、昔より造宮使と云ふ職を設けて造替の事務を掌らせられたものであつた、而して此等の役人は、前の式年から十七年目の十月に任命されるので、中でも長官たる人は必ず中臣氏の重な手腕家を選任する、例になつて居た。然るに平安朝の末には神宮祭主がこの職に兼補さるゝこととなり、徳川時代には、山田奉行が造

○造宮使の「使」は役人と云ふほどの意。
○造宮使長官一人、次官一人、判官一人、主典二人、木工長上一人、番工四十人 (皇大神宮儀式帳)
○十七年孟冬中臣氏人、重代器量ヲ選被補、(遷宮例文)
○山田奉行職掌
一内宮外宮兩大神宮警衛として二十一年目ごとに御遷宮之節御造替奉行。例年九月十六日御神事之節御神事奉行たり。是御役之第一也(政要錄)

神宮御造替

神宮奉行に當らるゝ事となつてからは、造宮使は有名無實のものとなり、實權は奉行の手に移つて仕舞つた。

作所

次に造宮使の下に居て、工事に従事する工匠や役夫は、昔は諸國の神戸から採用し、又は朝廷から差遣さるゝが例であつたが、後には作所と云ふ職を置かれた。其の組織は、小工九人頭代一人、頭一人、都合十一人を一組とし、内宮には四組を置き、外宮には三組を置かれた、内宮に一組多いのは荒祭宮擔任の爲である。而して此の職は終に世襲となつたものあつた。

造神宮使廳

現今に於ては明治三十一年勅令を以て造神宮使廳の官制が定められ、内務大臣監督の下に、使、副使、主事、技師、屬、技手を置かるゝ事となつた。使は即ち長官で、神宮祭主宮が御當り遊ばされ、副使は其の次官で内務省の高等官(現在は神社局長)が補せられ、其の他にはそれぐの専門家が任せられて、御造替から御裝束神寶調進に至るまで一切の事を掌る事になつて居る。而して昔の造宮使は前式年より十七年目に任命せられたものを、今は常置の官制として廳を内務省内に設け、平素に於ても宮域の御建物に萬々疎漏の無き様にと心掛けさせ

○「神戸」とは神宮の支配の下にあつて租税を神宮に納めて居た民家を云ふ。

られてある。又工事の場合には、主事、技師等は屬、技手を率ゐて神宮に駐在し、職工の作業を實際に監督して、完全を期する事になつて居る。此等の諸點は昔造神宮使が京都に居ながら兩宮の作所を支配して居た時の比では無い。其の外諸殿舎、御裝束、神寶何彼に至るまで古儀の許す限りに於て鄭重にせられたことも、實に聖代の故なればこそと感佩せざるを得ぬ。

御造替費

さて此等式年の神宮御造替費用はどうして支辨せられたものかと云ふに、上古に於ては神戸の税を以て之に充てられたものであつたが、不時の御造替の起つた際の如きは近方の國司に仰せて正税即ち朝家に納め、租税を以て支辨せられた事もあつた、然るにその後、王

○造神宮使廳官制

- 第一條 造神宮廳ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ神宮造替及神寶裝束調進ノ事ヲ掌ル
- 第二條 造神宮使廳ニ左ノ職員ヲ置ク、使、副使、主事、技師、屬、技手
- 第三條 使ハ一人神宮祭主ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ廳中ノ事務ヲ管理ス
- 第四條 使ハ所屬ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス
- 第五條 副使ハ一人勅任トス内務省高等官ヲシテ之ヲ兼ネシム使ノ事務ヲ佐ケ使事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 第六條 主事ハ一人奏任トス使副使ノ命ヲ承ケ廳中ノ事務ヲ分掌ス
- 第七條 技師ハ使副使ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ヲ掌ル
- 第八條 屬ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第九條 技手ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

神宮御造替

伊勢神宮と神社
朝の税制が亂れて神戸の神税が取り立たず、御造替の費用に不足を告げた場合、正税を以て之を補ふと云ふ事もあつた。が、世が次第に下るに従つてこれさへ行はれない事となるや、太政官から諸國に令して其の費用を徴發せらるゝ事となつた。

之を役夫工米と云つたものだ。併し御造替は朝家の御大事ではあるが、其の御費用は決して輕からぬ事であるので、其の都度々々の御費用徴收は、中々容易の事ではなかつた。御造替第二十七回目の時には諸國の地頭等が深く役夫工米を獻納しないので、時の將軍賴朝が朝家の訴によつて諸國に令し、嚴重に徴發の手を盡した事が物に見えて居る。これより後、鎌倉を経て室町時代となると、朝廷の御裏微がいよゝく甚しく、朝廷の神宮御尊信に御滄りは無ければ、何を云ふにも御造替は莫大な費用を要することゝて、申すも畏多い次第であ

○凡神戶調唐及田租者並充造神宮及供神調度上(合義解)
○延暦十年八月三日夜子時、大御宮正殿東西寶殿並重々御垣御門及外院殿舎等併掃庭燒亡(中略)、仍以同十
三日二被下符於伊賀、伊勢、美濃、尾張、三河國等、以當年正稅官物一如元奉始正殿天内外殿舎等被
令造進
(兵範記)
○凡大神宮年限滿應修造者(中略)其使供給、充用神稅丁匠役封戶人夫、糧食用神稅、若神稅不足用
正稅
(延喜式)
○文治六年二月二十二日丁酉、遣伊勢大神宮役夫工米事、諸國地頭等有未濟之旨、去年十二月帥中納言奉書
刊着之間、日者被經沙汰今日被奉御請文云々
朝家御大事に候之上甘簡年一度之役に候、勞不可致懈怠候也、云々賴朝恐々謹言(吾妻鏡)



正親町天皇繪旨(慶光院利敬氏所藏)

るが、御手が其處まで御届きなされず後花園
天皇以後は式年の定めも行はれずして百二三十
十年も其のまゝに風雨の洒すがまゝに任せ
時代にも及んだと云ふことは、前にも述べて
置いた通りである。
然るにこゝに慶光院第三世に清順と云ふ
比丘尼があつた。深くこの荒廢を歎き、曩に
は内宮宇治橋の造替了り、今また部内の人
とも相談をして諸國に寄附金を募集し、その
力を以て外宮をば永祿六年に、百三十年目に
て御造替申上げ、朝廷からは奇特との繪旨を
賜はると云ふ様な事もあつた。
繼いで次の兩宮御造替も、慶光院の第四世
周養上人と云ふの手にて勸進募財の計畫が立

てられ、この時は織田信長が保護を興へ、本能寺の變によつて志を全うし得なかつた後は、豊臣秀吉が寄進をして遷宮を濟ませさせたのである。これは兩宮第四十一回目の御遷宮の時

伊勢神宮と神社

○さらにいま造る内外の宮柱すくなる代々に立ちやかへらむ

後花園天皇

○清順上人本姓は山本、近江の人、幼にして尼となり諸國を巡歴す。後伊勢に來り慶光院智珉尼に繼いで其三世となる。天文十八年勸進力を以て御裳濯川橋を造營し、後奈良天皇の觀感に預る。云々。當時戰亂相繼ぎ神宮正遷宮を行はざること久し。清順深く之を慨き諸國に勸化すること十一年、永祿六年九月二十三日外宮正遷宮を見るに至れり。永享六年正遷宮以來實に百二十九年なり。明治三十八年十一月功を以て從三位を追贈せらる。

○清順居士號慶光院之由被開召訖、殊至大神宮御裳濯橋造畢、供養成其功之由觀感無極、而今度造替之事、應三社之請、同可遂其沙汰旨、神妙之由天氣所□也、悉之以狀

右中辨

天文廿年八月廿日

慶光院

○當宮兩宮造替事可執行之、各存其趣、別而可入精、無故引物等令停止、急速出來候様可馳走、依之上部大夫仁、平井久右衛門相副、越置候也。

信長

天正十 正月廿五日

伊勢大宮司どのへ
同兩宮長官どのへ
同神主中

(外宮引付)

○天正十二年甲申三月廿三日仁羽築前守殿より正遷宮之金子兩宮へ五百枚與、八木千石與上部越中殿、周養上人江渡し御置候

(外宮天正遷宮記)

○周養上人は慶光院第四世なり。清順上人に繼ぎ元龜二年より勸進して天正三年に至り内宮假遷宮を行ふを得、同十三年更に兩宮の正遷宮を見るに至れり。慶長十六年を以て歿せり。明治三十八年十一月功を以て正四位を追贈せらる。

(神部沿革史料目錄)

あつた。

徳川氏の時に入つては、慶長年度の御遷宮の時から御造替料を三萬石と定めて、これより十餘回の御造替は事故なく相濟し、式年毎には正確に御遷宮を申上げ得る様になつた。

明治以後になつてはすべての費用は國庫の支辨となつたが、吾々國民の神宮におはしますば、其の費用負擔は固よりの事と申すべく、愈が上にも鄭重を盡さねばならぬ。

さて前に述べた如き制度の下に行はるゝ御造替は、如何な順序を経て成さるゝものかと申すに、近古の衰退した時代の事は別として、昔は前遷宮から第十七年目に當る年より工が事著手せられて、それより四年にして宮殿が完成し、二十年目の遷宮となる例であつた。然るに現今では工事は前式年から第十四年目に著手せられ八年を経て御造替が落成し、而して遷宮を申し上ぐると云ふ定に改められてある。此の工部著手の當初より、竣工遷御の終に至るまでは、工程の進捗段落毎に、それ〴〵嚴重な祭典を執行はせらるゝ。これは昔も今も渝る

○慶長十四年巳酉九月に、さうりう三萬石にて京も宮も山もいづれも兩宮共に御大將様家安より兩宮御造宮なされ候て云々。
(子良節日記)

○明治三十五年より著手せられて四十二年まで八年間に成就された第五十七回目の御造替には國庫支出金は約七十餘萬圓であつた。

神宮御造替

所は無い。次に其の次第をあらく述べて、如何に、神事の大切にせらるゝものかを伺ひまつる料にしようと思ふ。

山口祭

御造替工事の第一としては山口祭と云ふが行はれる。これは御杣山に坐す神をば山の入口に於て祭り、伐木の作業を怪我なく安全にさせようとの祭である。

御杣

御杣と云ふは、御造替の御用材を採る山の事である。大昔は、内宮の御杣は内宮の神路山に立て、外宮の御杣は伊勢國度會郡阿曾村、即ち別宮瀧原宮の南に聳ゆる阿曾山と定められたものであるが、鎌倉時代頃から、神路山にはよい材木が少くなつたので、嘉元二年の第十三回目の御造替の時から、勅許を得て御杣を同國多氣郡の江馬山と云ふに改められた。其の後參河國設楽山に御杣を立てられた事もあつたが、天授六年の外宮第三十六回目御造替の時初めて美濃國木曾山を以て御杣と定められた。併し其の後も猶江馬山を用ゐられた事もあつて、一定と云ふわけでは無かつたのを、文化六年の第五十二回目兩宮御造替の際より以後は、現今に至るまで木曾山を以て御杣山と定められてある。

○度會の宮木とならむ杣山は若木のかげもこだかからむ

明治 天皇

木本祭

心御柱

祭 御杣山木本

かく御杣は時々方々に替へられはしたものの、山口祭だけは猶昔のまゝ、兩宮共に宮域に祭場を設け、忌物、神饌、白鷄、鶏卵を供へ、五色の幣帛を四方に立て、祭儀を執行はるゝ事であつた。祭了つて五丈殿に於て饗膳の式が行はるゝ。

次に木本祭と云ふが行はるゝ、これは嘉元二年以後御用材をば他山に採る事とはなつたけれども、正殿に最も大切な心御柱だけは、今も宮域にて採るによつて、其の樹の下に於て祭を行ふのである。祭の萬事は山口祭と同様である。而してこの祭が済めば、其の樹を伐り採り内宮にては御稻御倉に、外宮に於ては外幣殿に納めて置いて、遷宮の當年の來るを待つ。御用材の總てが宮域内に得られた間には、山口祭だけで伐木の著手が出來たのであるが、嘉元以後、他山に杣山を定められて以來、其の山に於ても山神を祭り、木伐の仕事に幸のあはる様にと祈をなす事になつた。この祭儀を御杣山木本祭と云ふ。これには造神宮使廳の官吏と工匠とだけが参加して、神宮の神官は携はらぬ。たゞ其の日は神宮より伺うて宣下を賜はる事になつて居る。

兩宮に於ける山口祭、御杣山に於ける木本祭が済めば、丁々たる伐木の音につれて、御用材が順次に伐り出される。此等御料の用材は夥しき數に上るのであるが、大小いづれも「大

神宮御造替

七九

御木分

御樋代木奉
曳式

一と云ふ文字を烙印し、現今の木曾山中からは尾張國錦織繩場と云ふに出され、其處から海を渡して伊勢國大湊と云ふに集められる、こゝには貯木場の設がある、此處へ造神宮使廳の役人が出張して寸尺と品質とを檢分し、内宮の御料と外宮の御料とを分けるのである。之を御木分と呼ぶ。

御木分が濟めば、内宮の分は五十鈴川口より、外宮の分は宮川口より、流を遡りて木を曳き始める。この木曳の先登に曳き上げ奉るは御樋代の御料材である。内宮の御樋代御料材は五十鈴川を遡つて四郷村北中村と云ふまで達すれば、こゝには神官及び造神宮使の役人が御迎へ申して、列を整へてこれより上流に御供をし、御手洗の處より曳き揚げる。此處には大宮司以下の神官並に造神宮使の役人が奉迎して修祓を行ひ、直ちに東寶殿の床下に納め奉る。

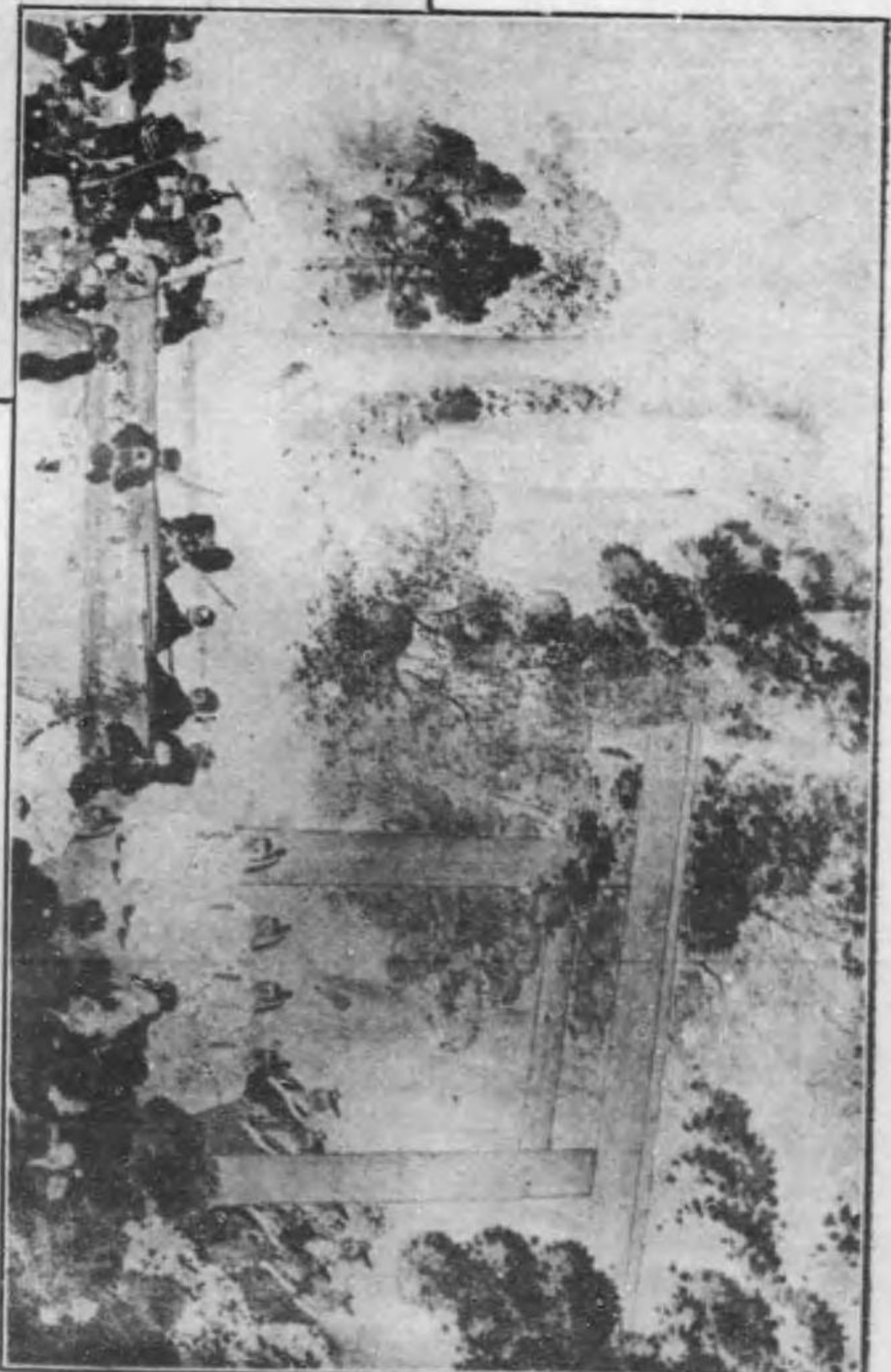
外宮の御樋代御料材は宮川を遡つて山田の中島間と云ふより曳き揚げ、車に載せて市中を

○第五十七回日の御造替の際、明治三十五六年に亘つて木曾御料林から伐り出された材木は九千三百二十餘本

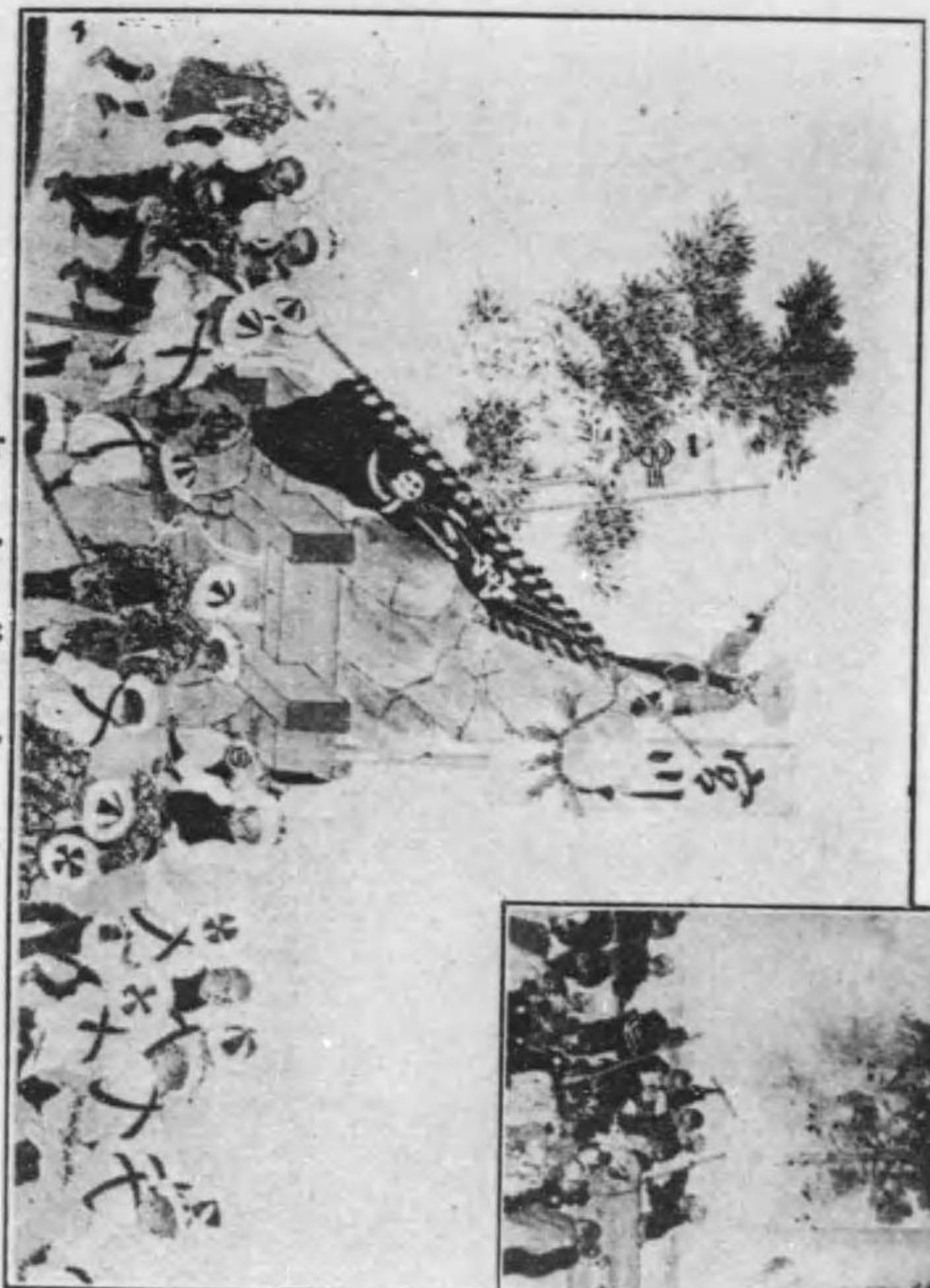
に達し、長いのは四丈一尺、短いのも六尺はあつた。

○「御樋代」とは神體を奉安する御櫃を申す。

○御樋代一具、深一尺四寸内八寸三分、徑二尺、内一尺六寸三分（皇太神宮儀式帳）



式初曳木御宮内
(内居鳥二)



曳木御宮外

御木曳初式

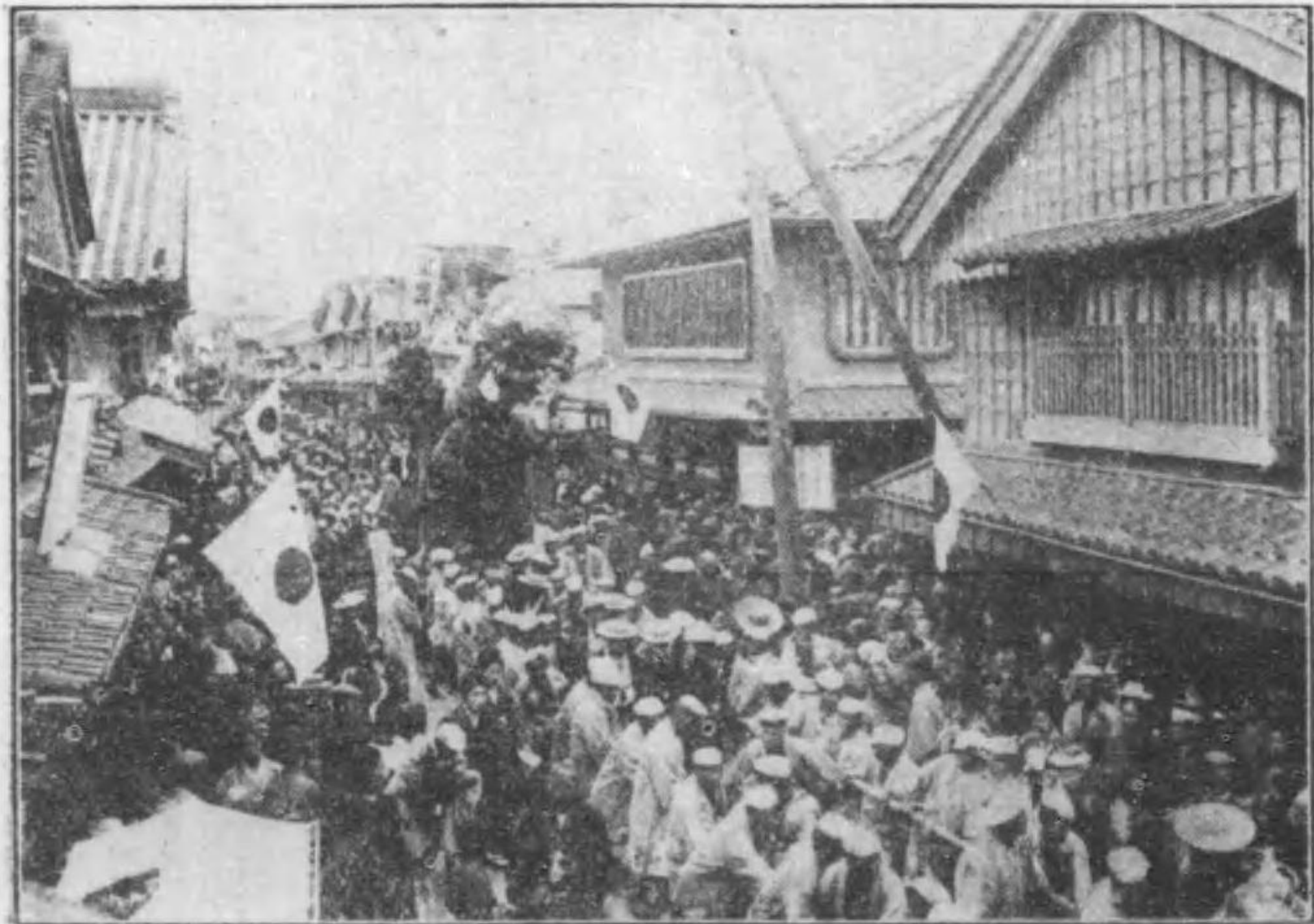
木曳役夫

外宮の北御門口に至り、こゝに大宮司以下が奉迎して修祓を行ひ直ちに西寶殿の床下に御納の申す、以上を御種代木奉曳式と申す。

次に正殿の御棟持に充つべき巨材を曳き奉り、それから後順々に總ての木を曳き終るのであるか、其の最初、巨材を曳き込む際に、また大宮司以下の神官、造神宮使の役人等が奉迎して修祓の式を行ふのは、御種代木奉曳式に準ずる、之を御木曳初式と申す。

而してこの木を曳き奉る役夫は、昔から人民勞力獻納の美風に依り、内宮の方は慶光院の手にて豊濱村大字磯村の村民之に當り、外宮の方は春木大夫の手にて山田本町外數町の人民が曳き奉るので、中々賑やかな行事であ

神宮御造替



外宮御木曳

木造始祭

つたが、明治二十二年以後に於ては悉皆、造神宮使廳の役夫を用ゐらるゝ事となつた。御木曳も相濟み、御料材も揃へば、いよく工事に取懸らるゝ。この時に木造始祭と云ふ祭が行はるゝので、まづ御棟持柱になるべき御料材をば五丈殿の前に安置し、造神宮技師技手の人達が神饌を供へ、正宮の方に向つて拜をなし、後、御木を打つて工事始の式とするのである。これはまた手銚始とも云ふ。

鎮地祭

次には、今度新に御造替を申すべき大宮地を主り給ふ神を鎮め、宮所が彌久に彌固くと祈る爲の祭が行はれる。即ち鎮地祭で、また地鎮祭とも地曳祭とも申して居るまづ、忌物、神饌、白鷄、鶏卵の御供をなし、五色の幣帛を御敷地の中央と四隅とに建て、忌鎌を執りて草刈の式をなし、忌鎌を執つて地均の式を了るのである。

假御桶代伐採式

一方、御杉山に於て、いよく御遷宮と申す場合に、舊殿の御桶代から新殿の御桶代へ御神體を御遷し申す際、遷御の御途中だけ御乗せ申すべき假御桶代と假御船代とに要する料材を伐り採るについての祭を行ふ、之を假御桶代木伐採式と申す、造神宮使役人だけで行ふもので、まづ技手の御料材の修祓を爲し、神饌を奉奠して之を伐り採り、荒薦に裹んで更に

○「御船代」とは御桶代を奉安する船形を申す。

立柱祭

修祓を行ふ。

大分に御料材の下拵が出来、當年は御遷宮といふ其の年になれば、正殿の御柱を立てる式が行はるゝ、之を立柱祭と申して、新殿地への建築工事はこれから始まるのである。昔は鎮地祭と一所に行はれたものだと申す、さてこの日には、造神宮主事は役人を引き連れて萬事を指圖し、神宮からは大宮司以下の神官が参列し、まづ造神宮屬が神饌を獻じて屋船神を祭り、小工が正殿の御柱所に進んで、中の柱より四隅の柱、次に東西の柱と順々に槌を以て打ち固める式を行ふ。

御形祭

正殿の御仕組が大體に出来上つた時、造神宮の役人が神饌を獻じて屋船神を祭り、火結神を鎮め、技師及び技手の人達がみづから正殿東西の妻の短柱に、御形と申して圓い形を一つづつ、穿ち奉る式をする、之を御形祭と申す。他の建築の場合などには殆ど無い珍しい御例と拜聞する。

上棟祭

次に行はるゝのは上棟祭、即ち正殿の棟木を揚げるに就いての祭である。まづ御棟木高く長き二條の白布を懸け、弓矢並に白幣を飾り置く。こゝに大宮司より造神宮主事に向つて、正殿と瑞垣との位置が舊規に相違する事無きやと注意する。主事は之を技師技手に傳へて測

量させ、舊規に相違する事なしと確める。それから小工が御棟木の白布の引綱をば博士木と云ふに結び付ける、大宮司以下の神官が立ち列つて其の引綱に手を掛け、御棟木を引き揚ぐる形をなす。御棟の上には小工の一人「千歳棟、萬歳棟、曳々億棟」と音頭を取ると、他の小工が之に應答して、槌を以て御棟木を打ち固める。かくて、造神宮屬が神饌を供へ、屋船神を祭りて、式を了る。

檐付祭

正殿の御構造が出来ると、次には屋根に御萱を葺き始めるについて祭がある。之を檐付祭と申す。造神宮屬が神饌を供へて屋船神を祭り、技手が役夫を従へて正殿南檐端に御萱を葺き奉るのである。

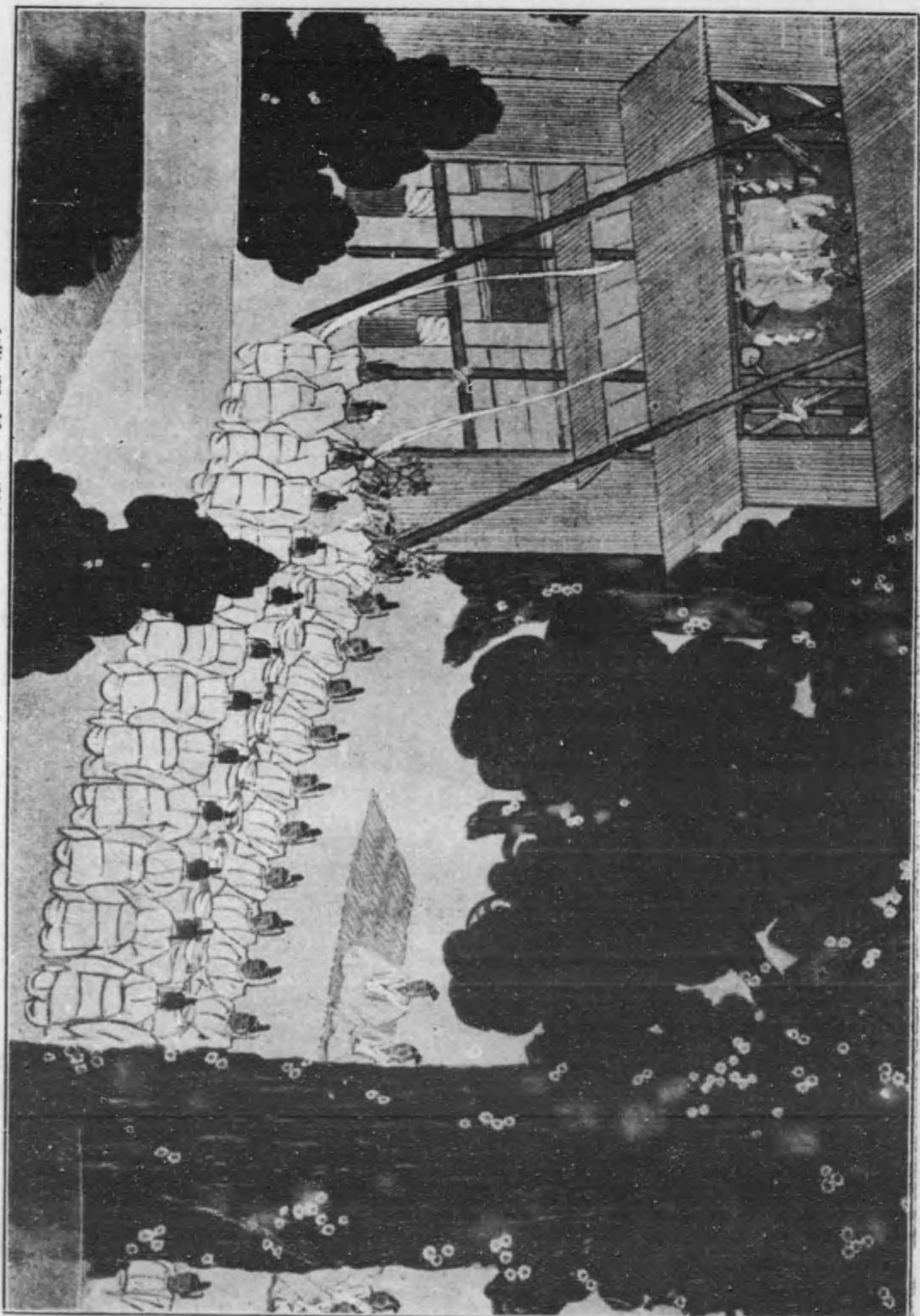
薨祭

次には薨祭と申して正殿の薨覆ひの波金物と千木の逆輪とを打ち奉る祭がある、祭の次第は檐付祭の時に準じて行はれる。

御戸祭

その次には御戸祭と申す祭がある、正殿の御扉を造り奉るに就いての祭で、また御戸立祭とも稱へらる。祭の次第は前の祭に準じて行はれ、造神宮技手が大床に昇りて御扉に御鑰の穴を穿ち奉る。

○外宮にては上棟祭の音頭の最後の詞を「曳々棟」と呼ぶ。



(藏所館古微)

祭棟上

御船代祭

洗清

御建築のあらましは以上を以て終とし、一方に於て御神體を奉安する御船代を作り奉るに就き、御料材を伐採し、之を彫り整へ、之を奉納するまでの祭を執行ふことがある。之を御船代祭と申す。まづ宮山の祭場に五色の幣を立て、忌物神饌を奉りて、杣山の木本にまします神を祭り、草木を刈りて正殿竝に相殿の神、別宮の神の御料材を伐る式を行ひ、東寶殿に於て技師技手が、其の御料材を御船代に作り、神官が之を新造の宮殿に納め奉るのである。新殿建築が愈出來上ると、茲に之を洗ひ清むる式が執り行はる。工事著手の初め、山口祭の時から、御船代祭に至るまでの祭はいづれも、皆造神宮使専ら之に當り、神官はたゞ之に列するだけに過ぎなかつたが、この洗清より以後はすべて神官に於て行ふ所の祭となる。洗清に於ては、禰宜まづ正殿を開いて假の御幌を懸け、權禰宜、宮掌の人達が洗清の用具を殿内に奉ると、禰宜は之を以て御種代、御船代、御玉奈井、御床及び殿内を洗ひ清め、權禰宜は大床、御階から東西の寶殿御饌までを洗ひ清め奉る。

- 正體御船代一具、長七尺五寸、内五尺七寸、内深一尺四寸、長二尺五寸、高二尺一寸、内弘二尺、相殿坐神御船代二具、長七尺六寸、内七尺六分、廣一尺五分、内一尺五分、高一尺九寸、内一尺（皇太神宮儀式帳）
- 正體御船代一具、長六尺、廣二尺四寸、相殿御船代二具、長四尺、廣一尺五寸、（止由氣宮儀式帳）
- 「御玉奈井」とは御船代を奉安する御座を申す。
- 御坐一基、高一尺、徑七寸（止由氣宮儀式帳）

心御柱奉建

先に木本祭を營みて宮山より撰材をなし、内宮には御稻御倉、外宮にては外幣殿に納めて置いたる心御柱の御料材をば、此の時初めて飾り清め、齋柱とも申して正殿下の正中に建て奉る式を行ふ。この式は古例によつて頗る神祕の行事とせられ、大神の御心を常磐に堅磐に鎮め奉る意味のもの故に、若しこの御柱に異状でもあれば、其の恐懼は神宮に於てのみならず朝廷に於かせられても謹み畏み、神慮をうかゞはせられたと云ふほどのものである。されば、この式は夜中に於て行はれ、まづ正殿の御床下に五色の幣を立て、忌物、神饌を獻じて宮を司る神を祭り、禰宜一人祝詞を奏し、權禰宜一人と宮掌二人とだけにて正殿の下の眞正中に、この齋柱を建て奉るのである。

杵築祭

新殿建築全部の完成したのを祝うて、一つは宮柱をいよく固め据ゑ奉る爲に、次には杵築祭と云ふ祭が執行はれる。これはまづ造神宮使以下五文殿に於て饗膳あり、次に大宮司以下の神官が白布明衣を懸け、白杖を携へて正殿の下に参り、大宮司口づから祝詞を奏し、夫

○祝歌内宮二首

「かしこしや五十鈴の宮の杵築してけり杵築してけり、國ぞさかゆる郡ぞさかゆる萬代までに萬代までに
「天照大宮と、ころかくしつ、仕へまつらむ萬代までに萬代までに
○祝歌外宮一首

「度會の豐受の宮の杵築して宮ぞさかゆる國ぞさかゆる萬代までに萬代までに

後鎮祭

より神官達が御床下に入りて祝の歌を申しながら、手に携へた白杖を以て御柱の根を築固むる形をするのである。

建築の前に鎮地祭の行はれたに對し、今や事故なく新殿の成れるにつきては、またこの御殿の動きなきをこひ願はねばならぬ。この意味に於て先の鎮地祭に準じて諸の式を行ひ、御柱の本に座す神を祭り、天平瓮を新殿御床下に据ゑ奉る祭儀を行ふ、之を後鎮祭と申す。

御裝束神寶讀合

式年の宮殿御造替は、たゞ建築物が新に營まれるだけではなく、殿内の御裝飾品も、大神の御調度類も、同時に新にさるゝ例になつて居る、此等もすべて造神宮使に於て御新調申すのであるが次にはこの「御裝束神寶讀合」と云ふが行はれる。御裝束と云へば、普通にはたゞ衣類の事に用ゐられて居るが、こゝでは、そのみに止まらず、殿内の敷物、置物、覆物のすべてを含めて申すのである。さればそれ等の種類の事は既に延暦の儀式帳にも見え、延喜式の記載によつて見ると、皇大神宮だけでも御裝束は五十種に及び、神寶も二十種の上に出で、居る、勿論豐受大神宮にも同様に有之、各別宮にもまたそれづくに御裝束の設があつたのである。皇祖に仕へ給ふ大君の御思召は、此等微細の點からも拜察し得らるゝわけでは無いか。

川原一蔵

この御装束神寶讀合には、御装束神寶の納めてある韓櫃をば、四丈殿の外庭に昇き据ゑ、造神宮使以下の役人が四丈殿に著床し、神宮も之に列し、韓櫃を一つづ、殿内に昇ぎ入れ送文に照して點檢を了した上、之を祭主に御引渡し申すといふ式である。

兩宮の諸事準備が既に整ひ、御装束神寶の讀合も滞りなく畢れば、いよ／＼御遷宮の日も近づくので、内宮に於ては五十鈴河の岸、瀧祭神の前、外宮に於ては御池の側の三つ石の所に、假御樋代、假御船代及び御装束、神寶などを陳列して祓を行ひ、また祭主宮を初め奉り、大少宮司以下遷宮に奉仕の人々總てを祓ひ清むる式が行はれる。之を川原大祓と申す。

○大神正殿装束六種、御床装束四種、樋代御装束六種、出坐御床装束物七十二種（皇大神宮儀式帳）

○太神宮装束

蓋、緋綱、紫扇、菅笠、菅屏、壁代緋帳、天井上覆緋帳、内敷屋緋帳、幌、床土代敷細布袴帷、絹袴帷、生織絹被、小窠錦被、小文紫被、小文緋被、屋形錦被、小文緋絹、帛被、五窠錦被、敷床細布袴帷、絹袴帷、小文紫衣、小文緋衣、帛衣、帛裳、紫羅裳、紫帶、絹比禮、帛意須比、細布巾、帛巾、帶、錦履、錦襪、帛袴、盛柳笠、櫛宮、鏡、盛柳籠籠、髻結紫絲、納柳宮、加美阿氏帛、白玉、盛白宮、錦枕、敷御道布、納裝束韓櫃（延喜式）

○神寶二十一種

金銅多利、金銅麻笥、金銅賀世比、金銅鐙、銀銅多利、銀銅麻笥、銀銅賀世比、銀銅鐙、梓弓、征箭、箭、玉羅橫刀、須我流橫刀、雜作橫刀、姬靱、蒲靱、革靱、鞆、櫛、梓、鴉尾琴（延喜式）

○真和元年豐受大神宮遷宮

奉行の時神寶御装束など檢知して思ひつけ侍りける

小槻 匡 遠

君が代にまためぐりあふ小車のにしきぞ神の手向なりける（新千載集）

御飾

最後に、此の度御新調になつた、御装束を以て新造の御殿内を飾り御神體を御遷し申すにつきこの準備を整へる。この儀式は神宮傳來の祕事に依るもので、大宮司、少宮司、禰宜が御飾を申上げ、祭主の宮様が之を御檢分あそばすといふ、作法の最も鄭重を極めたものである。これと同時に東寶殿、西寶殿、外幣殿、御饌殿の御飾も施し參らす。

次にはいよ／＼御遷宮の順序となる。

神宮御遷宮

凡そ遷宮祭とは大神の御神體を他の宮殿に遷御し奉ることを申すのであるが、式年遷宮に於ては今度新に御造替を了した新殿に遷御し奉るので中々重い御儀である。

此の御遷宮には式年のあるばかりでなく、月日にも定りがある。之を式日と云ふ。即ち御造替の最後の行事たる御飾は、内宮に於ては九月十五日、外宮に於ては同十四日と定め、御神體を遷し參らすのは各その翌日を用ゐる事と昔から規定せられたものであつたが、近古

この方はこの法に依らず、豫め日を卜することゝなつたのである。

今遷宮祭の概略を申せばまづ、遷宮の當日、奉遷勅使の參向があり、宮内省からは、尙勅

神宮御遷宮

八九

式日

使に従つて、掌典、宮内屬、掌典補の人々が之に奉仕し、神宮からは祭主宮を初め奉り、大宮司少宮司、禰宜、權禰宜、宮掌、宮掌補合せて百五十名ばかりの神官が奉仕し、造神宮使廳からは副使、主事、技師、屬、技手の人々が奉仕する。又内務省としては内務大臣、局長、祕書官以下、地方よりは三重縣知事等、いづれも其の御式に参向するのである。

合圖

参進

第一鼓が響く。諸員は既に参集して居るのである。第二鼓が響く。準備が整ふ。第三鼓が響くとこゝに参進が開始せられ、先頭に儀仗兵が一箇大隊完全に武装して、唳々たる喇叭の音も、所から宮域の樹立に反響して神さび渡る。諸員第二鳥居の下に至ればこゝに祓の式が行はれ、更に進んで玉申行事所に至れば、勅使、掌典、祭主宮、大宮司、少宮司、禰宜（内

○明治四十二年の遷宮には内宮十二月二日、外宮十二月五日いづれも午前八時御飾を奉仕し、同日午後八時に遷御申上げたのであつた。

○第十九條左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準ジ祭典ヲ行フ

一 皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮、賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵ニ報告スルトキ

二 神宮ノ造營ニ因リ新宮ニ奉遷スルトキ（皇室祭祀令）

○伊勢御遷宮の年のうた

神風や朝日の宮の宮うつしかげのどかなる世にこそありけれ（金槐集）

○右歌は土御門天皇承元三年内宮遷宮の折なるべし。

源 實 朝

玉串

祭文

開扉

召立文

鶏鳴

宮にては權禰宜一人を加へて、太玉串を執り、それより大宮院の内に参進する。大宮院に於ては中重の石壺に著けば、數名の權禰宜が順次に勅使以下の太玉串を内玉垣御門のところにて奉奠するのである。

次に勅使が版位まで進み出で、奉遷の祭文を奏する。祭文が畢れば一同、内院に参入し大少宮司は正殿の御扉を開き、禰宜と共に殿内に祓候する。以下の神官は御階の下に伺候して遷御の時の至るを待つ。此の時宮掌は御道敷布を正殿の御階下より新宮の御階下まで敷き奉る。

次に一人の權禰宜が、御階下の東側に立つて召立文と云ふを讀み上ぐる。これは奉仕の人々の名前並に役々を呼び上ぐるもので執物に奉仕する人々は、この召立に従つて寶物を執り持ち、前陣と後陣とを分ちて列を整へ、行障、絹垣奉仕の諸員は大床に上つて一拜の後、絹垣を御扉の口に寄せ参らす。此の時恰も鶏鳴所役の宮掌が一人、瑞垣御門の側に進んで、楯扇を以て三度冠を打ち、「カケコウ、カケコウ、カケコウ」と鶏の鳴聲を三度唱へる。楯扇で打つのは鶏の羽ばたきの意、鳴き聲は天岩戸を皇大神の出でました時の吉例に形取つたもの

神宮御遷宮

九一

出御

であらう。但し外宮に於ての鶏鳴は「カケロウ」と三唱する定になつて居る。

移御

鶏鳴について勅使は正殿御階の下に進み、三聲出御」と奏し奉れば、御船代を奉戴申すべき大宮司、少宮司及び禰宜の人々はいづれも白布を以て鼻口を覆ひ、白の手袋を穿ち、錦綾の肩當を懸け、御船代を奉戴して絹垣の内に入り、恐れみ畏みて徐ろに正殿を出で、新殿へと向ふのである。

行進

此の時は宮域の燈火悉く消し去られ、森殿の感いよく深きを覺ゆる所へ、遷所の御行列が肅々として出で給ふのである。先頭には儀仗兵半箇大隊前驅を承る。次に宮掌二人御先

- | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--------|----|----|----|----|------|-----|-----|--------|
| 前 | 宮掌 | 乘燭 | 乘燭 | 御楯 | 御鉦 | 御靴 | 御弓 | 菅御簀 | 紫御簀 | 金銅造御太刀 |
| | 宮掌 | 乘燭 | 乘燭 | 御楯 | 御鉦 | 御靴 | 御弓 | 菅御簀 | 紫御簀 | 金銅造御太刀 |
| | 玉繩御太刀 | 須我利御太刀 | 御蓋 | 樂師 | 樂師 | 掌典 | 奉還勅使 | 行障 | 行障 | 御蓋 |
| | 菅御笠 | 御弓 | 御靴 | 御楯 | 御火 | 御火 | 宮掌 | 後 | | |
| | 菅御笠 | 御弓 | 御靴 | 御楯 | 御火 | 御火 | 宮掌 | | | |
- 靴(うっぱ) ○簀(さしは) ○玉繩(たまき) ○須我利(すがり) ○蓋(きぬがさ) ○絹垣(きんかい)
 ○警隊には「オウ」と長く引く聲を用ゐらる。

と向ふのである。

此の時は宮域の燈火悉く消し去られ、森殿の感いよく深きを覺ゆる所へ、遷所の御行列が肅々として出で給ふのである。先頭には儀仗兵半箇大隊前驅を承る。次に宮掌二人御先

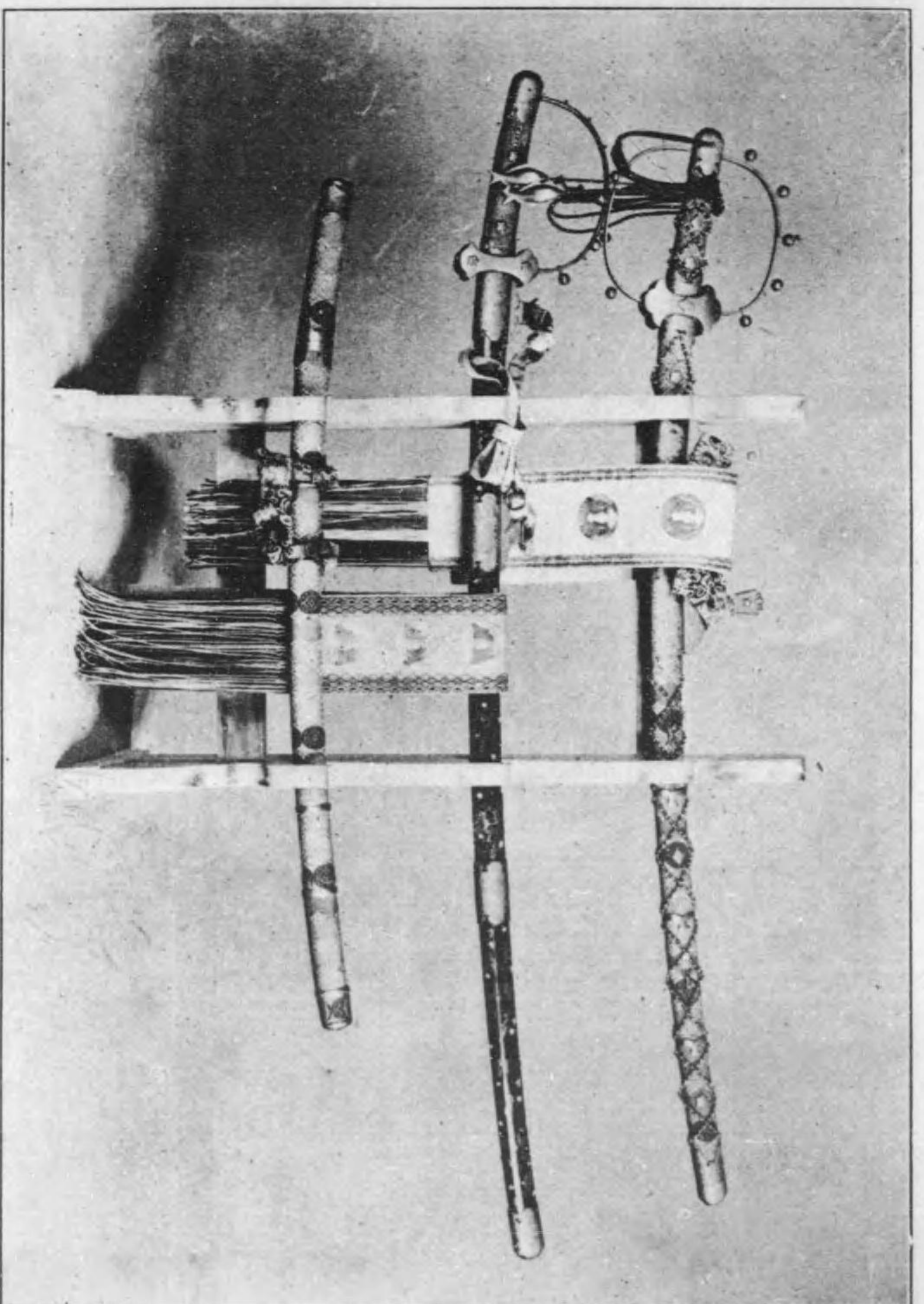
- | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--------|----------|-----------|----------|-----------|------|-----|-----|--------|----|
| 前 | 宮掌 | 秉燭 | 秉燭 | 御楯 | 御鉦 | 御鞆 | 御弓 | 管御簀 | 紫御簀 | 金銅造御太刀 | |
| | 宮掌 | 秉燭 | 秉燭 | 御楯 | 御鉦 | 御鞆 | 御弓 | 管御簀 | 紫御簀 | 金銅造御太刀 | |
| | 玉繩御太刀 | 須我利御太刀 | 御蓋 | 樂師 | 樂師 | 掌典 | 奉運動使 | 行障 | 御精垣 | 御蓋 | 祭主 |
| | 管御笠 | 御弓 | 御鞆 | 御鉦 | 御楯 | 御火 | 御火 | 宮掌 | 後 | | |
| | 管御笠 | 御弓 | 御鞆 | 御鉦 | 御楯 | 御火 | 御火 | 宮掌 | | | |
| | ○靱(うづば) | ○箸(さし) | ○玉繩(たまき) | ○須我利(すがり) | ○蓋(きぬがさ) | ○緋垣(きんかい) | | | | | |
| | ○警蹕には「オウ」と長く引く聲を用ゐらる。 | | | | | | | | | | |



(藏所館古徴)

御 渡 祭 宮 遷

神寶 (皇天宮御料)



刀太御作銅金(下) 刀太御利我須(中) 刀太御纏玉(上.)

明治二十年式年遷宮
同 四十二年撤下

絹垣

入御

祭了

を拂ひ、次に松明が御道を照す。次に先陣の供奉員が数々の神寶を捧げ持ち、次に宮内省の
樂長樂師が、神樂歌を奏しつゝ、歩を進め、次に掌典が警蹕の聲をなして邊を警め、次に奉遷
勅使が進み給ふ。其の次に行手から絹垣の見透されぬ爲の行障が捧げられ、それについで
絹垣が進み給ふのである。

次に祭主宮が御供し給ひ、その後には後陣供奉の人々、また神寶の數々を捧げつゝ、從ひ奉
り、最後をば半隊の儀仗兵が嚴かに護衛申し上げて新殿に遷御なし參らす。

かくて新殿に遷御し給へば、前陣後陣の神寶は、再び召立に随つて一系亂れず殿内に奉納
せらるゝ。奉納終れば大少宮司御扉を閉ぢ、勅使は御祭文を奉奏する。

茲、於て大宮司は勅使に遷宮の祭儀畢つた旨を申し、一同は中重に退いて奉拜八度、拍手
式の如くにして退下する、これにて國家の重大事たる遷宮の御儀滞りなく相濟んだわけで、
大神も御満足に思召さるべく、皇室におかせられても歡慮を安んじ給ふ御次第と拜察せらる

○遷御の時刻には天皇陛下下に御正装にて宮中賢所に出御あそばされ、豫て時計を正確に合せ置き、いよいよ
よ御開扉御遷御と云ふ午正八時には一分一秒の相違もあらせられず、掌典次長以下を從へさせられ神宮の
方に向うて御遙拜をなし給ふ。皇后陛下にも同時に御内庭に於て御遙拜。東宮殿下、同祀殿下皇族方におか
せられても御同様と承る。

神宮御遷宮

奉幣

さて遷宮の翌日には、明治四十二年の例に従へば朝八時より奉幣の儀が行はれた。勅使、祭主宮様を初め、大少宮司禰宜以下の神官一同、齋館を出で、儀仗兵の警護は昨夜の如く、第二鳥居に於て修祓をなし、官幣の韓櫃をば玉串行事所に昇き据ゑて點檢の事あり、それより大宮院に参進して勅使は祭文を奏し、次に太玉串を奉奠する。

それが了ると、東寶殿の御扉を開いて官幣をば殿内に奉納する。

これで奉幣が相濟みたるによつて、一同は中重の石壺に退き、奉拜八度、拍手をなして退下するのである。

古物渡

次に同日午後二時よりは古物渡と申す式が行はれる。これは古殿の神寶類を新殿に移し奉る式で、大宮司以下の神官が之に奉仕する。

御神樂

それから午後の八時よりは御神樂が奉奏せられ、勅使、祭主宮様を初め、遷宮祭に参列の諸員はいづれも之に列するのである。

凡そ御遷宮についての行事は以上を以て終了と見てよい。今次に式年遷宮の表を掲げる。

皇大神宮

豐受大神宮

〔回数〕	〔御代〕	〔年號月日〕	〔紀元〕	〔御代〕	〔年號月日〕	〔紀元〕
一	持統	白鳳一三	九二六	持統	朱鳥二	九二五
二	元明	和銅二	九二六	元明	和銅四	九二五
三	聖武	天平元	九二六	聖武	天平四	九二五
四	聖武	天平一九	九二六	孝謙	天平勝寶元	九二五
五	稱徳	天平神護二	九二六	稱徳	神護景雲二	九二五
六	桓武	延暦四	九二八	桓武	延暦六	九二五
七	嵯峨	弘仁元	九二六	嵯峨	弘仁三	九二五
八	淳和	天長六	九二六	淳和	天長八	九二五
九	仁明	嘉祥二	九二六	文徳	仁壽元	九二五
一〇	清和	貞觀一〇	九二六	清和	貞觀一二	九二五
一一	光孝	仁和二	九二六	宇多	寛平元	九二五
一二	醍醐	延喜五	九二六	醍醐	延喜七	九二五

神宮御遷宮

九五

一三	醍醐	延長	二、九、一六	一、五八四	醍醐	延長	四、九、一五	一、五八六
一四	朱雀	天慶	六、九、一六	一、六〇三	朱雀	天慶	八、一、二	一、六〇五
一五	村上	應和	二、九、一六	一、六二二	村上	康保	元、九、一五	一、六二四
一六	圓融	天元	四、九、一七	一、六四一	圓融	永觀	元、九、一五	一、六四三
一七	一條	長保	二、九、一六	一、六六〇	一條	長保	四、九、一五	一、六六二
一八	後一條	寬仁	三、九、一七	一、六七九	後一條	治安	元、九、一五	一、六八一
一九	後朱雀	長曆	二、九、一六	一、六九八	後朱雀	長久	元、九、一五	一、七〇〇
二〇	後冷泉	天喜	五、九、一六	一、七一七	後冷泉	康平	二、九、一五	一、七一九
二一	白河	承保	三、九、一六	一、七三六	白河	承曆	二、九、一五	一、七三八
二二	堀河	嘉保	二、九、一六	一、七五五	堀河	承德	元、九、一五	一、七五七
二三	鳥羽	永久	二、九、一六	一、七七四	鳥羽	永久	四、九、一五	一、七七六
二四	崇徳	長承	二、九、一六	一、七九三	崇徳	保延	元、九、一五	一、七九五
二五	近衛	仁平	二、九、一六	一、八一二	近衛	久壽	元、九、一五	一、八一四
二六	高倉	承安	元、九、一六	一、八三一	高倉	承安	三、九、一五	一、八三三

後倉

二七	後鳥羽	建久	元、九、一六	一、八五〇	後鳥羽	建久	三、九、一五	一、八五二
二八	土御門	承元	三、九、一六	一、八六九	順徳	建曆	元、九、一五	一、八七一
二九	後堀河	安貞	二、九、一六	一、八八八	後堀河	寬喜	二、九、一五	一、八九〇
三〇	後深草	實治	元、九、一六	一、九〇七	後深草	建長	元、九、一六	一、九〇九
三一	龜山	文永	三、九、一六	一、九二六	龜山	文永	五、九、一五	一、九二八
三二	後宇多	弘安	八、九、一六	一、九四五	後宇多	弘安	一〇、九、一五	一、九四七
三三	後二條	嘉元	二、二、二二	一、九六四	後二條	嘉元	四、二、二	一、九六六
三四	後醍醐	元亨	三、九、一六	一、九八三	後醍醐	正中	二、九、一五	一、九八五
三五	後村上	興國	四、二、二八	二、〇〇三	後村上	興國	六、二、二七	二、〇〇五
三六	後村上	正平	一九、二、二六	二、〇二四	後龜山	天授	六、九、八	二、〇四〇
三七	後小松	元中	八、二、二〇	二、〇五一	後小松	應永	七、二、二八	二、〇六〇
三八	後小松	應永	一八、二、二	二、〇七一	稱光	應永	二六、二、二一	二、〇七九
三九	後花園	永享	三、二、一八	二、〇九一	後花園	永享	六、九、一五	二、〇九四
四〇	後花園	寬正	三、二、二七	二、一一二				

南北朝

室町

戦國
徳川

四一	正親町	天正一三、一〇、一三	二、二四四	正親町	永祿六、九、三三	二、二二三
四二	後陽成	慶長一四、九、二一	二、二六九	後陽成	慶長一四、九、二七	二、二六九
四三	後水尾	寛永六、九、二一	二、二八九	後水尾	寛永六、九、二三	二、二八九
四四	後光明	慶安二、九、二五	二、三〇九	後光明	慶安二、九、二七	二、三〇九
四五	靈元	寛文九、九、二六	二、三二九	靈元	寛文九、九、二八	二、三二九
四六	東山	元祿二、九、一〇	二、三四九	東山	元祿二、九、一三	二、三四九
四七	中御門	寶永六、九、二	二、三六九	中御門	寶永六、九、五	二、三六九
四八	中御門	享保一四、九、三	二、三八九	中御門	享保一四、九、六	二、三八九
四九	桃園	寛延二、九、一	二、四〇九	桃園	寛延二、九、四	二、四〇九
五〇	後櫻町	明和六、九、三	二、四二九	後櫻町	明和六、九、六	二、四二九
五一	光格	寛政元、九、一	二、四四九	光格	寛政元、九、四	二、四四九
五二	光格	文化六、九、一	二、四六九	光格	文化六、九、四	二、四六九
五三	仁光	文政一三、九、一	二、四八九	仁光	文政一三、九、五	二、四八九

明治

正遷宮
假設遷宮
臨時遷宮

五四	孝明	嘉永二、九、二	二、五〇九	孝明	嘉永二、九、五	二、五〇九
五五	明治	明治二、九、四	二、五二九	明治	明治二、九、七	二、五二九
五六	明治	同 二二、一〇、二	二、五四九	明治	同 二二、一〇、五	二、五四九
五七	明治	同 四二、一〇、二	二、五六九	明治	同 四二、一〇、五	二、五六九

然るに、式年遷宮の外に、變異のあつた爲、若しくは殿舎修繕の爲などに假殿を設けて一時それに移御し參らす事もあつた。正殿遷宮をば正遷宮と申すに對し、かゝる例をば假殿遷宮と申す。又式年ならぬ意味よりは臨時遷宮とも申してよい。

變異と申すは主に炎上の場合である。炎上は古來六回を數ふ。それも皆皇大神宮にのみ起つて居るのは、内宮の神苑深く民家の入り込んで居た爲であらう。又修繕と申すのは、屋根の破損、千木勝男木の朽廢、御装束の汚濕など云ふ類で、最近は一昨年、外宮正殿に雨漏の箇

○皇大神宮正殿災上

- 一 光仁天皇 寶龜十年八月六日
- 二 桓武天皇 延暦十年八月 日
- 三 六條天皇 仁安三年十二月廿一日
- 四 後西院天皇 萬治元年閏十二月二日
- 五 靈元天皇 天和元年十二月十三日
- 六 明治天皇 明治三十一年五月廿三日

神宮御遷宮

所を生じたので、一時西の古殿地に假殿を營み、之を移御し參らせて修復を竣り、昨年春再び正殿に御遷し申したる如きは、この例である。

假殿遷宮の度数は、内宮は寶龜十年より明治三十四年までに五十六回あり、外宮は長曆四年より大正六年まで凡そ六十回ほどあつた様に見える。但し其の假殿と申すは、總て新造といふのではなく、時としては寶殿、時としては御饌殿、又は忌火屋殿など、便宜を以て當てられた例もあつた。

神宮御祭典

「祭」と云ふ文字は我が國では「マツリ」「マツル」と訓んで居る。「マツル」は「上に仕へまつる」「公につくし奉る」の義で、もと誠心を以て上長を敬ひ、之に仕へ申すといふ我が國民自然の美しい本性から出た詞であるから、子として親に仕へまつり、臣として君に仕へ奉るをも皆すべて「マツリ」「マツル」と言うても然るべき事であるが、目に見る人に御仕へするをば「マツリ」「マツル」とは言はず、目に見えぬ神祇に奉仕することだけを「マツリ」「マ

ツル」と言ふのは、たゞ詞の用ゐる方の慣習たるに外ならぬ。而して祭と云ふ文字を之に宛て、色々に使用したので、後世に至つては、祭の意味は非常に原の意味を離れて解釋される様になつて仕舞つた。

併しながら、申すも畏多いが我が皇室の、國民を率ゐて神宮を祭り給ふ御眞意を拜察申すに、其の祭とあるのは、其の詞の基づく本意のまゝに皇室の御祖先、國民の御先祖として、其の宮殿に在りますが如くに仕へまつり給ふものであつて、諸の宗教などに説く所の、神異を恐れたり、救済を祈つたりする様な性質のものでは無いことを忘れてはならぬ。吾々とても何處までも子として親に仕へ、子孫として先祖を崇め、臣民として大君につくし奉る心を以て神宮を御祭り申さねばならぬ。更に申せば、國民が如何なる神社を崇敬して其の祭を行ふに當つても、この趣旨以外に宗教的意義を含ますべきものでは無いが、特にわが神宮に對し奉りては、天照皇大神、豊受大神を初め奉り、相殿神、御伴神、別宮の神々より攝末社所管

○祭事は政事と同語にて言の本は仕奉事なるべし。奉仕る麻都理と云由は麻都流を延べて麻都呂布とも云へば即ち君に服従て其事を承り行ふをいふなり、又神を祭ると云ふも其神に奉仕るにて本と同言なり。

(本居宣長) 明治天皇

社の神々に至るまでを祭りなざる、皇室の御趣旨も、國家の趣旨も、皇祖に仕へ奉る儀禮を鄭重に盡し給ふ以外に何物を求めらるゝのでもない事を知らねばならぬ。それ故に、神宮に於て祭と申すのは、決して賑やかな騒々しい行事では無く、極めて嚴肅なる、極めて質素なる、清淨な鄭重な御儀で、所謂上に仕へまつる精神の發露に外ならぬのである。

此の意義の最もよく表されて居るのは日別朝夕大御饌祭であらうと思ふ。日別朝夕に御饌を供へまつる如きは日常の行事として、取り立て、云ふべき程の事でも無いか考へらるゝ節もあらうが、その行事が、神宮中祭の第一として重んぜらるゝ所に、深意が拜察さるゝではあるまいか。

但し昔より御一新前までは、神宮を宗教的に信仰した向もあり、従つて昔に執り行はれた儀式の中にも或は宗教的儀禮と解せられ易い作法があるかも知れぬが、一體、儀式と云ふものは、鄭重莊嚴を尙ふ性質のものであるから、古來の由緒ある慣例は強ひて退け給ふにも及ばぬ事と思ふ。中頃からの形であつても、それが大神に仕へまつるに足る作法であるならば採つて以て式の莊重を加へるのも尤もな事で、かくてこそ、由緒を尙む歴史を重んずる我が國風にも適ふ所以である。而して之を執行し給ふ御趣旨に至つては、何處までも祭の本義に

祈年祭

立たせ給ふので、聖上陛下神宮御親調の御有様などを拜しまつれば、よく其の御眞意がうかゞはれる次第である。

さて我が神宮の祭典には大中小の別があり、その別の中にもそれ／＼重要な特殊の意義がある。今順次に大祭と中祭とを解説することとする。

一年中に於ける神宮恒例の大祭は二月十七日の祈年祭を以て最初とする。これは祈年祭と云ふが本義を表して居る、即ち年は稻穀の意味、祈ひは請の意味で稻作の初に當りこの年内に風雨の災なく穀物の豊かに實る様にと民を思召す御誠意を、皇大神、豐受大神の大前に披瀝せしめ給ふ祭典である。大昔は二月十二日が祭日であつたのを、後に九日と改められた事

○神宮祭礼令

- 第一條 神宮ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス
 - 第二條 左ニ掲ケル祭祀ハ之ヲ大祭トス
祈年祭 神御衣祭 月次祭 神嘗祭 新嘗祭 遷宮祭 臨時奉幣祭
 - 第三條 左ニ掲ケル祭祀ハ之ヲ中祭トス
日別朝夕大御饌祭 歳旦祭 元始祭 紀元節祭 風日祈祭 天長祈祭
 - 第四條 内務大臣ハ遷宮ニ屬スル諸祭ニ付、前二條ニ掲ケルモノノ外、別ニ大祭中祭ヲ定ムルコトヲ得
 - 第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス
 - 第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ、又ハ參列スルコトヲ得ス、但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 仲春祈年祭、謂祈禱禱也、欲令歲美不作時令順度、即於神紙官祭之、故曰祈年（合義解）

を執り行ひ給ふと承る。

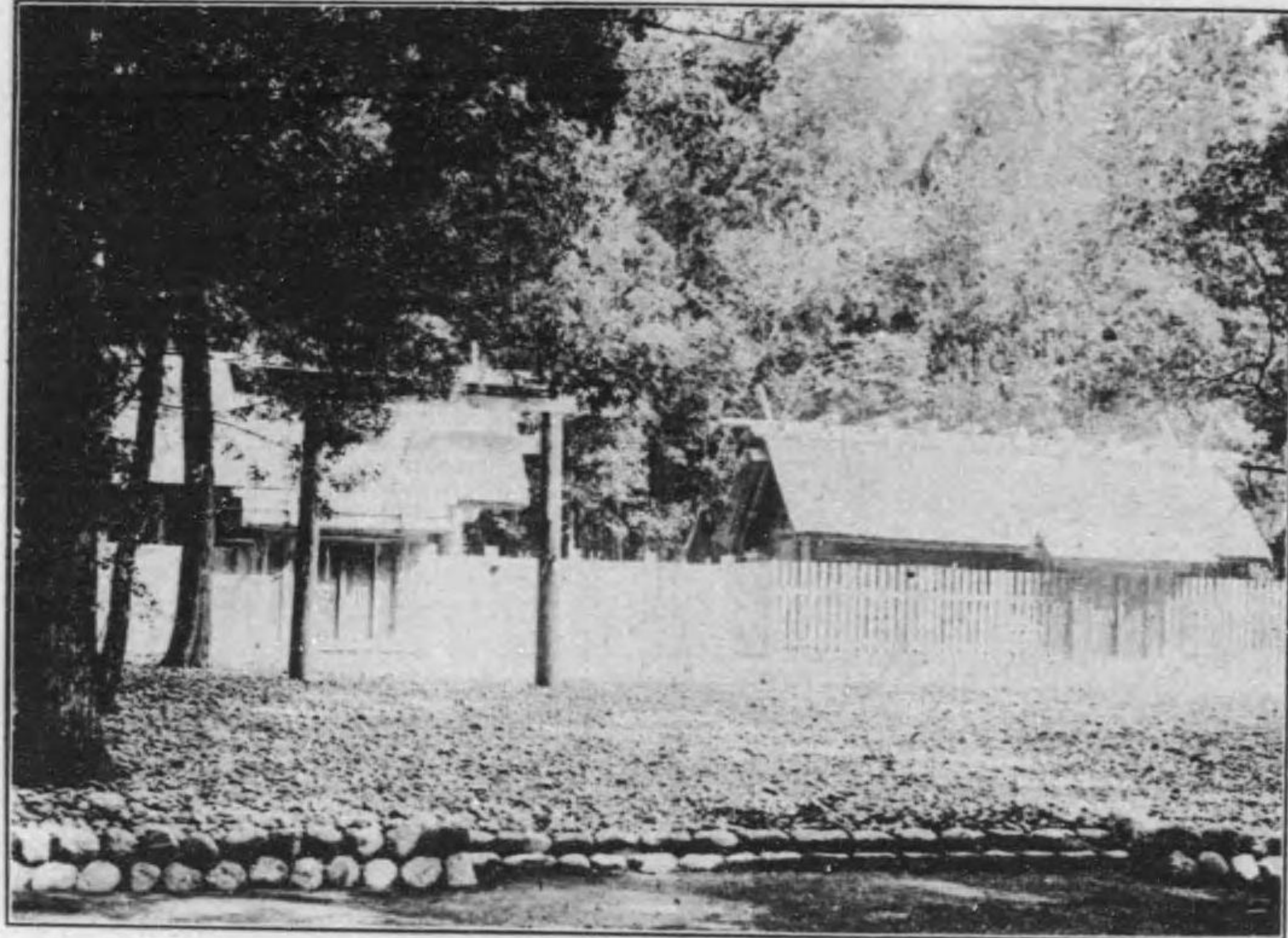
蓋し我が國は農を以て國民生活の基本となす國柄であるので、昔から歴代の天皇いづれも常に大御心をこゝに注がせられ、皇祖の御遺訓をも思召しつゝ、國の爲に民の爲にこの嚴儀を行ひ給ふ次第と拜察せられる。

神御衣祭

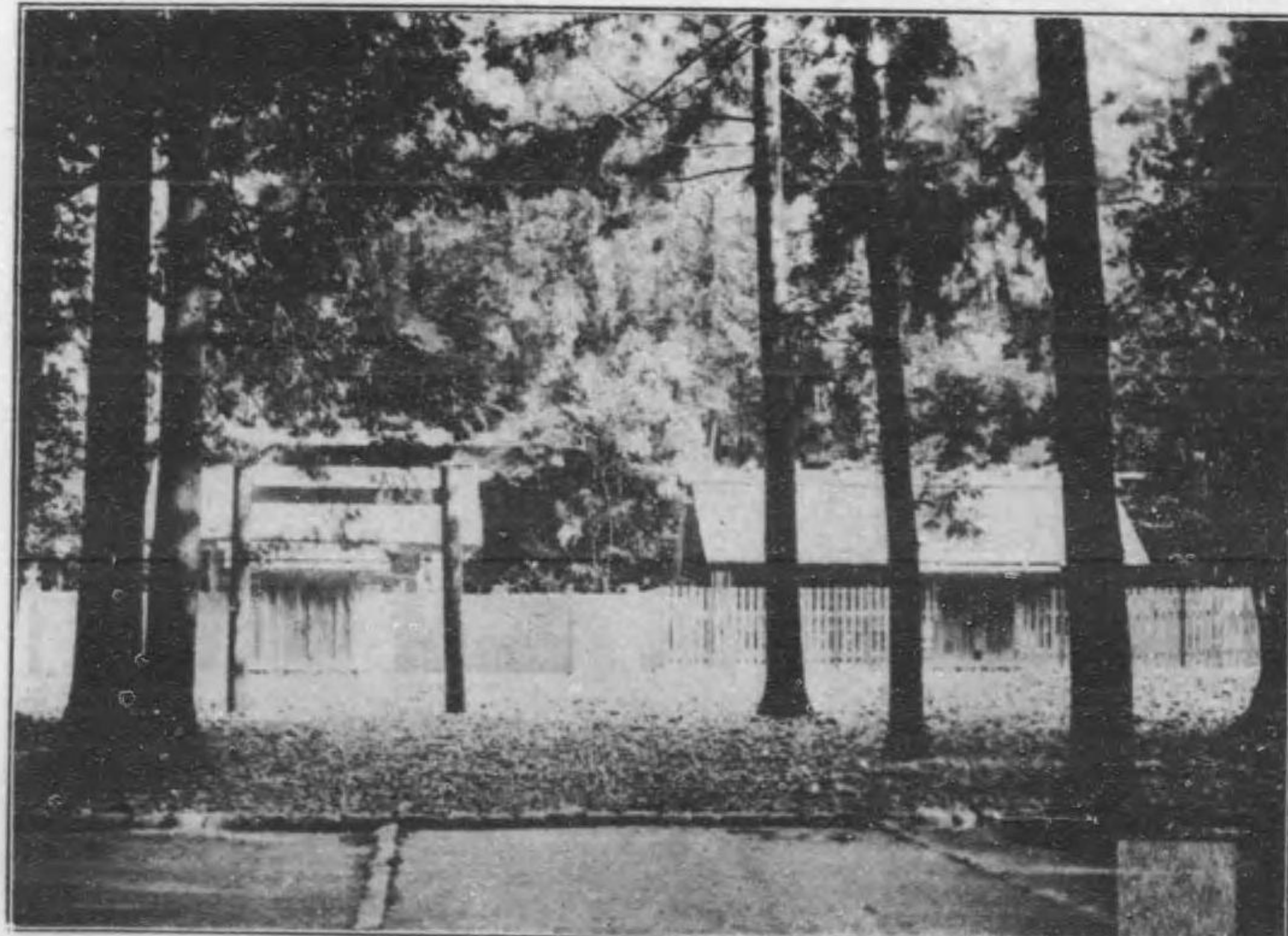
起源

毎年恒例として五月十四日と十月十四日とに皇大神と荒祭宮とに和妙荒妙兩種の神衣を奉る祭を神御衣祭と申す。また御衣祭とも申して居る。豊受大神は之に預り給はぬ。昔は夏の初の四月と冬にさしかゝる九月とに行はせられたもので、和妙の御衣は神服部の人か河國の赤引の絲を以て織り、荒妙の御衣は麻績の連の人達が麻を績んで織り奉つたものであつた。この起原は天照大神が神服部等の先祖の天御杵命、人面等の先祖の八千千姫をして御衣を織つて奉らせなされた故事に始まつて居る。これを今も行はせ給ふ御趣旨は、吾々に

- 四月九月を五月十月に改められたのは明治十三年からである。
- 和妙とは柔和なる栲織の意にて膚障より絹布、今は羽二重を云ひ、荒妙とは粗絲の栲織の意にて麻布を云ふ。
- 孟夏神衣祭謂伊勢神宮祭也、此神服部等、齊戒潔清以參河赤引神調絲織作神衣、又麻績連等、績麻以織敷和衣、以供神明、故曰神衣。(令義解)
- 日記云神衣祭者皇大神宮御坐高天原之昔人面等之遠祖天八千々姫、殖桑葉於天香山、以所蠶之御絲織供准御衣於大神云々。天降御坐之以降、人面職掌人等爲其末葉、以女子者號織子、以男子者稱人面、職掌不違天宮之例。(神名祕書)



社神殿機織服神



社神殿機績麻神

夏冬の更衣の事がある通りに、皇祖の大神にも夏涼冬暖の御誠を盡し遊ばす御孝道と拜察せらるゝ。

現今では和妙は伊勢國多氣郡東黒部村大字大垣内と云ふにある御機殿に於て織り奉る事になつて居る。御機殿をまた八尋殿とも稱ふ。此處に鎮守神二座を御祀りして、神服部機殿神社と申し、皇大神宮の所管社となつて居る。

又荒妙の方は、同國飯南郡機殿村大字井口中と云ふ處にある御機殿に於て調製する。これに鎮守神一座を齋ひ祀つてあるをば神麻績機殿神社と申して、同じく皇大神宮の所管社の一である。

而して神御衣はその祭の月の一日より織り始め、十四日に之を皇大神宮に奉り祭が了つて之を東寶殿に御納め申すと云ふ順序である。

此の祭は足利氏の末、應仁の亂以後、祈年祭などと共に中絶したのを、元祿十二年に至つて再興されたものであるが、鹽尻と云ふ隨筆に「かゝる廢禮も時有て興行す、治世の餘澤な

- 右和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏、各自潔齋、始從祭月一日織造、至二十四日供祭（延喜式）
- 現今大神に奉納の神御衣の員數
- 皇大神宮 和妙 四十八疋 荒妙 百六十疋
- 荒祭宮 和妙 二十六疋 荒妙 四十疋

り」と云つて居る。況して現今は大祭の一として鄭重に祭儀を執り行はるゝは、有難き御代の喜と申さねばならぬ。たゞし時世が時世の事故に、神御衣の全部を兩機殿にて調へると云ふわけには参らず、和妙は愛知縣葉栗郡木曾川町大字外割田に、荒妙は奈良縣山邊郡福住村に特別な工場を設けて織立てさせて来たのであるが、大正三年五月からは、兩機殿神社内の八尋殿に於て、和妙荒妙各一疋だけを織り立てさせる事となつた。併し其の職工は愛知縣と奈良縣との工場から派遣したのであるのを、機殿所在の村民の請願によつて、大正五年からは其の地の住民をして之に奉仕させる事になつた。又明治十四年以後、三河の赤引絲の由緒によつて、三河國北設樂郡稻橋村外數箇村からは生絲貳百目、同國渥美郡福江町外數箇村からは生絲五百目を年々献上して、神御衣の織料に供へる事になつて居る。

六月十六日と十二月十六日とは一年兩度の月次祭である。此の祭典はもと其の名の示す如く、月々の御祭であつたのを、六月と十二月とに定めて鄭重に祭儀を行はせらるゝ事となつたものであるが、猶其の起原の月次なりしより、この祭の名に從はれたものと見える。神宮に於ては、最も大事な祭として、この兩月次祭と神嘗祭とを併せて三箇祭と申して居る。又三時祭とも申す。

月次祭

古例によつて見るに、六月十二月の兩月次祭共に、前月の晦日に齋王が竹川に臨んで御祓を遊ばす、神宮達は度會河、即ち今の宮川にて大祓を行ひ、六月十五日には阿原木神崎に於て御贄の魚を取る事がある。之を贄海神事と云つたものである。又その夜は神饌や神官の積の無きや否やを占ふ御卜神事と云ふが行はれる。而して外宮に於ては十五日の亥時に夕の御饌を供し、十六日の丑時に朝の御饌を奉り、内宮に於ては十六日夜の亥時に夕の御饌を供し、十七日の丑時に朝の御饌を奉る。これを齋忌御饌と申す。

さて十六日には外宮に、十七日には内宮に、齋王が御參向あそばし、玉串を捧げて御拜が

○神事の委細は「神宮御神事」の條参照。
○祭儀の日は別表に参照のこと。

○六月月次祭十二月准此

右月十六日祭度會宮、十七日祭大神宮、其儀十五日黄昏以後、禰宜率諸内人物忌等陣列神御雜物、訖、亥時供三夕膳、丑時供三朝膳、禰宜内人等奏歌舞、十一日平日齋内親王參入度會宮、(中略)即神宮司執靈木綿入、外玉垣門、北向而跪、命婦若女、出受以奉齋内親王、拍手而執、著髮、神宮司又持太玉串入、同門二而跪、命婦亦轉奉齋王、拍手而執、捧入、内玉垣院門、就座、命婦、若女二人陪從、避席進前、再拜、命婦不拜、訖玉串授命婦、命婦受轉授物忌、受執立、瑞垣門西頭、齋内親王還就本座、然後禰宜乃著明衣、大神宮司著當色、鼓執太玉串、禰宜立前、次宮司、次幣雜物、單行陣列、次朝使進入、外玉垣門、當内玉垣門、並皆跪、先使中臣申詔刀、次宮司宣祝詞、訖物忌内人等昇幣帛案、入、置瑞垣内財野、(中略)退就解齋殿、給酒食、訖入外玉垣門、供饌、先神宮司、次禰宜、次大内人、次幣帛使、次齋宮主神、次寮允、以上一人、次禰宜大内人妻、訖齋宮女繻四人供五節舞、次鳥子名舞、(延喜式)

あり、勅使は官幣を奉奠し、神官は祭儀を執行す。事訖つて勅使以下には直會殿にて饗を賜ひ、人々の倭舞、五節舞、鳥名子舞などの演奏もあつたものである。然るに足利氏の末、應仁の亂以後、他の祭と共にこの祭も一旦中絶し、奉幣勅使の参向も停められたが明治五年の六月より再び勅使を立て、官幣を奉られる祭となされたのである。

神嘗祭

神宮三節祭の一として十月十七日には神嘗祭がある。神嘗とは、神新饗の意味で、御先祖の大神に其の年の新穀を奉るを申すのである。それ故にこの祭をば昔は神嘗祭と訓んだものであるが、後世音便を以て神嘗若しくは神嘗と稱へ、或は神嘗祭とも音讀する様になつた。此の祭の趣旨たる新穀を祖神に奉ると云ふことは、我が國體として最も大切な意味のある事で、神宮に於ても大祭中の大祭として、古來極めて重んぜられ、皇室に於かせられては鄭重の御儀をつくして勅使を立て幣帛を奉られたものである。後醍醐天皇の御筆に成つた建武年中行事などに見ると、よく其の時の御取扱の様がうかがはれる。現今宮中に於かせられて、神宮に勅使御發遣の儀としては、

勅使發遣

當日定メノ時ニ御殿ヲ裝飾ス
時刻宮内大臣、式部長官、式部官著床

但シ服装、小禮服、禮裝、禮服、關係諸員亦同シ
次ニ勅使衣冠著床

次ニ出御直衣冠

侍從長前行シ、侍從御劍ヲ奉シ、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽典立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

○九月十一日例幣、行幸あり、出御の義恒の如し。内侍劍璽を持って前後に侍ふ。近衛のすけ、若くは藏人扶持す。御輿は慈花を用ゐらる。國司鈴の奏なり。神祇官に行幸なりて北の廂に御輿を寄す。帳の内に内侍二人候ふ。近衛のすけ劍璽を執りて常の如く下御なりて、平敷の御座にわたらせ給ふ。大床子も裝へり。所々に布の衝立障子を立て、隔とす。東端御厨子間に御幣を裏みて案に置く。異に向きたり。次間に御座の御座を設く。常のごとし。まづ御湯殿のこゝあり。上郷座の座に著し宣命を奏す。帛の御服を奉りて、御座の御座につかせ給ふ。御笏めしてまづ御拜あり、次に舍人をめす。二聲。少納言参りて版に著く。中臣忌部召せと仰せらる少納言跪きて仰を奉りて、高く稱唯して掛して出づ。中臣忌部参りて版に著く。先忌部召せと仰せらる。外宮の御幣を採りて下部に傳ふ。其後内宮の幣御幣を忌部拍手して採りて高く擧げ持ちて版にかへりて著く。次に中臣を召す。中臣参りて御幣置きたりつる案の下に跪く。よく申して奉れ」と仰せらる。中臣稱唯して出づ。云々。果て、還御恒の如し。(建武年中行事)

○伊勢

長月やながきたためしのみてぐらの使は絶えじ神の御前に

後四院天皇

次二入御
供奉出御ノ時ノ如シ
次二各退下

宮・祓

と云ふ式になつて居るのは、殆ど古例に依らせられたものと拜察せらるゝ。

昔なれば馬車乗物にて京より遙々と伊勢に下りし勅使は、官幣を奉持していよく神宮間
近くなる。もう半里にして外宮に到着するといふ所、即ち宮川へ渡つた所に河原祓所があつ
て此處にて勅使並に官幣の祓祓を修め、それより威儀を正して神宮に参向すると云ふ順序で
あつた。勿論これは此の祭のみに限らず、奉幣勅使は皆この通り川原祓を此の處に嚴修する
のであつた。尙また三節祭に當つて齋王の神宮に御参向遊ばす途中には祓を此處に修め給ひ
神宮もまた大祭の際にはこの祓所に祓を修したものである。

今此の祭典の次第を申すと、昔は九月十七日、明治十二年よりは十月十七日と改められて

○到宮河一乗船渡、於東河原行祓、昇立馬神御寶等於前、使以下列居（伊勢勅使部類記）

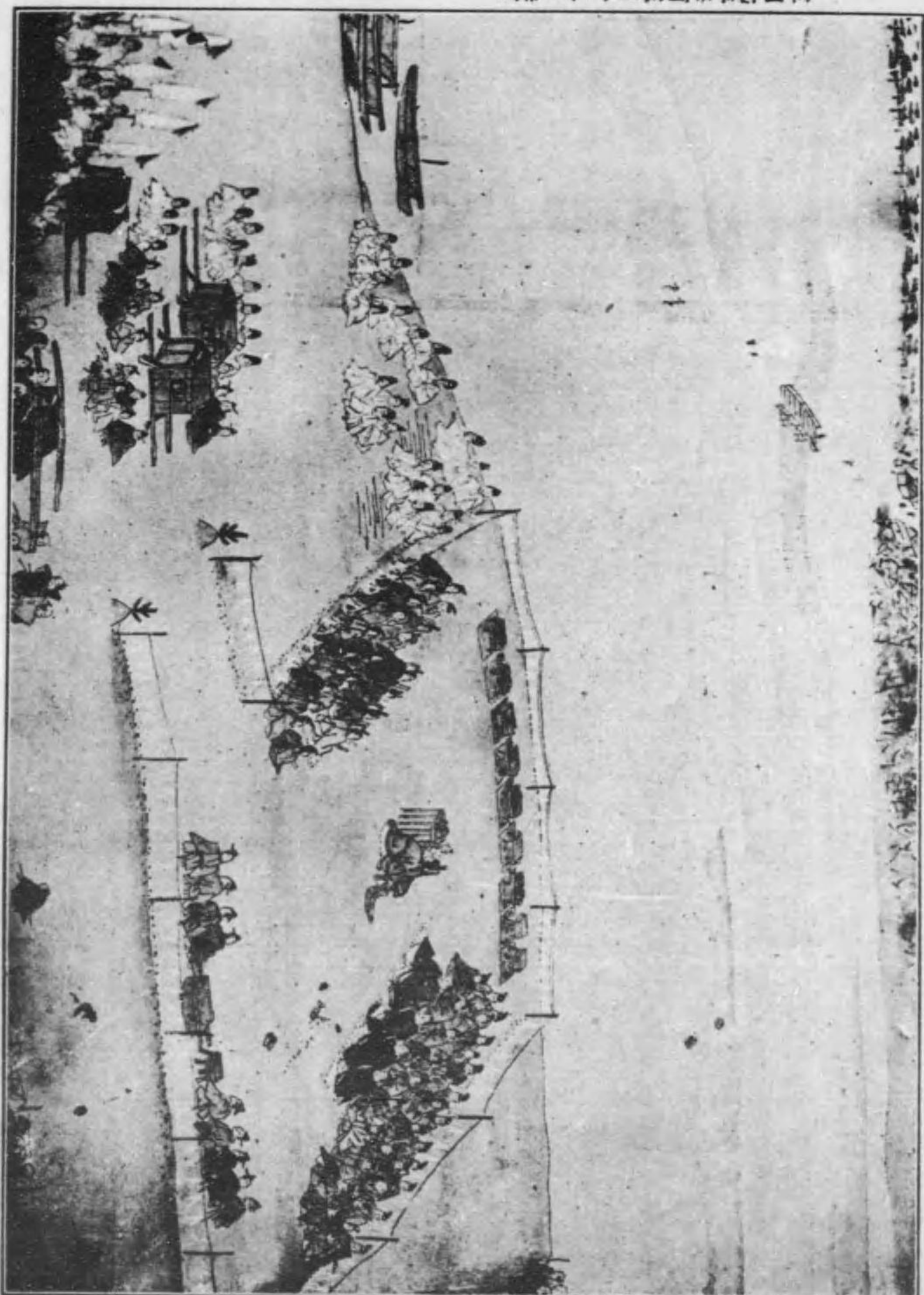
○齋王參度會宮云々。禊度會川參入神宮（延喜式）

○六月々次祭爲供奉二福宜内人等、皆悉參集、與大神宮司、度會河臨、晦大祓仕奉（皇大神宮儀式帳）

○御禊する豐宮川のしき波の數より君をなほ祈るかな

度會朝勝

享和元年辛酉三月十八日參宮
公卿勅使
正二位權大納言兼右近衛大將藤原家徳卿
中臣則隆主正二位大中臣朝臣季忠卿
王代從五位下兵衛少源朝臣定賢
忌部從五位下能登守齊朝臣常綱藤原朝
前大宮司從二位大中臣朝臣長義卿



(藏所庫文宮神)

祓原川河宮使勅

十五日の夜には興玉神を祭りて御卜神事と云ふがあり、其の夜と十六日の曉とに於て豊受大神宮に朝夕の大御饌を奉り、同日に幣帛竝に荷前の調絹を奉る。皇大神宮には、十六日夜と十七日朝とに大御饌を奉り、同日に幣帛竝に荷前の調絹を奉るといふ御儀になつて居る。

昔はこの祭の日、大神の御前に拔穂の稻と云つて、春に神官が神田に臨んで作つた田を、秋の收穫に際してまた神官が之に臨み、一々に其の稻穂を抜き取り、穂のまゝに榊にかざし

○神事については次の「神宮御神事」の條参照。

○九月神嘗祭、大神宮御衣三匹、調荷前調一百十三匹一丈二尺、五色幣料絹一匹、門帳料絹三匹三丈云々（延喜式）

○現今官幣と共に皇室より奉り給ふ荷前品目は
皇大神宮

荷前調絹、四十疋、四櫃。同（別宮九所分）九疋、九櫃。御衣料絹、三疋、一櫃。五色幣料絹、一疋、一櫃。豊受大神宮

荷前調絹、三十疋、三櫃。同（別宮四所分）四疋、四櫃。御衣料絹、二疋、一櫃。五色幣料絹、一疋、一櫃。御饌殿料、二疋、一櫃。皇大神宮御門帳料三疋二丈、一櫃。豊受大神宮御門帳料、二疋三丈、一櫃。

○二月例

先始來子日、大神宮朝御饌夕御饌、供奉、御田種蒔下始、禰宜内人等率三山向物忌子（中略）又秋收時、小内人祝部手率大神宮御田乃稻、拔穂に拔長柁乃末に就御田乃頭仁立、即臨九月祭日、酒作物忌交會、捧大

神宮乃御倉仁奉止（皇大神宮儀式帳）

○懸稅稻一千四百卅七束云々（同上）

○從前ノ宣命ヲ自今御祭文ト被改稱候事（明治六年四月三日、太政官布告）

神宮御祭典

て持ちかへつた稻と、それから、懸税の稻と云つて、神郡神戸から献上した稻とを内外の玉垣に懸け、齋王は木綿臺を著け太玉串を執つて御拜がある。其の後忌部の人が幣帛を捧げ奉り、中臣の人が宣命を讀み、宮司は祝詞を奏し、次に幣帛をば寶殿に納めて勅使以下退下、直會殿に於て御饗を賜はると云ふ式は、ほゞ月次祭の時と同じである。

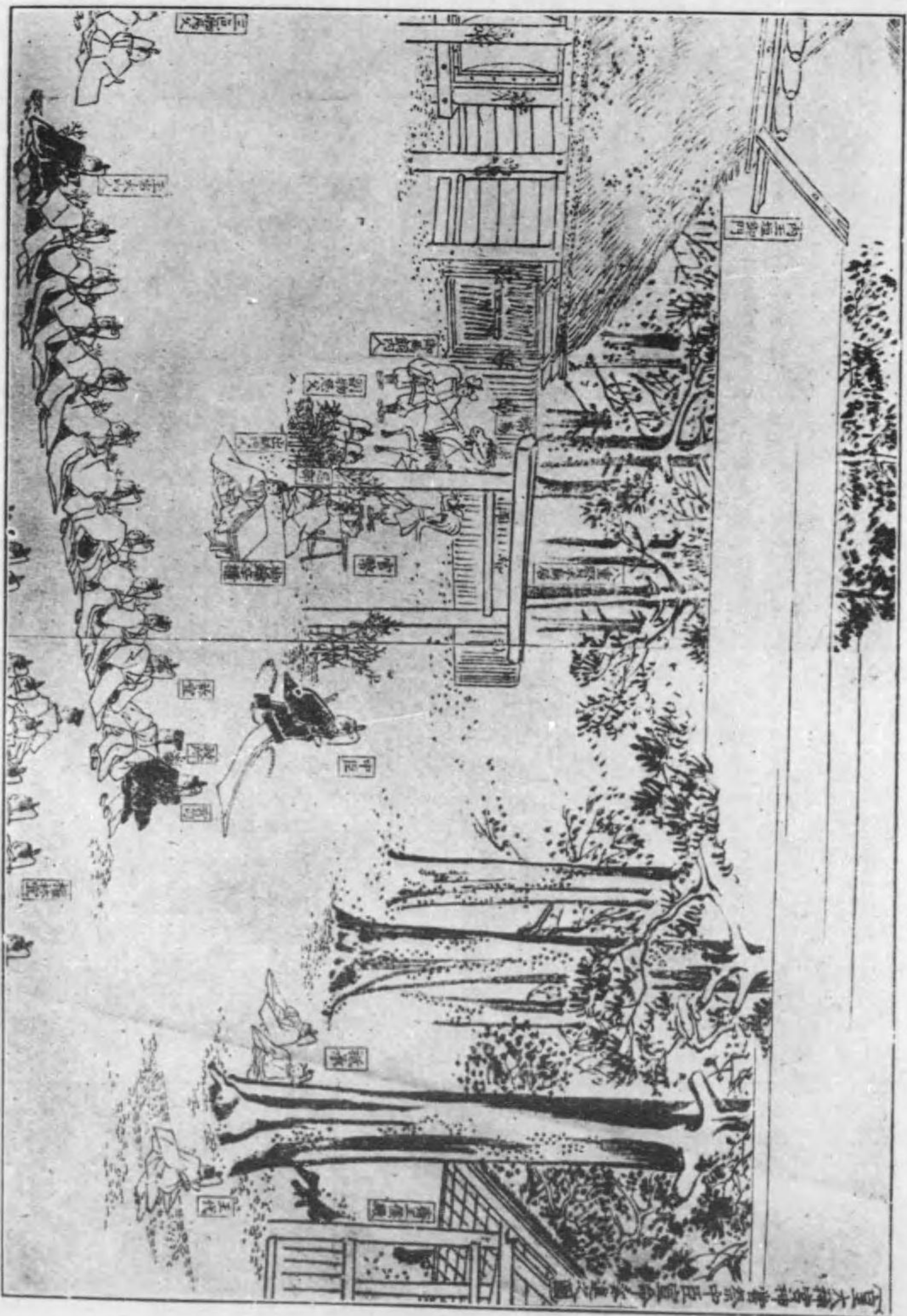
然るに平安朝の末、諸國からの奉り物は制の通りに行かぬ様になり、朝廷の御政道も衰へた爲に祭ももとの如く行はれず、御用度の乏しい爲に、例日に幣帛奉奠の勅使も叶はぬ有様となつて來た。かくて後土御門天皇の末頃になつては此の祭は全く廢絶に歸したのであつたが、後光明天皇の正保四年に、再興の勅命が下り、孝明天皇の御代よりいよく其の式が整ふ事となつた。但し昔の四姓の使と云つた者は、其の後其の姓の人が無いので、他姓の人を以て其の代としたものであるが、現今に於ては四姓の事は無く、宮内省掌典職の人を差

○神嘗祭の奉幣は年々の恒例であるによつて臨時奉幣に對して例幣と云ひ、其の勅使をば例幣使と稱へ、例幣使には必ず諸王の中から任命され、中臣氏、忌部氏之に従ふ制であつたが、中世から卜部氏も之に加はる事になつて、之を「四姓の使」と稱したものである。

○正保四年九月、例幣再興、上卿總大寺大納言、勅使廣橋宰相、辨保房、奉行資行朝臣（公卿補任）

○奉るそのみてぐらなうけまして國民やすくなほ守りてよ

孝 明 天 皇



(苑類事古)

進奉命宣臣中祭嘗神